

## 我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について (平成20年6月末時点)

※下段( )書きは平成20年3月末の数値 (単位:10億円)

	Tier1自己資本 (20年3月末)	実質業純 (20年3月期)	株式評価益 (20年6月末)	サブプライム関連商品等保有額			うちサブプライム関連ビジネス			サブプライム関連の ABCPプログラム
				簿価 (6月末)	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等 (19年4月からの 累計))	簿価 (6月末)	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等 (19年4月からの累 計))	エクスポージャー
大手行等	25,987	3,499	4,962 (3,570)	876 (933)	▲138 (▲123)	▲679 (▲652)	65 (107)	0 (0)	▲305 (▲288)	—
地域銀行	12,862	1,799	2,782 (2,217)	50 (54)	▲2 (▲1)	▲46 (▲46)	—	—	—	—
協同組織 金融機関	11,222	795	78 (▲6)	32 (32)	▲2 (▲1)	▲29 (▲28)	—	—	—	—
合計	50,071	6,093	7,823 (5,781)	958 (1,019)	▲142 (▲125)	▲754 (▲725)	65 (107)	0 (0)	▲305 (▲288)	—

※この他、サブプライムローンと直接係わりのない証券化商品等についても、グローバルな金融市場の混乱の影響が欧米を中心として広範に及んでおり、我が国の一部金融機関において、一定程度の評価損や実現損が発生しているものがある。

(注1)「サブプライム関連商品等」とは、サブプライムローンを原資産とする ABS 及びそうした ABS を原資産に含む CDO などの金融商品等を指す。なお、投資信託の運用の中で、結果的にサブプライム関連商品への投資が行われているものは含まれていない。

「サブプライム関連ビジネス」とは、サブプライムローン関連商品の組成ビジネス等を指す。

(注2)「大手行等」には、主要行、農林中央金庫、新生銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行、新たな形態の銀行、外銀信託等が含まれている。

(注3)「協同組織金融機関」には、信金中央金庫を含む信用金庫、全国信用協同組合連合会を含む信用組合、労働金庫連合会を含む労働金庫、信農連、信漁連が含まれている。農業協同組合等は含まれていない。なお、農林中央金庫は大手行等に含まれている。

(注4)上記はヒアリングベースの計数であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。

(注5)一部の証券会社のサブプライム関連商品等保有額が、連結される大手行等に含まれている。

## 我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について(平成20年9月末時点)

※下段( )書きは平成20年6月末の数値 (単位:10億円)

	Tier1自己資本 (20年3月末)	実質業純 (20年3月期)	株式評価益 (20年9月末)	サブプライム関連商品等保有額			うちサブプライム関連ビジネス			サブプライム関連の ABCPプログラム
				簿価 (9月末)	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等 (19年4月からの 累計))	簿価 (9月末)	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等 (19年4月からの累 計))	エクスポージャー
大手行等	25,987	3,499	2,201 (4,962)	719 (876)	▲140 (▲138)	▲727 (▲679)	26 (65)	0 (0)	▲316 (▲305)	—
地域銀行	12,862	1,799	1,620 (2,782)	46 (50)	▲3 (▲2)	▲47 (▲46)	—	—	—	—
協同組織 金融機関	11,222	795	▲132 (78)	31 (32)	▲4 (▲2)	▲29 (▲29)	—	—	—	—
合計	50,071	6,093	3,690 (7,823)	797 (958)	▲147 (▲142)	▲803 (▲754)	26 (64)	0 (0)	▲316 (▲305)	—

※この他、サブプライムローンと直接係わりのない証券化商品等についても、グローバルな金融市場の混乱の影響が欧米を中心として広範に及んでおり、我が国の一部金融機関において、一定程度の評価損や実現損が発生しているものがある。

(注1)「サブプライム関連商品等」とは、サブプライムローンを原資産とする ABS 及びそうした ABS を原資産に含む CDO などの金融商品等を指す。なお、投資信託の運用の中で、結果的にサブプライム関連商品への投資が行われているものは含まれていない。

「サブプライム関連ビジネス」とは、サブプライムローン関連商品の組成ビジネス等を指す。

(注2)「大手行等」には、主要行、農林中央金庫、新生銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行、新たな形態の銀行、外銀信託等が含まれている。

(注3)「協同組織金融機関」には、信金中央金庫を含む信用金庫、全国信用協同組合連合会を含む信用組合、労働金庫連合会を含む労働金庫、信農連、信漁連が含まれている。農業協同組合等は含まれていない。なお、農林中央金庫は大手行等に含まれている。

(注4)上記はヒアリングベースの計数であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。

(注5)一部の証券会社のサブプライム関連商品等保有額が、連結される大手行等に含まれている。

## 我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について(平成20年12月末時点)

※下段( )書きは平成20年9月末の数値 (単位:10億円)

	Tier1自己資本 (20年3月末)	実質業純 (20年3月期)	株式評価益 (20年12月末)	サブプライム関連商品等保有額			うちサブプライム関連ビジネス			サブプライム関連の ABCPプログラム
				簿価 (12月末)	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等 (19年4月からの 累計))	簿価 (12月末)	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等 (19年4月からの累 計))	エクスポージャー
大手行等	25,987	3,499	111 (2,201)	496 (719)	▲119 (▲140)	▲842 (▲727)	21 (26)	0 (0)	▲317 (▲316)	—
地域銀行	12,862	1,799	666 (1,620)	39 (46)	▲7 (▲3)	▲48 (▲47)	—	—	—	—
協同組織 金融機関	11,222	795	▲327 (▲132)	30 (31)	▲8 (▲4)	▲29 (▲29)	—	—	—	—
合計	50,071	6,093	450 (3,690)	565 (797)	▲134 (▲147)	▲919 (▲803)	21 (26)	0 (0)	▲317 (▲316)	—

※この他、サブプライムローンと直接係わりのない証券化商品等についても、グローバルな金融市場の混乱の影響が欧米を中心として広範に及んでおり、我が国の一部金融機関において、一定程度の評価損や実現損が発生しているものがある。

(注1)「サブプライム関連商品等」とは、サブプライムローンを原資産とする ABS 及びそうした ABS を原資産に含む CDO などの金融商品等を指す。なお、投資信託の運用の中で、結果的にサブプライム関連商品への投資が行われているものは含まれていない。

「サブプライム関連ビジネス」とは、サブプライムローン関連商品の組成ビジネス等を指す。

(注2)「大手行等」には、主要行、農林中央金庫、新生銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行、新たな形態の銀行、外銀信託等が含まれている。

(注3)「協同組織金融機関」には、信金中央金庫を含む信用金庫、全国信用協同組合連合会を含む信用組合、労働金庫連合会を含む労働金庫、信農連、信漁連が含まれている。農業協同組合等は含まれていない。なお、農林中央金庫は大手行等に含まれている。

(注4)上記はヒアリングベースの計数であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。

(注5)一部の証券会社のサブプライム関連商品等保有額が、連結される大手行等に含まれている。

## 我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について(平成21年3月末時点)

※下段( )書きは平成20年12月末の数値 (単位:10億円)

	Tier1自己資本 (21年3月末)	実質業純 (21年3月期)	株式評価益 (21年3月末)	サブプライム関連商品等保有額			うちサブプライム関連ビジネス			サブプライム関連の ABCPプログラム
				簿価 (3月末)	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等 (19年4月からの 累計))	簿価 (3月末)	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等 (19年4月からの累 計))	エクスポージャー
大手行等	23,305	2,264	▲597 (111)	397 (496)	▲83 (▲119)	▲916 (▲842)	17 (21)	0 (0)	▲324 (▲317)	—
地域銀行	13,097	1,143	474 (666)	31 (39)	▲6 (▲7)	▲52 (▲48)	—	—	—	—
協同組織 金融機関	11,524	489	▲268 (▲327)	22 (30)	▲4 (▲8)	▲34 (▲29)	—	—	—	—
合計	47,882	3,898	▲390 (450)	449 (565)	▲93 (▲134)	▲1,001 (▲919)	17 (21)	0 (0)	▲324 (▲317)	—

※この他、サブプライムローンと直接係わりのない証券化商品等についても、グローバルな金融市場の混乱の影響が欧米を中心として広範に及んでおり、我が国の一部金融機関において、一定程度の評価損や実現損が発生しているものがある。

(注1)「サブプライム関連商品等」とは、サブプライムローンを原資産とする ABS 及びそうした ABS を原資産に含む CDO などの金融商品等を指す。なお、投資信託の運用の中で、結果的にサブプライム関連商品への投資が行われているものは含まれていない。

「サブプライム関連ビジネス」とは、サブプライムローン関連商品の組成ビジネス等を指す。

(注2)「大手行等」には、主要行、農林中央金庫、新生銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行、新たな形態の銀行、外銀信託等が含まれている。

(注3)「協同組織金融機関」には、信金中央金庫を含む信用金庫、全国信用協同組合連合会を含む信用組合、労働金庫連合会を含む労働金庫、信農連、信漁連が含まれている。農業協同組合等は含まれていない。なお、農林中央金庫は大手行等に含まれている。

(注4)上記はヒアリングベースの計数であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。

(注5)一部の証券会社のサブプライム関連商品等保有額が、連結される大手行等に含まれている。



FSF報告書における先進的開示事例を踏まえた我が国の預金取扱金融機関の証券化商品等の保有額等について (平成20年6月末時点)

※下段( )書きは平成20年3月末の数値 (単位:10億円)

	サブプライム関連商品等保有額											CLO,CDO※			RMBS※			CMBS			レバレッジドローン		合計			
	うちCDO			うちRMBS			その他			小計			保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)		
	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)														
大手行等	209	▲ 27	▲ 548	504	▲ 112	▲ 74	163	1	▲ 57	876	▲ 138	▲ 679	6,411	▲ 572	▲ 349	3,888	▲ 89	▲ 203	2,323	▲ 76	▲ 9	5,911	▲ 96	▲ 1,337		
	(246)	(▲ 24)	(▲ 528)	(513)	(▲ 99)	(▲ 70)	(174)	(0)	(▲ 53)	(933)	(▲ 123)	(▲ 652)	(6,164)	(▲ 573)	(▲ 328)	(3,988)	(▲ 66)	(▲ 191)	(2,338)	(▲ 71)	(▲ 10)	(5,178)	(▲ 64)	(▲ 1,243)		
地域銀行	10	▲ 1	▲ 46	0	▲ 0	0	39	▲ 1	0	50	▲ 2	▲ 46	320	▲ 30	▲ 87	971	▲ 4	17	432	▲ 3	6	15	0	▲ 110		
	(11)	(▲ 1)	(▲ 46)	(0)	(▲ 0)	(0)	(43)	(▲ 1)	(0)	(54)	(▲ 1)	(▲ 46)	(340)	(▲ 34)	(▲ 84)	(1,030)	(▲ 0)	(14)	(457)	(▲ 2)	(4)	(17)	(0)	(▲ 111)		
協同組織 金融機関	4	▲ 1	▲ 30	0	0	0	28	▲ 1	1	32	▲ 2	▲ 29	1,205	▲ 114	▲ 73	830	▲ 2	4	213	▲ 2	3	26	1	▲ 94		
	(4)	(▲ 0)	(▲ 30)	(0)	(▲ 0)	(0)	(28)	(▲ 1)	(1)	(32)	(▲ 1)	(▲ 28)	(1,261)	(▲ 111)	(▲ 82)	(762)	(▲ 0)	(9)	(222)	(▲ 1)	(3)	(16)	(0)	(▲ 98)		
合計	223	▲ 29	▲ 625	504	▲ 112	▲ 74	230	▲ 1	▲ 55	958	▲ 142	▲ 754	7,936	▲ 715	▲ 509	5,689	▲ 95	▲ 182	2,968	▲ 80	▲ 0	5,953	▲ 95	▲ 1,541		
	(261)	(▲ 24)	(▲ 604)	(513)	(▲ 99)	(▲ 70)	(245)	(▲ 1)	(▲ 51)	(1,019)	(▲ 125)	(▲ 725)	(7,766)	(▲ 718)	(▲ 495)	(5,780)	(▲ 67)	(▲ 167)	(3,017)	(▲ 74)	(▲ 2)	(5,211)	(▲ 63)	(▲ 1,453)		
(参考) 商品別毀損率	▲ 75.32%			▲ 31.25%			▲ 25.48%			▲ 52.10%			▲ 14.14%			▲ 4.55%			▲ 3.00%			▲ 1.48%		▲ 9.94%		
	(▲ 70.83%)			(▲ 28.19%)			(▲ 22.35%)			(▲ 48.33%)			(▲ 14.40%)			(▲ 3.90%)			(▲ 2.75%)			(▲ 1.22%)		(▲ 9.79%)		
	▲ 15.02%			▲ 22.45%			▲ 11.60%			▲ 1.60%			▲ 15.02%			▲ 22.45%			▲ 11.60%			▲ 1.60%		▲ 15.34%		
	(▲ 15.68%)			(▲ 19.09%)			(▲ 11.86%)			(▲ 1.53%)		(▲ 15.68%)			(▲ 19.09%)			(▲ 11.86%)			(▲ 1.53%)		(▲ 15.56%)			

点線枠内は原資産が海外の計数。

※サブプライム関連のCDO、RMBSは含まれない。

(注1)「商品別毀損率」については、評価損益(6月末)と引当及び減損(19年4月からの累計)の合計を、減損前保有額にて割ったものとして算出。

(注2)上記はヒアリングベースの計数であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。

(注3)CDOには、CDO等へ投資を行っているSIVを含む。

(注4)RMBSには政府支援機関等のモーゲージ債は含まない。

(注5)レバレッジドローンとは、各金融機関によりその定義は若干異なるが、一般的には、企業買収に際して供与されるローン等の低格付企業向けローンを指す。

(注6)上記のほか一部の銀行において、モノライン保険会社を相手方とするCDS取引による損失(約▲315億円)が公表されている。

FSF報告書における先進的開示事例を踏まえた我が国の預金取扱金融機関の証券化商品等の保有額等について (平成20年9月末時点)

※下段( )書きは平成20年6月末の数値 (単位:10億円)

	サブプライム関連商品等保有額									CLO,CDO※			RMBS※			CMBS			レバレッジドローン		合計					
	うちCDO			うちRMBS			その他			小計			保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)		
	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)														
大手行等	170 (209)	▲ 27 (▲ 27)	▲ 567 (▲ 548)	438 (504)	▲ 108 (▲ 112)	▲ 98 (▲ 74)	112 (163)	▲ 4 (1)	▲ 62 (▲ 57)	719 (876)	▲ 140 (▲ 138)	▲ 727 (▲ 679)	6,140 (6,411)	▲ 886 (▲ 572)	▲ 431 (▲ 349)	3,707 (3,888)	▲ 129 (▲ 89)	▲ 229 (▲ 203)	2,246 (2,323)	▲ 110 (▲ 76)	▲ 17 (▲ 9)	5,599 (5,911)	▲ 108 (▲ 96)	18,412 (19,410)	▲ 1,264 (▲ 875)	▲ 1,512 (▲ 1,337)
													5,661 (5,901)	▲ 865 (▲ 559)	▲ 408 (▲ 319)	879 (962)	▲ 122 (▲ 86)	▲ 230 (▲ 202)	603 (625)	▲ 92 (▲ 65)	▲ 14 (▲ 9)	4,245 (4,488)	▲ 87 (▲ 81)	12,107 (12,851)	▲ 1,219 (▲ 848)	▲ 1,466 (▲ 1,289)
地域銀行	8 (10)	▲ 1 (▲ 1)	▲ 47 (▲ 46)	0 (0)	▲ 0 (▲ 0)	0 (0)	38 (39)	▲ 2 (▲ 1)	0 (0)	46 (50)	▲ 3 (▲ 2)	▲ 47 (▲ 46)	263 (320)	▲ 33 (▲ 30)	▲ 130 (▲ 87)	932 (971)	▲ 3 (▲ 4)	21 (17)	417 (432)	▲ 4 (▲ 3)	7 (6)	15 (15)	0 (0)	1,672 (1,788)	▲ 43 (▲ 38)	▲ 149 (▲ 110)
													195 (246)	▲ 31 (▲ 28)	▲ 128 (▲ 86)	1 (1)	▲ 0 (▲ 0)	▲ 0 (▲ 0)	- (-)	- (-)	▲ 0 (▲ 0)	5 (5)	0 (0)	247 (302)	▲ 34 (▲ 30)	▲ 175 (▲ 131)
協同組織 金融機関	3 (4)	▲ 1 (▲ 1)	▲ 30 (▲ 30)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	28 (28)	▲ 3 (▲ 1)	1 (1)	31 (32)	▲ 4 (▲ 2)	▲ 29 (▲ 29)	1,113 (1,205)	▲ 196 (▲ 114)	▲ 82 (▲ 73)	807 (830)	▲ 2 (▲ 2)	6 (4)	210 (213)	▲ 2 (▲ 2)	4 (3)	26 (26)	1 (1)	2,187 (2,305)	▲ 203 (▲ 119)	▲ 101 (▲ 94)
													878 (965)	▲ 185 (▲ 106)	▲ 82 (▲ 73)	- (-)	0 (-)	0 (0)	- (-)	- (-)	- (-)	11 (12)	▲ 0 (0)	920 (1,009)	▲ 188 (▲ 108)	▲ 111 (▲ 102)
合計	181 (223)	▲ 29 (▲ 29)	▲ 644 (▲ 625)	438 (504)	▲ 108 (▲ 112)	▲ 98 (▲ 74)	178 (230)	▲ 9 (▲ 1)	▲ 61 (▲ 55)	797 (958)	▲ 147 (▲ 142)	▲ 803 (▲ 754)	7,515 (7,936)	▲ 1,114 (▲ 715)	▲ 643 (▲ 509)	5,447 (5,689)	▲ 134 (▲ 95)	▲ 202 (▲ 182)	2,873 (2,968)	▲ 116 (▲ 80)	▲ 7 (▲ 0)	5,639 (5,953)	▲ 107 (▲ 95)	22,271 (23,503)	▲ 1,511 (▲ 1,033)	▲ 1,762 (▲ 1,541)
													6,733 (7,112)	▲ 1,081 (▲ 693)	▲ 618 (▲ 478)	880 (963)	▲ 122 (▲ 86)	▲ 230 (▲ 202)	603 (625)	▲ 92 (▲ 65)	▲ 14 (▲ 9)	4,261 (4,505)	▲ 86 (▲ 80)	13,274 (14,161)	▲ 1,441 (▲ 986)	▲ 1,752 (▲ 1,523)

(参考) 商品別毀損率	▲ 79.78% (▲ 75.32%)	▲ 35.63% (▲ 31.25%)	▲ 25.02% (▲ 25.48%)	▲ 56.41% (▲ 52.10%)	▲ 21.07% (▲ 14.14%)	▲ 5.89% (▲ 4.55%)	▲ 4.60% (▲ 3.00%)	▲ 1.74% (▲ 1.48%)	▲ 13.07% (▲ 9.94%)
					▲ 22.60% (▲ 15.02%)	▲ 29.36% (▲ 22.45%)	▲ 17.16% (▲ 11.60%)	▲ 1.80% (▲ 1.60%)	▲ 20.25% (▲ 15.34%)

点線枠内は原資産が海外の計数。

※サブプライム関連のCDO、RMBSは含まれない。

(注1)「商品別毀損率」については、評価損益(9月末)と引当及び減損(19年4月からの累計)の合計を、減損前保有額にて割ったものとして算出。

(注2)上記はヒアリングベースの計数であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。

(注3)CDOには、CDO等へ投資を行っているSIVを含む。

(注4)RMBSには政府支援機関等のモーゲージ債は含まない。

(注5)レバレッジドローンとは、各金融機関によりその定義は若干異なるが、一般的には、企業買収に際して供与されるローン等の低格付企業向けローンを指す。

(注6)上記のほか一部の銀行において、モノライン保険会社を相手方とするCDS取引による損失(約▲317億円)が公表されている。

FSF報告書における先進的開示事例を踏まえた我が国の預金取扱金融機関の証券化商品等の保有額等について (平成20年12月末時点)

※下段( )書きは平成20年9月末の数値 (単位:10億円)

	サブプライム関連商品等保有額									CLO,CDO※			RMBS※			CMBS			レバレッジドローン		合計					
	うちCDO			うちRMBS			その他			小計			保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)		
	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)														
大手行等	111 (170)	▲ 21 (▲ 27)	▲ 602 (▲ 567)	300 (438)	▲ 85 (▲ 108)	▲ 159 (▲ 98)	85 (112)	▲ 13 (▲ 4)	▲ 81 (▲ 62)	496 (719)	▲ 119 (▲ 140)	▲ 842 (▲ 727)	5,054 (6,140)	▲ 576 (▲ 886)	▲ 627 (▲ 431)	3,379 (3,707)	▲ 104 (▲ 129)	▲ 281 (▲ 229)	2,082 (2,246)	▲ 78 (▲ 110)	▲ 32 (▲ 17)	4,813 (5,599)	▲ 77 (▲ 108)	15,823 (18,412)	▲ 877 (▲ 1,264)	▲ 1,859 (▲ 1,512)
													4,609 (5,661)	▲ 554 (▲ 865)	▲ 583 (▲ 408)	625 (879)	▲ 104 (▲ 122)	▲ 284 (▲ 230)	477 (603)	▲ 59 (▲ 92)	▲ 21 (▲ 14)	3,481 (4,245)	▲ 59 (▲ 87)	9,686 (12,107)	▲ 835 (▲ 1,219)	▲ 1,788 (▲ 1,466)
地域銀行	6 (8)	▲ 1 (▲ 1)	▲ 48 (▲ 47)	0 (0)	0 (▲ 0)	0 (0)	33 (38)	▲ 7 (▲ 2)	▲ 1 (0)	39 (46)	▲ 7 (▲ 3)	▲ 48 (▲ 47)	172 (263)	▲ 20 (▲ 33)	▲ 176 (▲ 130)	894 (932)	▲ 4 (▲ 3)	24 (21)	395 (417)	▲ 6 (▲ 4)	8 (7)	13 (15)	1 (0)	1,513 (1,672)	▲ 37 (▲ 43)	▲ 191 (▲ 149)
													118 (195)	▲ 14 (▲ 31)	▲ 171 (▲ 128)	1 (1)	▲ 0 (▲ 0)	▲ 0 (▲ 0)	- (-)	- (-)	▲ 0 (▲ 0)	4 (5)	0 (0)	162 (247)	▲ 22 (▲ 34)	▲ 219 (▲ 175)
協同組織 金融機関	3 (3)	▲ 2 (▲ 1)	▲ 30 (▲ 30)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	27 (28)	▲ 6 (▲ 3)	1 (1)	30 (31)	▲ 8 (▲ 4)	▲ 29 (▲ 29)	1,025 (1,113)	▲ 143 (▲ 196)	▲ 102 (▲ 82)	798 (807)	▲ 4 (▲ 2)	9 (6)	195 (210)	▲ 2 (▲ 2)	5 (4)	23 (26)	0 (1)	2,071 (2,187)	▲ 157 (▲ 203)	▲ 117 (▲ 101)
													797 (878)	▲ 124 (▲ 185)	▲ 98 (▲ 82)	- (-)	- (0)	- (0)	- (-)	- (-)	- (-)	10 (11)	▲ 0 (▲ 0)	838 (920)	▲ 132 (▲ 188)	▲ 128 (▲ 111)
合計	119 (181)	▲ 23 (▲ 29)	▲ 680 (▲ 644)	300 (438)	▲ 85 (▲ 108)	▲ 159 (▲ 98)	145 (178)	▲ 26 (▲ 9)	▲ 80 (▲ 61)	565 (797)	▲ 134 (▲ 147)	▲ 919 (▲ 803)	6,251 (7,515)	▲ 739 (▲ 1,114)	▲ 905 (▲ 643)	5,072 (5,447)	▲ 112 (▲ 134)	▲ 248 (▲ 202)	2,671 (2,873)	▲ 86 (▲ 116)	▲ 19 (▲ 7)	4,849 (5,639)	▲ 76 (▲ 107)	19,408 (22,271)	▲ 1,071 (▲ 1,511)	▲ 2,167 (▲ 1,762)
													5,524 (6,733)	▲ 692 (▲ 1,081)	▲ 853 (▲ 618)	626 (880)	▲ 104 (▲ 122)	▲ 285 (▲ 230)	477 (603)	▲ 59 (▲ 92)	▲ 21 (▲ 14)	3,495 (4,261)	▲ 58 (▲ 86)	10,686 (13,274)	▲ 989 (▲ 1,441)	▲ 2,135 (▲ 1,752)

(参考) 商品別毀損率	▲ 86.77% (▲ 79.78%)	▲ 49.96% (▲ 35.63%)	▲ 44.65% (▲ 25.02%)	▲ 68.74% (▲ 56.41%)	▲ 22.24% (▲ 21.07%)	▲ 6.63% (▲ 5.89%)	▲ 4.36% (▲ 4.60%)	▲ 1.34% (▲ 1.74%)	▲ 14.30% (▲ 13.07%)
					▲ 23.48% (▲ 22.60%)	▲ 39.38% (▲ 29.36%)	▲ 15.92% (▲ 17.16%)	▲ 1.33% (▲ 1.80%)	▲ 23.04% (▲ 20.25%)

点線枠内は原資産が海外の計数。

※サブプライム関連のCDO、RMBSは含まれない。

(注1)「商品別毀損率」については、評価損益(12月末)と引当及び減損(19年4月からの累計)の合計を、減損前保有額にて割ったものとして算出。

(注2)上記はヒアリングベースの計数であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。

(注3)CDOには、CDO等へ投資を行っているSIVを含む。

(注4)RMBSには政府支援機関等のモーゲージ債は含まない。

(注5)レバレッジドローンとは、各金融機関によりその定義は若干異なるが、一般的には、企業買収に際して供与されるローン等の低格付企業向けローンを指す。

(注6)上記のほか一部の銀行において、モノライン保険会社を相手方とするCDS取引による損失(約▲300億円)が公表されている。

FSF報告書における先進的開示事例を踏まえた我が国の預金取扱金融機関の証券化商品等の保有額等について (平成21年3月末時点)

※下段( )書きは平成20年12月末の数値 (単位:10億円)

	サブプライム関連商品等保有額											CLO,CDO※			RMBS※			CMBS			レバレッジドローン		合計			
	うちCDO			うちRMBS			その他			小計			保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)		
	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)	保有額	評価損益	実現損益 (売却損益・減損等)														
大手行等	75 (111)	▲7 (▲21)	▲615 (▲602)	250 (300)	▲66 (▲85)	▲215 (▲159)	72 (85)	▲11 (▲13)	▲85 (▲81)	397 (496)	▲83 (▲119)	▲916 (▲842)	4,865 (5,054)	▲434 (▲576)	▲694 (▲627)	3,122 (3,379)	▲74 (▲104)	▲332 (▲281)	1,972 (2,082)	▲45 (▲78)	▲51 (▲32)	4,782 (4,813)	▲152 (▲77)	15,138 (15,823)	▲637 (▲877)	▲2,144 (▲1,859)
													4,436 (4,609)	▲407 (▲554)	▲638 (▲583)	525 (625)	▲56 (▲104)	▲334 (▲284)	453 (477)	▲19 (▲59)	▲29 (▲21)	3,506 (3,481)	▲136 (▲59)	9,317 (9,686)	▲566 (▲835)	▲2,053 (▲1,788)
地域銀行	5 (6)	▲0 (▲1)	▲49 (▲48)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	26 (33)	▲5 (▲7)	▲3 (▲1)	31 (39)	▲6 (▲7)	▲52 (▲48)	150 (172)	▲13 (▲20)	▲189 (▲176)	848 (894)	▲7 (▲4)	27 (24)	347 (395)	▲6 (▲6)	6 (8)	13 (13)	0 (1)	1,389 (1,513)	▲32 (▲37)	▲208 (▲191)
													92 (118)	▲10 (▲14)	▲186 (▲171)	1 (1)	▲0 (▲0)	▲1 (▲0)	- (-)	- (-)	0 (▲0)	4 (4)	0 (0)	127 (162)	▲8 (▲22)	▲239 (▲219)
協同組織 金融機関	1 (3)	▲0 (▲2)	▲32 (▲30)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	20 (27)	▲3 (▲6)	▲2 (1)	22 (30)	▲4 (▲8)	▲34 (▲29)	972 (1,025)	▲83 (▲143)	▲173 (▲102)	773 (798)	▲8 (▲4)	18 (9)	168 (195)	▲4 (▲2)	5 (5)	22 (23)	0 (0)	1,956 (2,071)	▲98 (▲157)	▲183 (▲117)
													763 (797)	▲79 (▲124)	▲157 (▲98)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	9 (10)	▲0 (▲0)	794 (838)	▲83 (▲132)	▲191 (▲128)
合計	82 (119)	▲7 (▲23)	▲695 (▲680)	250 (300)	▲66 (▲85)	▲215 (▲159)	118 (145)	▲20 (▲26)	▲91 (▲80)	449 (565)	▲93 (▲134)	▲1,001 (▲919)	5,986 (6,251)	▲530 (▲739)	▲1,056 (▲905)	4,743 (5,072)	▲89 (▲112)	▲287 (▲248)	2,487 (2,671)	▲55 (▲88)	▲39 (▲19)	4,817 (4,849)	▲152 (▲76)	18,483 (19,408)	▲767 (▲1,071)	▲2,535 (▲2,167)
													5,291 (5,524)	▲495 (▲692)	▲981 (▲853)	526 (626)	▲57 (▲104)	▲334 (▲285)	453 (477)	▲19 (▲59)	▲29 (▲21)	3,519 (3,495)	▲136 (▲58)	10,239 (10,686)	▲657 (▲989)	▲2,483 (▲2,135)
(参考) 商品別毀損率	▲89.28% (▲86.77%)			▲56.16% (▲49.96%)			▲48.61% (▲44.65%)			▲72.76% (▲68.74%)			▲21.24% (▲22.24%)			▲6.55% (▲6.63%)			▲4.28% (▲4.36%)			▲2.68% (▲1.34%)		▲14.47% (▲14.30%)		
	▲22.09% (▲23.48%)			▲37.56% (▲39.38%)			▲9.83% (▲15.92%)			▲3.20% (▲1.33%)			▲22.52% (▲23.04%)													

点線枠内は原資産が海外の計数。

※サブプライム関連のCDO、RMBSは含まれない。

(注1)「商品別毀損率」については、評価損益(3月末)と引当及び減損(19年4月からの累計)の合計を、減損前保有額にて割ったものとして算出。

(注2)上記はヒアリングベースの計数であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。

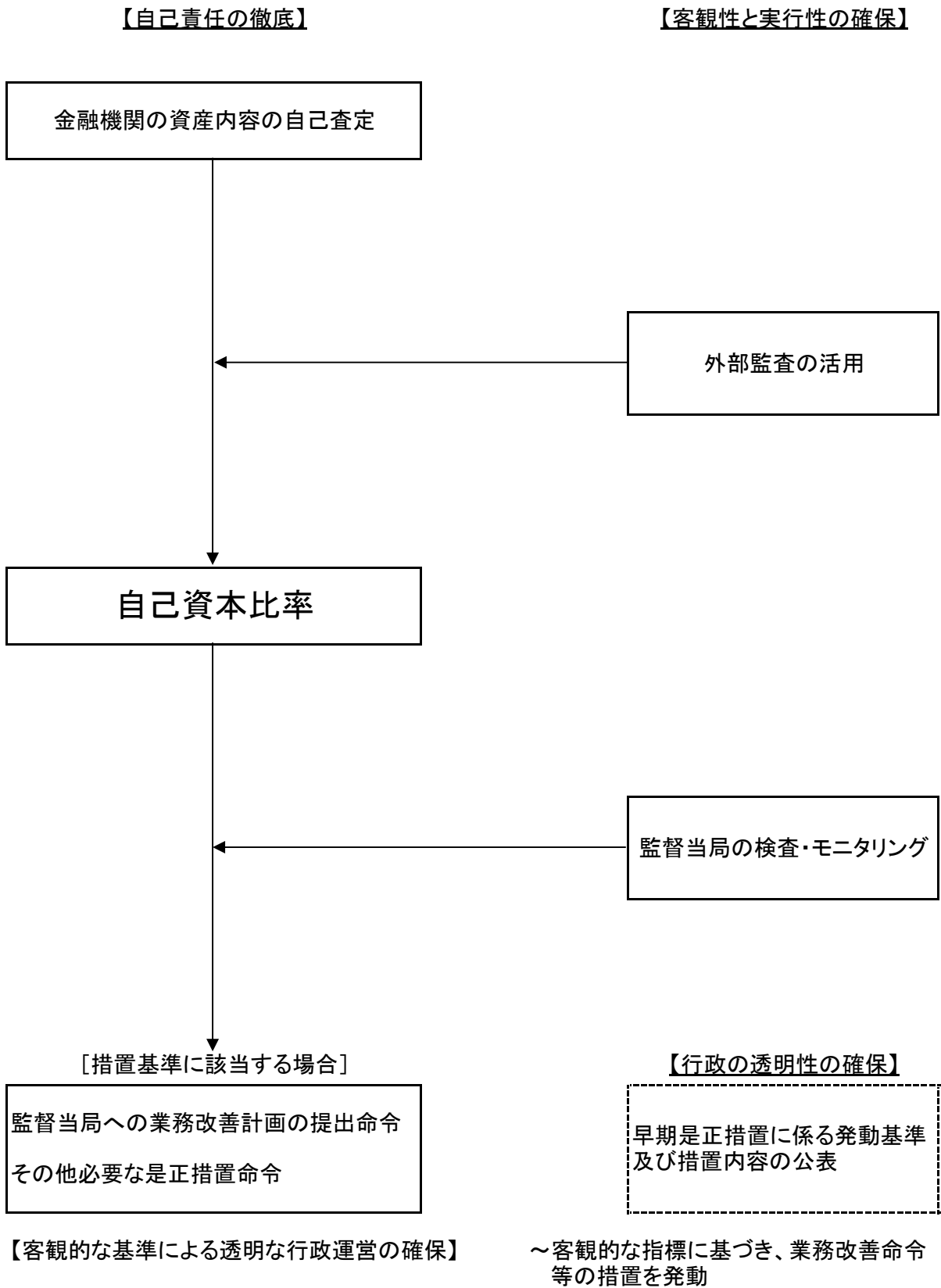
(注3)CDOには、CDO等へ投資を行っているSIVを含む。

(注4)RMBSには政府支援機関等のモーゲージ債は含まない。

(注5)レバレッジドローンとは、各金融機関によりその定義は若干異なるが、一般的には、企業買収に際して供与されるローン等の低格付企業向けローンを指す。

(注6)上記のほか一部の銀行において、モノライン保険会社を相手方とするCDS取引による損失(約▲350億円)が公表されている。

# 早期是正措置の概念図



## 早期警戒制度について

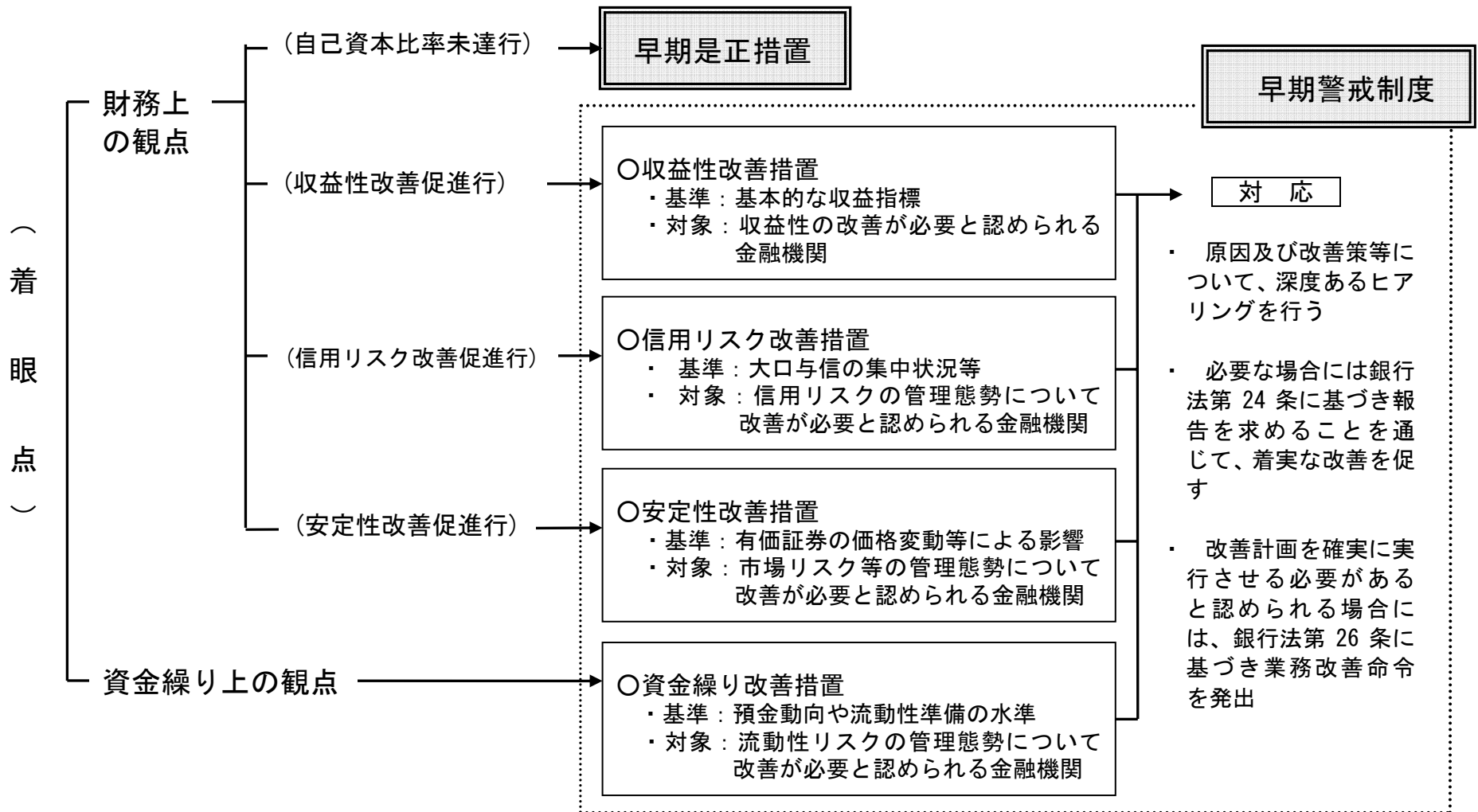
○ 金融再生プログラム（抄）

（オ）「早期警戒制度」の活用

自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する。

○ 意義

金融機関の経営の健全性を確保していくための手法としては、法第 26 条第 2 項に基づき、自己資本比率による「早期是正措置」が定められているところであるが、本措置の対象とはならない金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善の取組みがなされる必要がある。





## 早期警戒制度の導入について

### 1. 経緯

平成 19 事務年度においては、サブプライムローン問題や金融商品取引業者の破綻が相次いで発生した。これらを踏まえ、平成 20 年 4 月、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を改正し、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者）の財務の健全性に対するオフサイト・モニタリングの機能を強化する観点から、早期警戒制度を導入した。

なお、業者側のコストや監督行政の効率性の観点から、早期警戒のモニタリングは金融商品取引業者の規模及びリスク特性等に応じて柔軟に運用することとした。

### 2. 早期警戒制度の着眼点

#### (1) 自己資本規制比率の変動

自己資本規制比率の毎月の変動幅、変動割合について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、顕在化しているリスクに関する分析等を行う。

#### (2) 有価証券の価格変動

金融商品取引業者の有価証券保有額について、オフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、一定の価格変動を仮定したストレステストを基に、市場リスクに関する分析等を行う。

#### (3) 為替変動の影響等

店頭金融先物取引を行う金融商品取引業者に対しては、為替変動の影響についてオフサイト・モニタリングのデータ等に基づき把握し、分別管理の方法やレバレッジ率、取引形態等に関する状況と照らして、為替変動によって自己資本が毀損するリスク等に関する分析等を行う。

### 3. 監督手法・対応

上記(1)から(3)までのデータを元に、それぞれの状況についてあらかじめ設定した基準に該当することとなった場合には、当該金融商品取引業者に対し、早期警戒制度に基づくヒアリングや報告徴求等を行うことによって、早め早めにリスクを特定することとする。また、現状について改善策を確実に実行させる必要があると認められる場合には、金商法第 51 条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

## 金融上の行政処分について

### ○ 行政運営の基本的な考え方

- ・ 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底
- ・ 利用者保護と市場の公正性の確保に配慮した金融のルールの整備と適切な運用

### ○ 基本原則

行政運営の基本的な考え方に基づき、金融機関等の業態や規模の如何、外国企業であるか国内企業であるかを問わず、法令に照らして、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分を行っている。

### ○ 行政処分の公正性・透明性の確保

#### 1. 事前にルールや解釈を明示

- ・ 検査監督上の着眼点や行政処分に関する事務の流れ等を、あらかじめ「監督指針」や「検査マニュアル」として定め、広く周知している。

(例1) 銀行において、預金等の金融商品のリスクや重要事項の提示・説明を行わずに、顧客を誤認させて取引の勧誘・販売を行った事例については、あらかじめ主要行等向け監督指針 Ⅲ-3-3「利用者保護のための情報提供・相談機能」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

(例2) 保険会社において、保険金の不適切な不払い等があった事例でも、あらかじめ保険会社向け監督指針 Ⅱ-3-5-2「保険金等支払管理態勢」、Ⅱ-3-3「保険募集態勢」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

- ・ いわゆるノーアクションレター制度において、民間企業等が新規に事業や取引等を具体的に始めようとする際に、当該具体的行為が不利益処分の対象となるか等について照会を受け、回答を行っている。  
また、ノーアクションレター制度を補完するものとして、「一般的な法令解釈に係

る書面照会手続」を導入し、個別事例から離れた一般的抽象的な法令解釈についての照会も可能としている。

(注1)ノーアクションレター制度の利用実績は、平成13年7月の制度導入以降、20年3月31日時点までで28件。うち、証券取引法、同施行令に関する照会・公表は5件。

(注2)「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」におけるノーアクションレター制度との相違点

- ① 個別具体的事例から離れた一般的抽象的な法令解釈に係る照会を可能とした
- ② 個別事業者に加えて、事業者団体が自ら照会することを可能とした
- ③ 弁護士等(弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者)以外の者が代理人になることを可能とした

## 2. デュープロセスの遵守

- ・ 行政処分を行うにあたっては、行政手続法に則り、聴聞又は弁明の機会の付与を行っている。
- ・ 更に、行政手続法で定める手続きの前段階として、金融機関からの求めに応じ、意見交換を行う手続きを用意している(意見交換制度)。

(注)更に、処分に対しては、行政不服審査法第6条に基づく異議申立てや行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することが可能である。

## 3. 透明性の確保

- ・ 行政処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除きすべて公表している。  
その際には、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を必ず明示することにより、予測可能性を高めるよう努力している。
- ・ また、行政処分事例集を取りまとめ、四半期毎に公表している。
- ・ 情報公開法の適用により、毎年多数の情報公開請求に応じている。

### ○ 行政処分の基準

1. 具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のような点を検証することとしている。

- ① 当該行為の重大性・悪質性
  - ◎ 公益侵害の程度

金融機関が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

◎利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

◎行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、金融機関の行為が悪質であったか。

◎当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

◎故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

◎組織性の有無

当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

◎隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

◎反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

②当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

◎代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

◎内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

### ③軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

特に、金融機関が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮するものとする。

2. 上記1の諸要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

①改善に向けた取組みを金融機関の自主性に委ねることが適切かどうか、

②改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、

③業務を継続させることが適切かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定している。

### ○ チェック体制等

- ・ 行政処分の内容を検討するに当たっては、公平性を欠くことがないよう、過去の処分事例等を勘案するのみならず、複数の課室において慎重にチェックする態勢を採っている。
- ・ 庁内に、弁護士等により構成される独立した法令等遵守調査室及び金融庁(職員)の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置。
- ・ 「金融監督の原則と監督部局職員の心得(行動規範)」を策定。

### ○ 事後のフォローアップ

- ・ 行政処分を行うのは、金融機関の財務の健全性、業務の適切性等の確保が主眼であり、処分そのものが目的ではない。

行政処分に際して、業務改善計画の提出を求めているのは、ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス等について、金融機関が自ら抜本的な態勢の改善に取り組む、その効果が将来にわたって持続的に発揮されることを期待しているため。

このような観点から、当庁においては、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すことに注力している。

(以 上)

## 行政処分の件数(平成16事務年度～平成20事務年度)

【事務年度ベース】

	16事務年度	17事務年度	18事務年度	19事務年度	20事務年度	合計
主要行等	2	8	5	0	3	18
その他銀行	1	0	0	0	1	2
外国銀行支店等	11	10	1	0	0	22
地域銀行等	18	13	10	3	4	48
信用金庫	2	13	20	9	2	46
信用組合	2	2	3	3	2	12
農水系統	0	1	0	0	0	1
労働金庫	4	0	0	0	0	4
信託会社	0	0	0	1	2	3
貸金業者	6	11	11	4	9	41
特定目的会社	0	0	0	1	0	1
前払式証券発行者	6	3	8	0	0	17
抵当証券業者	0	1	0	0	0	1
第一種金融商品取引業者	29	139	26	33	23	250
第二種金融商品取引業者	2	1	2	0	6	11
投資助言・代理業者	2	7	9	13	10	41
投資運用業者	1	6	6	5	5	23
投資法人	0	1	6	1	1	9
金融商品仲介業者	0	2	1	0	2	5
証券金融会社	0	0	0	1	0	1
生命保険会社	3	4	1	1	10	19
損害保険会社	1	31	17	0	0	49
少額短期保険業者等		0	3	5	7	15
<b>合計</b>	<b>90</b>	<b>253</b>	<b>129</b>	<b>80</b>	<b>87</b>	<b>639</b>
うち業務停止以上	30	91	40	34	27	222

(注1)ここでいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等(勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等)をいう。

(注2)複数の行政処分(例:業務停止命令と業務改善命令)を同時に行った場合はそれぞれ1件としている。

(注3)金融商品仲介業者(19年9月以前は証券仲介業者)の件数は、16年4月より証券仲介業制度が導入されたため、16年4月からの計上となっている。

(注4)少額短期保険業者等の件数は、18年4月より少額短期保険業制度が導入されたため、18年4月からの計上となっている。

(注5)合計欄のうち業務停止以上とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令のいずれかをいう。

(注6)第一種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、証券会社と金融先物取引業者の処分件数の合計。

(注7)第二種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、商品投資販売業者の処分件数。

(注8)投資助言・代理業者のうち19年9月以前の件数は、投資一任業務を営む者以外の投資顧問業者の処分件数。

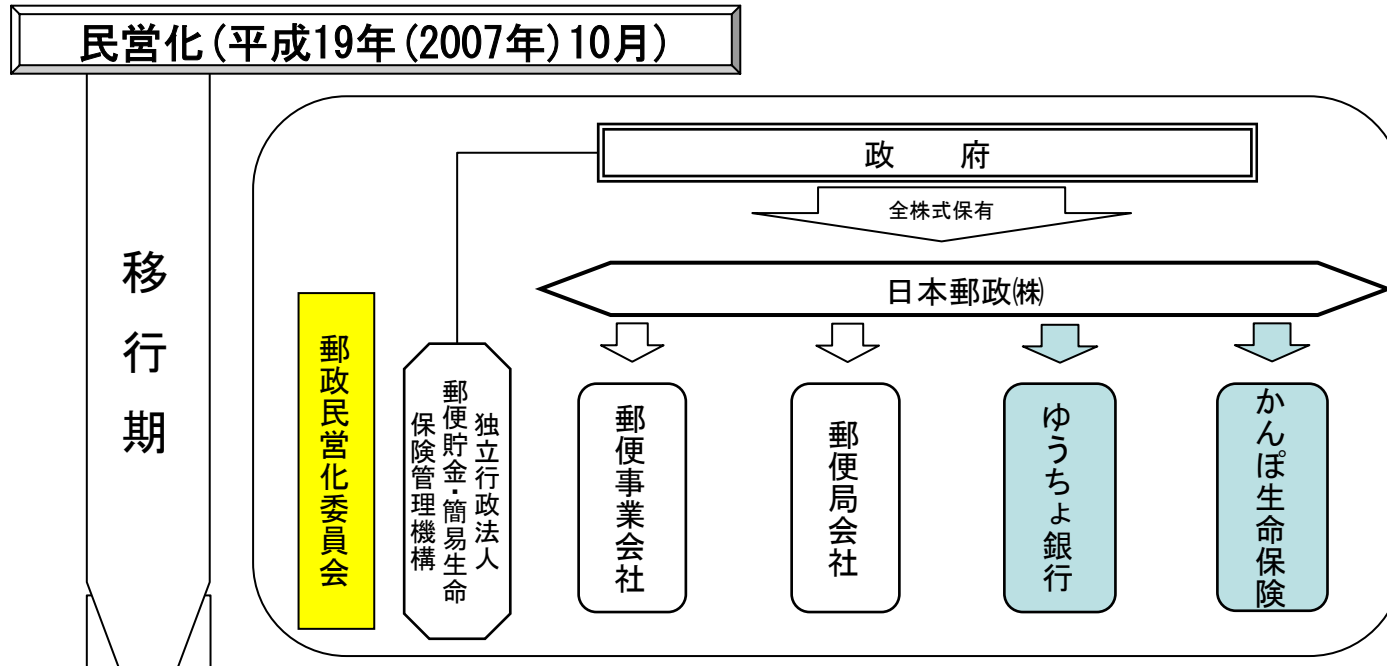
(注9)投資運用業者のうち19年9月以前の件数は、投資信託委託業者及び投資一任業務を営む認可投資顧問業者の処分件数の合計。



## 郵政民営化の経緯

平成 16 年 9 月 10 日	「郵政民営化の基本方針」閣議決定
平成 17 年 10 月 14 日	郵政民営化関連法の成立
平成 18 年 4 月 1 日	郵政民営化委員会を郵政民営化推進本部の下に設置
平成 19 年 9 月 10 日	「実施計画」を認可 (注)実施計画とは、公社のいわゆるヒト、モノ、カネについて民営化時に 新会社等へ承継するために日本郵政(株)が作成した計画のこと。
平成 19 年 10 月 1 日	民営化
平成 19 年 12 月 19 日	「新規業務(運用対象の自由化)」を認可
平成 20 年 4 月 18 日	「新規業務(クレジットカード業務、特約の見直し等)」を認可
平成 21 年 3 月 19 日	「郵政民営化の進捗状況についての総合的な見直しに関する郵政民営化委員会の意見」(国会報告) (注)いわゆる民営化法上の「3年毎の総合的な見直し」(民営化後、最初の見直し)
平成 29 年 9 月 30 日まで	完全民営化(ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険)

# 郵政民営化のスケジュール

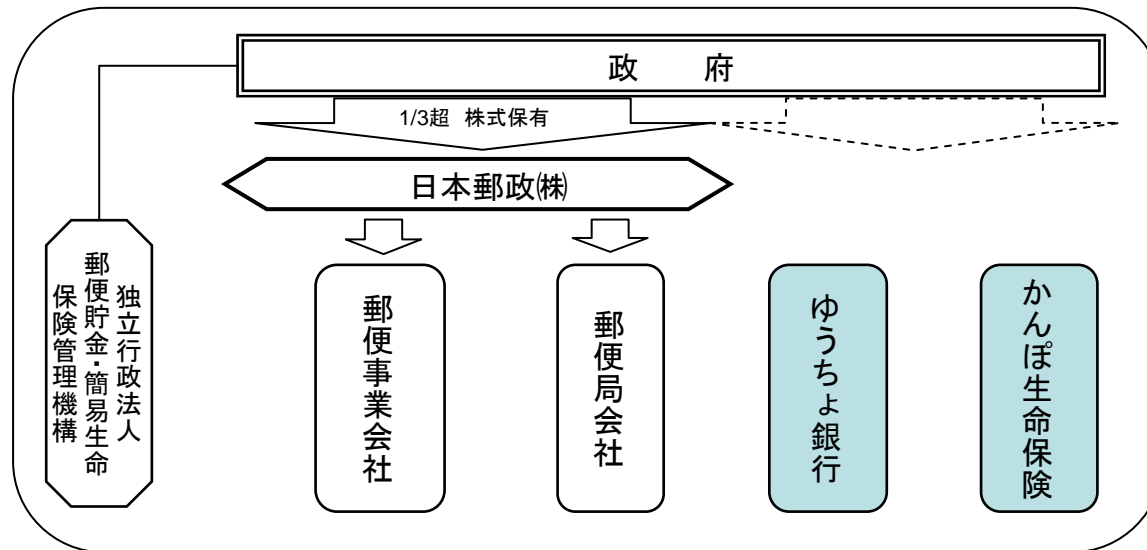


(金融二社の業務範囲)

・ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の業務範囲

- ① 民営化当初(平成19年10月1日)は、日本郵政公社と同様
- ② 移行期間(最長10年)中においては、民営化委員会の意見を聴取した上、他の金融機関等とのイコールフットイングの状況やゆうちょ銀行・かんぽ生命保険の経営状況等を勘案しながら、新規業務を段階的に認可
- ③ 完全民営化後は制限を撤廃

**最終的な民営化の実現(平成29年(2017年)9月)**



## 平成20事務年度 主要行等向け監督方針のポイント

### 1. 金融機能の発揮と利用者の安心・利便

- 借手企業の経営実態や特性に応じたリスクテイクとリスク管理をきめ細かく行い、中小企業をはじめとする借手企業に対する円滑な資金供給の確保と財務の健全性維持とが、好循環をもって実現していく状況を目指すことが重要。融資動向や借手企業の状況についてのきめ細かな実態把握、監督業務への反映。借手企業の経営実態や特性を踏まえたきめ細かな融資判断を行い、それを顧客に十分に説明するよう促す。
- 投資信託の販売等に際しては、リスクの所在を的確に説明するとともに、顧客に対して時間的・手続き的に過大な負担をかけることのないよう、過不足のない対応が図られているか検証。
- ITシステムリスク管理態勢、地震・新型インフルエンザ流行等に備えた事業継続態勢、株券電子化への準備状況を確認。
- ①振り込め詐欺、②偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキングを用いた不正な預金の払出し、③マネー・ローンダリング、テロ資金供与取引、④反社会的勢力による被害について、被害防止・被害者対応等の態勢を検証。

### 2. リスク管理と金融システムの安定

- 内外の教訓が証券化商品等に関するリスク管理実務に反映されているか、新たな与信形態の特性に応じた管理がなされているか検証。
- 収益基盤の充実に向けた戦略について把握。リスク情報の開示の充実を促す。

### 3. 「市場強化プラン」に沿った取組み－活力と競争を促すビジネス環境

- グループの業務範囲拡大やファイアウォール規制の見直しなどの実施に向けて準備。
- 対話を通じ、魅力ある市場に向けた課題を把握。

### 4. 金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)の浸透と具体化

- 「金融サービス業におけるプリンシプル」を制度趣旨に即したルールの解釈・運用に活用。
- 市場動向やリスク関連の情報を収集・分析し、監督に速やかに反映。検査部局及び証券取引等監視委員会との一層の連携、海外当局との連携。
- 双方向の議論・対話により、主要行等との間で問題点や改善の方向性について認識を共有。
- 対話・情報発信を通じ、透明性・予測可能性を向上。

## 平成20事務年度 中小・地域金融機関向け監督方針のポイント

### 1. 地域密着型金融の推進等を通じた中小企業金融の円滑化

- 借手企業の経営実態や特性に応じたリスクテイクとリスク管理をきめ細かく行い、中小企業に対する円滑な資金供給の確保と財務の健全性維持とが、好循環をもって実現していく状況を目指すことが重要。融資動向や借手企業の状況についてのきめ細かな実態把握、監督業務への反映。借手企業の経営実態や特性を踏まえたきめ細かな融資判断を行い、それを顧客に十分に説明するよう促す。
- 地域金融機関においては、地域密着型金融の一層の推進に努めていくことが重要。地域密着型金融に関する取組み状況をフォローし、地域の金融ニーズに的確に対応した取組みが積極的に行われるよう促す。
- 先進的な取組みや広く実践されることが望ましい取組みについての事例紹介や顕彰等を実施し、深度ある取組みに対する動機付け等を行う。

### 2. 地域の利用者の安心と利便

- 投資信託の販売等に際し、リスクの所在を的確に説明するとともに、顧客に時間的・手続き的に過大な負担をかけることのないよう、過不足のない対応が図られているか検証。
- システムリスク管理態勢、地震・新型インフルエンザ流行等に備えた事業継続態勢、株券電子化への準備状況を確認。
- 金融機能が不正に利用されることを防ぎ、被害者への的確な対応を行う態勢を検証。

### 3. リスク管理と地域における金融システムの安定

- 適切な経営管理の下、大口先に対する与信等に係る信用リスク管理、各種金融商品への運用状況に応じた市場リスク管理等、適切なリスク管理がなされているか検証。
- 地域密着型金融に関する取組み状況を含め、収益基盤の充実に向けた戦略等について把握。

### 4. 金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)の浸透と具体化

上記の取組みに際し、検査部局等と一層連携を図るほか、財務局等とこれまで以上に各地域金融機関の課題等に関する認識を共有し合い一体となった監督に努める。

- 「金融サービス業におけるプリンシプル」を制度趣旨に即したルールの解釈・運用に活用。
- 市場動向やリスク関連の情報を収集・分析し、監督に速やかに反映。地域金融機関の経営実態を的確に把握し、効率的かつ効果的な監督に努める。
- 双方向の議論・対話により、地域金融機関との間で問題点や改善の方向性についての認識を共有。
- 対話・情報発信を通じ、透明性・予測可能性を向上。

## 主要行等の平成21年3月期決算状況【単体】 &lt;速報ベース&gt;

(単位:億円、%)

	実質 業務純益	不良債権 処分損	株式等関係損益		経常利益	当期純利益	その他有価証券 評価損益		自己資本 比率	不良債権残高 (再生法開示債権)		不良債権 比率 (対総与信)		
			売却損益	償却			うち株式	うち要管理 債権		うち危険 債権以下				
みずほ銀行	2,566	▲ 3,149	▲ 1,668	283	▲ 1,951	▲ 2,902	▲ 2,936	▲ 1,421	▲ 1,018	11.78%	8,730	2,389	6,341	2.19%
みずほコーポレート銀行	2,813	▲ 1,975	▲ 2,879	128	▲ 3,007	▲ 2,215	▲ 2,555	▲ 3,460	▲ 1,210	11.75% *	4,342	2,277	2,065	1.24%
みずほ信託銀行	388	▲ 269	▲ 176	8	▲ 183	▲ 86	▲ 278	▲ 184	94	13.41% *	776	114	662	2.16%
みずほ 計	5,767	▲ 5,393	▲ 4,723	418	▲ 5,141	▲ 5,203	▲ 5,770	▲ 5,065	▲ 2,134	11.85%	13,848	4,780	9,068	1.77%
三菱東京UFJ銀行	7,131	▲ 4,238	▲ 4,488	494	▲ 4,982	▲ 1,970	▲ 3,634	▲ 7,299	▲ 2,949	12.74% *	11,184	2,784	8,400	1.32%
三菱UFJ信託銀行	1,315	339	▲ 674	9	▲ 683	509	169	▲ 2,277	▲ 371	12.49% *	758	147	612	0.69%
三菱UFJ 計	8,447	▲ 3,899	▲ 5,162	503	▲ 5,665	▲ 1,461	▲ 3,465	▲ 9,577	▲ 3,320	12.71%	11,943	2,931	9,012	1.25%
三井住友銀行	8,234	▲ 5,501	▲ 2,204	27	▲ 2,231	361	▲ 3,011	▲ 427	▲ 165	13.85% *	11,942	1,963	9,979	1.77%
りそな銀行	2,038	▲ 1,482	▲ 339	▲ 121	▲ 218	231	821	▲ 184	238	9.87%	4,928	1,258	3,669	2.68%
中央三井信託銀行	951	▲ 213	▲ 1,858	▲ 1,027	▲ 831	▲ 1,422	▲ 1,010	▲ 1,015	▲ 419	11.27%	1,392	168	1,224	1.47%
住友信託銀行	2,010	▲ 559	▲ 467	36	▲ 502	380	389	▲ 685	▲ 246	13.03% *	1,164	147	1,017	0.93%
新生銀行	▲ 654	▲ 780	▲ 77	39	▲ 115	▲ 1,649	▲ 1,570	▲ 294	▲ 29	10.95%	1,458	69	1,390	2.50%
あおぞら銀行	▲ 196	▲ 1,288	▲ 783	▲ 341	▲ 442	▲ 2,359	▲ 2,453	▲ 100	▲ 1	11.73%	1,401	152	1,250	4.33%
<b>11行計</b>	<b>26,596</b>	<b>▲ 19,114</b>	<b>▲ 15,613</b>	<b>▲ 467</b>	<b>▲ 15,146</b>	<b>▲ 11,122</b>	<b>▲ 16,069</b>	<b>▲ 17,347</b>	<b>▲ 6,075</b>	<b>12.42%</b>	<b>48,076</b>	<b>11,467</b>	<b>36,609</b>	<b>1.66%</b>

(出典)決算短信等

## (参考)過去の主要行等合計の推移

18年3月期(11行計)	38,611	2,804	4,536	5,757	▲ 1,221	32,906	32,194	70,331	77,591	12.52%	46,938	22,745	24,193	1.76%
19年3月期(11行計)	34,666	▲ 2,729	997	5,289	▲ 4,292	29,242	25,750	84,286	87,344	13.27%	41,442	17,849	23,592	1.50%
20年3月期(11行計)	32,774	▲ 4,110	▲ 413	4,773	▲ 5,186	22,521	14,527	23,039	33,940	12.30%	38,589	16,971	21,618	1.38%

(注1)金額及び11行計の比率については四捨五入、各行の比率については切り捨て表示。

(注2) \*印は国際統一基準行。

(注3)実質業務純益、不良債権処分損、株式等関係損益、経常利益、当期純利益、その他有価証券評価損益は、三菱東京UFJ銀行においては再生専門子会社、中央三井信託銀行においては株式保有専門子会社の計数を含む。

(注4)三菱東京UFJ銀行の不良債権残高及び不良債権比率には、再生専門子会社の計数を含む。

(注5)不良債権処分損及び株式等関係損益の償却について、正の値は益を、負の値は損を表す。

(注6)自己資本比率は、19年3月期よりバーゼルⅡに基づき算出。

## 主要行等の平成21年3月期決算状況【連結】 &lt;速報ベース&gt;

(単位:億円、%)

	不良債権 処分損	株式等 関係損益	当期純利益	その他有価証券 評価損益		自己資本比率
					うち株式	
みずほフィナンシャルグループ	▲ 5,367	▲ 4,003	▲ 5,888	▲ 5,096	▲ 1,837	10.55% *
三菱UFJフィナンシャル・グループ	▲ 6,085	▲ 4,088	▲ 2,570	▲ 9,178	▲ 1,798	11.76% *
三井住友フィナンシャルグループ	▲ 7,695	▲ 1,837	▲ 3,735	▲ 332	71	11.47% *
りそなホールディングス	▲ 2,038	▲ 422	1,239	▲ 326	372	13.45%
中央三井トラスト・ホールディングス	▲ 248	▲ 1,810	▲ 920	▲ 963	▲ 321	12.05%
住友信託銀行	▲ 1,007	▲ 484	79	▲ 690	▲ 244	12.09% *
新生銀行	▲ 1,290	▲ 107	▲ 1,431	▲ 301	▲ 35	8.35%
あおぞら銀行	▲ 1,346	▲ 345	▲ 2,426	▲ 103	▲ 1	11.60%
<b>8グループ計</b>	<b>▲ 25,076</b>	<b>▲ 13,095</b>	<b>▲ 15,650</b>	<b>▲ 16,990</b>	<b>▲ 3,794</b>	<b>11.47%</b>

(出典)決算短信等

(参考)過去の主要行等合計の推移

18年3月期(8グループ計)	▲ 2,316	4,280	29,067	76,486	84,361	12.04%
19年3月期(8グループ計)	▲ 5,845	1,671	28,454	89,751	92,958	12.11%
20年3月期(8グループ計)	▲ 8,248	1,747	19,324	27,119	38,516	11.57%

(注1)金額及び8グループ計の比率については四捨五入、各グループの比率については切り捨て表示。

(注2) \* 印は第一基準もしくは国際統一基準。

(注3)不良債権処分損及び株式等関係損益について、正の値は益を、負の値は損を表す。





## 地域銀行の平成 21 年 3 月期決算の概要

## 1. 損益の状況

- 実質業務純益は、債券や投資信託の減損処理の増加、手数料収入の減少等により、前期に比べ 36.5% の減益。
- 当期純利益は、実質業務純益の減益に加え、不良債権処理や株式等の減損処理の増加等により、赤字。

(単位：億円)

	19 年 3 月期	20 年 3 月期	21 年 3 月期	前期比
業務粗利益	51,286	49,865	43,599	▲ 6,266
資金利益	44,768	45,125	44,812	▲ 313
役務取引等利益	6,550	6,029	4,821	▲ 1,207
債券等関係損益	▲ 441	▲ 1,616	▲ 6,768	▲ 5,151
うち、債券等償却(▲)	▲ 21	▲ 1,298	▲ 5,197	▲ 3,899
実質業務純益	20,028	17,994	11,432	▲ 6,561
不良債権処理(▲)	▲ 7,730	▲ 7,128	▲ 11,834	▲ 4,705
株式等関係損益	1,891	970	▲ 4,132	▲ 5,103
うち、株式等償却(▲)	▲ 379	▲ 1,220	▲ 5,007	▲ 3,786
当期純利益	8,056	6,401	▲ 4,138	▲ 10,539

(※)21 年 3 月期当期純利益は、預金保険機構から足利銀行に実施された金銭贈与 2,566 億円を除いて集計。

(参考)

	19 年 3 月期	20 年 3 月期	21 年 3 月期
貸出金	192.5 兆円	197.6 兆円	204.9 兆円

## 2. 不良債権の状況

- 不良債権額は前期に比べ減少、不良債権比率も低下。

	19 年 3 月期	20 年 3 月期	21 年 3 月期
不良債権額	7.8 兆円	7.5 兆円	7.1 兆円
不良債権比率	4.0 %	3.7 %	3.4 %

(注) 最高値は 14 年 9 月期：15 兆円、8.3%

## 3. 自己資本比率の状況

- 自己資本比率（足利銀行を除く）は前期に比べ僅かながら低下。

	19 年 3 月期	20 年 3 月期	21 年 3 月期
自己資本比率	10.4 % (10.8 %)	10.3 % (10.7 %)	10.5 % (10.6 %)

(※) ( ) 内の計数は、特別危機管理銀行であった足利銀行を除いて集計。

(注1) 19年3月期の集計対象は111行（地方銀行64行、第二地方銀行46行及び埼玉りそな銀行）

20年3月期の集計対象は110行（地方銀行64行、第二地方銀行45行及び埼玉りそな銀行）

21年3月期の集計対象は109行（地方銀行64行、第二地方銀行44行及び埼玉りそな銀行）

(注2) 計数は単体ベース。ただし、不良債権の計数には、再生専門家会社分を含む。

(注3) 19年3月期及び20年3月期の計数については、業績修正等を行った銀行があるため、過去の当庁公表数値と異なる。

## リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の違い

	リスク管理債権	金融再生法に基づく資産査定	自己査定
目的	ディスクロージャー	ディスクロージャー	適正な償却・引当を行うための準備作業
対象資産	貸出金	総与信（貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返、有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る））	総資産（ただし、当局による集計結果は、総与信ベース）
区分方法	債権の客観的な状況による区分 （＝債権ベース、但し、一部金融機関においては、金融再生法と同様の債務者ベースによる区分を実施）  （破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）	債務者の状況に基づく区分 （＝債務者ベース）  （破産更生等債権、危険債権、要管理債権、正常債権）	債務者の状況に基づき区分（破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、正常先）した上で担保による保全状況等を勘案して、実質的な回収可能性に基づき分類 （Ⅰ～Ⅳ分類）
担保・引当カバー部分の扱い	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保のカバー状況は分類において勘案される。

## リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係

リスク管理債権	再生法開示債権	自己査定
銀行法等に基づく開示	再生法等に基づく開示	適切な償却・引当を行うための準備作業
対象：貸出金	対象：貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返等	対象：総資産
担保・引当カバー分を含む	担保・引当カバー分を含む	担保のカバー状況は分類において勘案
<b>破綻先債権</b> 未収利息不計上貸出金のうち、更生手続き開始等の事由が生じているもの	<b>破産更生債権及びこれらに準ずる債権</b> 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	<b>破綻先 実質破綻先</b> 第Ⅰ分類   第Ⅱ分類   第Ⅲ分類   第Ⅳ分類
<b>延滞債権</b> 未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のもの		
<b>3カ月以上延滞債権</b> 元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（破綻先債権、延滞債権に該当するものを除く）	<b>要管理債権</b> 3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権	<b>要注意先</b> 第Ⅰ分類   第Ⅱ分類
<b>貸出条件緩和債権</b> 経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（上記に該当するものを除く）		
～	～	～
～	～	～

## 自己査定における債権分類基準

		高い ←	回収の可能性	→	低い
債務者区分	担保などの分類	(保証協会などの保証)	(預金・国債などの担保)	一般担保(不動産担保等)	
		優良保証	優良担保	相(処 当(評 分 分 額 の 見 込 額 % )	相(見 当(評 分 分 額 の 差 分 額 の 差 分 額 % )
不良 ↑ 財務内容 ↓ 健全	破綻先	I	II	III	IV
	実質破綻先	I	II	III	IV
	破綻懸念先	I	II	III	III
	要管理先	I	II	II	II
	要注意先	I	II	II	II
	正常先	I	I	I	I

IV (第4分類):回収不能債権

III (第3分類):回収に重大な懸念のある債権

II (第2分類):回収に注意を要する債権

I (第1分類):正常債権

**破綻先** 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、手形交換所の取引停止処分などの事由により経営破綻に陥っている債務者

**実質破綻先** 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状態にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

**破綻懸念先** 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

**要注意先** 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

**うち要管理先** 要注意先債務者のうち、「3か月以上延滞債権」にかかる債務者又は「貸出条件緩和債権」にかかる債務者

**正常先** 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

## 平成21年3月期における不良債権の状況等（ポイント）

### 1. 不良債権（金融再生法開示債権）の状況

平成21年3月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は12.0兆円であり、平成20年3月期の11.4兆円に比べ0.6兆円の増加となっています。

（参考）平成21年3月期における金融再生法開示債権の増減要因（単位：兆円）

金融再生法開示債権	+0.6
うち 要管理債権	▲1.5
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+0.9
危険債権以下からの上方遷移	0.0
（債務者の業況改善0.0 再建計画の策定等0.0）	
[減少要因] 正常債権化	▲2.3
（債務者の業況改善▲0.9 再建計画の策定等▲1.4）	
危険債権以下への下方遷移	▲0.4
返済等（*）	+0.2
うち 危険債権以下	+2.1
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+4.7
要管理債権からの下方遷移	+0.4
[減少要因] オフバランス化等（*）	▲3.1
（債権流動化等▲2.4 正常債権化および要管理債権への上方遷移▲0.6）	

\* 「返済等」「オフバランス化等」には、返済のほか統計上生じる誤差脱漏が含まれます。

（注）銀行に対するアンケート調査により把握したものです。

### 2. 個別貸倒引当金の状況

平成21年3月期における全国銀行の個別貸倒引当金残高は2.7兆円と、平成20年3月期の2.3兆円と比べ0.4兆円の増加となっています。

### 3. 不良債権処分損の状況

平成21年3月期における全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は3.1兆円であり、前年同期（平成20年3月期）の1.1兆円と比べ2.0兆円の増加となっています。

（注）計数は全て、百億円単位を四捨五入して記載しています。

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

監督局総務課

（内線 3706、2688、3313）



金融再生法開示債権等の推移

		11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期	13年9月期	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期
都銀・ 旧長信銀 ・信託	総与信(億円)	3,579,640	3,467,930	3,502,670	3,474,270	3,505,590	3,409,220	3,269,620	3,039,450	2,774,530	2,693,570	2,659,040	2,593,000	2,631,590	2,662,870	2,704,100	2,757,540	2,771,990	2,798,260	2,858,960	2,899,090		
	金融再生法開示債権(億円)	219,450	197,740	203,580	198,850	200,080	225,120	283,850	250,830	206,800	177,420	138,020	122,180	75,600	62,290	46,940	39,500	41,440	40,780	38,590	43,420	48,080	
	破産更生等債権(億円)	53,660	40,350	40,800	45,850	36,970	34,440	35,290	31,620	22,100	22,210	14,940	16,170	10,580	7,740	5,180	4,380	4,050	4,450	4,490	8,240	11,610	
	危険債権(億円)	123,180	114,180	108,400	97,950	91,700	97,410	129,790	99,620	67,740	63,290	53,270	71,720	37,470	31,760	19,020	16,110	19,550	21,420	17,130	21,420	25,000	
	要管理債権(億円)	42,610	43,210	54,380	55,050	71,410	93,270	118,770	119,590	116,960	91,910	69,810	34,290	27,550	22,800	22,750	19,020	17,850	14,900	16,970	13,760	11,470	
	正常債権(億円)	3,360,190	3,270,190	3,299,090	3,275,420	3,305,510	3,184,100	2,985,770	2,788,620	2,666,730	2,597,120	2,555,550	2,536,850	2,517,400	2,569,300	2,615,930	2,664,590	2,716,090	2,731,210	2,759,670	2,815,540	2,851,010	
	不良債権比率(%)	6.1	5.7	5.8	5.7	5.7	6.6	8.7	8.3	7.2	6.4	5.1	4.6	2.9	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.7	
	不良債権処分損(兆円)	10.4	1.6	5.4	1.5	4.3	2.1	7.7	1.1	5.1	1.7	3.5	1.1	2.0	▲0.2	▲0.3	▲0.2	0.3	0.4	0.4	0.8	1.9	
	実質業務純益(兆円)	3.9	1.6	3.2	1.5	3.5	2.2	4.2	2.0	4.1	2.1	4.0	1.9	3.9	2.0	3.9	1.6	3.5	1.6	3.3	1.4	2.7	
	(11)																						
都市 銀行	総与信(億円)	2,797,950	2,720,390	2,686,300	2,640,370	2,673,030	2,575,560	2,503,960	2,558,200	2,406,670	2,323,980	2,254,850	2,231,650	2,176,790	2,211,090	2,241,680	2,272,530	2,319,430	2,333,780	2,355,220	2,413,270	2,444,980	
	金融再生法開示債権(億円)	142,840	127,770	124,420	123,090	134,560	155,000	218,120	206,140	176,690	151,840	118,490	105,850	64,630	53,680	40,650	33,800	35,090	35,190	33,300	38,440	41,130	
	破産更生等債権(億円)	32,550	23,090	22,830	24,850	23,020	23,510	25,260	24,610	18,500	19,510	12,710	13,690	9,270	6,600	4,580	3,940	3,460	3,740	3,800	6,410	8,930	
	危険債権(億円)	81,890	74,280	71,790	69,000	68,490	70,840	101,890	82,790	58,530	54,960	44,600	63,560	31,830	27,350	17,020	14,340	16,840	18,770	15,230	19,400	21,520	
	要管理債権(億円)	28,400	30,400	29,800	29,240	43,050	60,660	90,980	98,750	99,660	77,370	61,170	28,600	23,530	19,730	19,050	15,520	14,800	12,680	14,270	12,630	10,670	
	正常債権(億円)	2,655,110	2,592,620	2,561,880	2,517,280	2,538,470	2,420,560	2,285,840	2,352,060	2,229,980	2,172,140	2,136,360	2,125,800	2,112,170	2,157,420	2,201,040	2,238,730	2,284,340	2,298,580	2,321,920	2,374,840	2,403,860	
	不良債権比率(%)	5.1	4.7	4.6	4.7	5.0	6.0	8.7	8.1	7.3	6.5	5.3	4.7	3.0	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.6	1.7	
	不良債権処分損(兆円)	7.3	1.1	3.3	1.1	3.5	1.5	6.2	1.0	4.6	1.6	3.3	1.0	1.9	▲0.2	▲0.3	▲0.1	0.2	0.4	0.4	0.7	1.6	
	実質業務純益(兆円)	2.7	1.2	2.5	1.1	2.6	1.7	3.3	1.7	3.4	1.7	3.2	1.5	3.1	1.7	3.1	1.2	2.7	1.3	2.6	1.1	2.3	
	(5)																						
旧長信 信用 銀行	総与信(億円)	275,820	261,190	340,510	373,010	380,290	393,710	346,260	77,830	74,770	69,580	64,970	64,230	62,440	65,560	71,780	80,780	87,010	92,000	95,750	98,320	90,510	
	金融再生法開示債権(億円)	21,450	20,470	38,850	40,510	32,850	33,850	27,420	11,350	4,360	2,840	1,860	1,450	1,500	1,210	640	490	610	840	930	1,510	2,860	
	破産更生等債権(億円)	3,840	5,270	8,190	11,940	7,830	5,420	5,620	3,250	490	240	290	160	90	80	10	40	10	100	80	740	1,270	
	危険債権(億円)	11,980	10,740	14,040	11,290	9,400	10,930	11,300	4,690	1,920	1,700	1,280	1,040	1,260	890	390	230	400	550	460	460	1,370	
	要管理債権(億円)	5,630	4,460	16,620	17,280	15,620	17,510	10,500	3,410	1,940	890	290	240	150	230	230	210	200	190	390	310	220	
	正常債権(億円)	254,370	240,720	301,660	332,500	347,440	359,860	318,840	66,480	70,410	66,740	63,110	62,780	60,940	64,360	71,140	80,290	86,400	91,160	94,820	96,810	87,650	
	不良債権比率(%)	7.8	7.8	11.4	10.9	8.6	8.6	7.9	14.6	5.8	4.1	2.9	2.3	2.4	1.8	0.9	0.6	0.7	0.9	1.0	1.5	3.2	
	不良債権処分損(兆円)	0.9	0.2	1.2	0.1	0.1	0.3	0.7	0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	
	実質業務純益(兆円)	0.3	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	▲0.1	
	(2)																						
信託 銀行	総与信(億円)	505,870	486,350	475,860	460,890	452,270	439,950	419,400	403,420	392,090	380,970	373,750	363,160	353,770	354,940	349,410	350,790	351,100	346,210	347,290	347,370	363,590	
	金融再生法開示債権(億円)	55,160	49,500	40,310	35,250	32,670	36,260	38,310	33,330	25,750	22,740	17,670	14,890	9,470	7,410	5,660	5,210	5,740	4,750	4,360	3,470	4,090	
	破産更生等債権(億円)	17,270	11,990	9,780	9,060	6,120	5,510	4,410	3,760	3,110	2,470	1,940	2,310	1,230	1,060	590	390	580	620	610	1,090	1,410	
	危険債権(億円)	29,310	29,160	22,570	17,660	13,810	15,640	16,610	12,140	7,290	6,630	7,390	7,120	4,380	3,510	1,610	1,530	2,310	2,100	1,440	1,560	2,110	
	要管理債権(億円)	8,580	8,350	7,960	8,530	12,740	15,110	17,300	17,430	15,350	13,650	8,350	5,450	3,860	2,840	3,460	3,290	2,850	2,030	2,310	820	580	
	正常債権(億円)	450,710	436,850	435,550	425,640	419,600	403,680	381,080	370,080	366,340	358,230	356,070	348,280	344,300	347,530	343,750	345,580	345,360	341,460	342,930	343,900	359,500	
	不良債権比率(%)	10.9	10.2	8.5	7.6	7.2	8.2	9.1	8.3	6.6	6.0	4.7	4.1	2.7	2.1	1.6	1.5	1.6	1.4	1.3	1.0	1.1	
	不良債権処分損(兆円)	2.2	0.4	0.9	0.3	0.7	0.3	0.8	0.1	0.5	0.1	0.2	0.1	0.2	0.0	0.0	▲0.0	0.1	0.0	▲0.0	0.0	0.1	
	実質業務純益(兆円)	0.9	0.3	0.7	0.3	0.6	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.6	0.2	0.5	
	(4)																						
主要行	総与信(億円)	3,579,640	3,467,930	3,417,770	3,365,120	3,406,140	3,312,430	3,179,460	2,961,620	2,798,760	2,704,960	2,628,590	2,594,810	2,530,560	2,566,030	2,591,090	2,623,320	2,670,530	2,679,990	2,702,520	2,760,630	2,808,580	
	金融再生法開示債権(億円)	219,450	197,740	184,930	172,510	180,320	206,940	267,820	239,480	202,440	174,580	136,160	120,730	74,100	61,090	46,300	39,020	40,830	39,940	37,660	41,910	45,220	
	破産更生等債権(億円)	53,660	40,350	37,910	37,290	31,800	32,060	28,370	21,610	21,980	14,650	16,010	10,500	7,650	5,170	4,340	4,030	4,350	4,410	7,500	10,340		
	危険債権(億円)	123,180	114,180	100,660	89,350	84,850	89,640	122,330	94,930	65,820	61,590	51,990	70,680	36,210	30,870	18,630	15,870	19,150	20,870	16,670	20,960	23,630	
	要管理債権(億円)	42,610	43,210	46,370	45,880	63,670	85,240	113,840	116,180	115,010	91,020	69,520	34,050	27,390	22,570	22,510	18,810	17,650	14,720	16,580	13,450	11,250	
	正常債権(億円)	3,360,190	3,270,190	3,232,840	3,192,610	3,225,820	3,105,500	2,911,640	2,722,140	2,596,310	2,530,370	2,492,430	2,474,080	2,456,470	2,504,940	2,544,780	2,584,300	2,629,690	2,640,050	2,664,860	2,718,730	2,763,360	
	不良債権比率(%)	6.1	5.7	5.4	5.1	5.3	6.2	8.4	8.1	7.2	6.5	5.2	4.7	2.9	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.6	
	不良債権処分損(兆円)	10.4	1.6																				

		11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期
地域銀行	総与信(億円)	1,934,190	1,859,760	1,858,570	1,844,160	1,865,670	1,851,670	1,851,150	1,816,160	1,872,290	1,849,080	1,861,480	1,836,340	1,868,270	1,868,210	1,911,860	1,928,110	1,969,030	1,980,340	2,018,010	2,030,880	2,088,180
	金融再生法開示債権(億円)	119,980	115,360	114,470	130,130	136,220	142,440	148,220	150,020	146,600	138,930	127,920	115,730	103,670	97,050	86,780	83,930	78,300	77,930	75,460	79,520	71,500
	破産更生等債権(億円)	49,550	45,050	37,060	40,620	39,640	39,560	38,750	37,990	35,370	33,710	28,580	25,250	21,720	20,420	18,400	17,640	16,620	16,160	15,690	19,340	22,290
	危険債権(億円)	50,970	49,160	54,080	54,640	58,640	61,300	63,360	64,130	62,390	59,980	58,610	54,970	50,900	48,190	44,220	43,650	40,980	41,410	40,180	40,490	39,350
	要管理債権(億円)	19,460	21,150	23,330	34,870	37,940	41,570	46,110	47,910	48,840	45,240	40,730	35,510	31,050	28,440	24,150	22,640	20,690	20,360	19,600	19,690	9,870
	正常債権(億円)	1,814,210	1,744,400	1,744,100	1,714,030	1,729,450	1,709,230	1,702,920	1,666,140	1,725,680	1,710,150	1,733,570	1,720,620	1,764,600	1,771,160	1,825,090	1,844,180	1,890,730	1,902,410	1,942,530	1,951,350	2,016,670
	不良債権比率(%)	6.2	6.2	6.2	7.1	7.3	7.7	8.0	8.3	7.8	7.5	6.9	6.3	5.5	5.2	4.5	4.4	4.0	3.9	3.7	3.9	3.4
	不良債権処分損(兆円)	3.2	0.7	1.5	0.8	1.8	0.9	2.0	0.8	1.6	0.8	1.9	0.4	0.9	0.4	0.6	0.3	0.8	0.4	0.7	0.5	1.2
	(109) 実質業務純益(兆円)	1.8	0.8	1.7	0.8	1.7	0.9	1.8	0.9	1.9	0.9	1.9	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	1.8	0.8	1.1
	地方銀行	総与信(億円)	1,437,530	1,389,380	1,389,900	1,393,800	1,406,240	1,395,340	1,402,920	1,376,440	1,386,450	1,377,260	1,383,190	1,361,380	1,404,210	1,400,760	1,435,290	1,445,510	1,482,690	1,490,450	1,519,390	1,531,100
金融再生法開示債権(億円)		83,750	82,790	81,690	95,270	98,380	103,520	107,810	110,550	105,890	102,270	94,440	85,350	76,740	71,920	63,830	61,590	58,150	57,700	55,510	57,920	51,380
破産更生等債権(億円)		35,000	32,220	25,240	28,720	28,270	28,110	27,500	27,430	24,660	23,710	19,990	17,660	15,220	14,380	12,910	12,550	12,010	11,450	10,920	13,320	14,820
危険債権(億円)		34,770	35,030	39,140	39,740	41,870	44,800	46,410	46,620	45,200	44,600	43,820	40,710	37,840	35,510	32,330	31,910	30,440	30,770	29,500	29,590	29,040
要管理債権(億円)		13,980	15,540	17,310	26,810	28,240	30,620	33,900	36,500	36,040	33,960	30,630	26,980	23,670	22,030	18,590	17,140	15,710	15,470	15,080	15,010	7,520
正常債権(億円)		1,353,780	1,306,590	1,308,210	1,298,530	1,307,860	1,291,820	1,295,110	1,265,890	1,280,550	1,274,990	1,288,760	1,276,020	1,327,470	1,328,840	1,371,470	1,383,920	1,424,540	1,432,750	1,463,870	1,473,180	1,530,250
不良債権比率(%)		5.8	6.0	5.9	6.8	7.0	7.4	7.7	8.0	7.6	7.4	6.8	6.3	5.5	5.1	4.4	4.3	3.9	3.9	3.7	3.8	3.3
不良債権処分損(兆円)		2.3	0.5	1.1	0.6	1.3	0.7	1.5	0.6	1.1	0.6	1.6	0.3	0.6	0.2	0.4	0.2	0.5	0.3	0.5	0.4	0.8
(64) 実質業務純益(兆円)		-	0.6	1.3	0.6	1.3	0.7	1.4	0.7	1.4	0.7	1.4	0.7	1.5	0.8	1.5	0.7	1.5	0.8	1.4	0.6	1.0
第二地方銀行		総与信(億円)	496,660	470,380	468,670	450,360	459,430	456,320	448,230	439,720	438,120	424,430	427,710	422,990	410,000	411,940	418,900	423,810	426,200	429,160	436,010	437,230
	金融再生法開示債権(億円)	36,230	32,570	32,780	34,860	37,840	38,910	40,410	39,480	38,990	35,000	31,950	29,140	25,870	24,090	22,080	21,380	19,270	19,340	19,070	20,540	19,120
	破産更生等債権(億円)	14,550	12,830	11,820	11,900	11,370	11,460	11,250	10,560	10,420	9,750	8,400	7,450	6,380	5,950	5,380	5,000	4,490	4,570	4,630	5,870	7,310
	危険債権(億円)	16,200	14,130	14,940	14,900	16,770	16,500	16,950	17,510	16,580	14,770	14,180	13,680	12,610	12,200	11,470	11,290	10,070	10,100	10,110	10,250	9,700
	要管理債権(億円)	5,480	5,610	6,020	8,060	9,700	10,960	12,210	11,410	11,990	10,480	9,370	8,020	6,890	5,940	5,220	5,090	4,720	4,670	4,330	4,430	2,120
	正常債権(億円)	460,430	437,810	435,890	415,500	421,590	417,410	407,820	400,240	399,130	389,420	395,750	393,850	384,130	387,850	396,820	402,430	406,920	409,820	416,930	416,680	423,020
	不良債権比率(%)	7.3	6.9	7.0	7.7	8.2	8.5	9.0	9.0	8.9	8.2	7.5	6.9	6.3	5.8	5.3	5.0	4.5	4.5	4.4	4.7	4.3
	不良債権処分損(兆円)	0.9	0.2	0.4	0.2	0.5	0.2	0.5	0.2	0.5	0.2	0.3	0.1	0.3	0.1	0.2	0.1	0.3	0.1	0.2	0.1	0.4
	(44) 実質業務純益(兆円)	-	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.1	0.0
	全国銀行	総与信(億円)	5,513,830	5,327,690	5,361,240	5,318,430	5,371,260	5,260,880	5,120,760	4,855,610	4,745,810	4,623,620	4,555,050	4,495,380	4,461,270	4,499,800	4,574,720	4,632,210	4,726,570	4,752,330	4,816,270	4,889,830
金融再生法開示債権(億円)		339,430	313,100	318,050	328,980	336,300	367,560	432,070	400,850	353,390	316,350	265,940	237,910	179,270	159,340	133,720	123,430	119,740	118,710	114,050	122,940	119,580
破産更生等債権(億円)		103,210	85,400	77,860	86,470	76,610	74,000	74,040	69,610	57,470	55,920	43,520	41,420	32,310	28,160	23,580	22,020	20,670	20,620	20,180	27,580	33,900
危険債権(億円)		174,150	163,340	162,480	152,590	150,340	158,710	193,150	163,750	130,130	123,280	111,880	126,690	88,360	79,950	63,240	59,750	60,530	62,830	57,310	61,910	64,340
要管理債権(億円)		62,070	64,360	77,710	89,920	109,350	134,850	164,880	167,500	165,790	137,150	110,550	69,800	58,600	51,240	46,900	41,660	38,540	35,260	36,570	33,450	21,340
正常債権(億円)		5,174,400	5,014,590	5,043,190	4,989,450	5,034,960	4,893,320	4,688,690	4,454,760	4,392,410	4,307,270	4,289,110	4,257,470	4,282,000	4,340,460	4,441,010	4,508,780	4,606,820	4,633,620	4,702,200	4,766,890	4,867,680
不良債権比率(%)		6.2	5.9	5.9	6.2	6.3	7.0	8.4	8.3	7.4	6.8	5.8	5.3	4.0	3.5	2.9	2.7	2.5	2.5	2.4	2.5	2.4
不良債権処分損(兆円)		13.6	2.3	6.9	2.3	6.1	3.0	9.7	1.8	6.7	2.5	5.4	1.5	2.8	0.2	0.4	1.0	0.8	1.1	1.3	3.1	
(120) 実質業務純益(兆円)		5.8	2.4	5.0	2.4	5.2	3.1	6.0	3.0	6.0	3.0	5.9	2.9	5.9	3.0	5.8	2.5	5.5	2.6	5.1	2.1	3.8



資料8-2-10

全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(単位:兆円)

	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期
金融再生法開示債権	▲ 7.9	▲ 3.7	▲ 8.7	▲ 2.8	▲ 8.7	▲ 2.0	▲ 4.6	▲ 1.0	▲ 1.4	▲ 0.1	▲ 0.6	+ 0.9	+ 0.6
うち要管理債権	+ 0.1	▲ 2.9	▲ 5.5	▲ 4.1	▲ 5.2	▲ 0.7	▲ 1.2	▲ 0.5	▲ 0.8	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 1.5
〔増減要因〕債務者の業況悪化等	+ 4.7	+ 1.7	+ 3.0	+ 1.8	+ 2.1	+ 1.1	+ 1.5	+ 0.6	+ 1.0	+ 0.7	+ 1.2	+ 0.8	+ 0.9
危険債権以下からの上方遷移	+ 1.5	+ 0.4	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	0.0
債務者の業況改善	+ 0.6	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.1	0.0	+ 0.2	+ 0.1	0.0
再建計画の策定等	+ 0.9	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	0.0	0.0	+ 0.2	+ 0.2	0.0	0.0
正常債権化(*)	▲ 2.3	▲ 2.2	▲ 3.8	▲ 1.9	▲ 3.4	▲ 1.0	▲ 1.5	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 1.0	▲ 1.3	▲ 0.7	▲ 2.3
債務者の業況改善	▲ 2.2	▲ 2.0	▲ 3.3	▲ 1.3	▲ 1.9	▲ 0.8	▲ 1.3	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 0.9	▲ 1.1	▲ 0.7	▲ 0.9
再建計画の策定等	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.6	▲ 0.6	▲ 1.6	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 1.4
危険債権以下への下方遷移(*)	▲ 3.1	▲ 2.7	▲ 3.3	▲ 4.2	▲ 2.3	▲ 0.8	▲ 0.9	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.4
返済等(**)	▲ 0.7	0.0	▲ 1.7	0.0	▲ 1.9	▲ 0.2	▲ 0.7	+ 0.1	▲ 0.2	+ 0.2	0.0	▲ 0.1	+ 0.2
うち危険債権以下	▲ 8.0	▲ 0.8	▲ 3.2	+ 1.3	▲ 3.5	▲ 1.3	▲ 3.4	▲ 0.5	▲ 0.6	+ 0.2	▲ 0.4	+ 1.2	+ 2.1
〔増減要因〕債務者の業況悪化等	+ 4.0	+ 1.9	+ 3.3	+ 2.3	+ 3.1	+ 1.4	+ 1.9	+ 1.2	+ 2.7	+ 1.9	+ 2.7	+ 2.7	+ 4.7
要管理債権からの下方遷移(*)	+ 3.1	+ 2.7	+ 3.3	+ 4.2	+ 2.3	+ 0.8	+ 0.9	+ 0.4	+ 0.7	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.3	+ 0.4
オフバランス化等(**)	▲ 15.1	▲ 5.4	▲ 9.8	▲ 5.3	▲ 8.9	▲ 3.5	▲ 6.3	▲ 2.2	▲ 4.0	▲ 2.1	▲ 3.6	▲ 1.8	▲ 3.1

(注) 1. 計数は、銀行に対するアンケート調査により把握したもの。

2. 21年3月期時点の対象金融機関数は120行。

3. 都銀・旧長信銀・信託(16年9月期以降は同年4月に普通銀行へ転換した新生銀行を含み、18年9月期以降は同年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)及び地域銀行(埼玉りそな銀行を含む。)を集計。

4. 15年3月期以降の計数は、UFJ銀行(18年3月期以降においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)の再生専門子会社分を含み、15年9月期～17年9月期の計数はみずほフィナンシャルグループ各社の再生専門子会社分を含み、16年3月期以降の計数は、西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期以降の計数は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期～20年9月期の計数は親和銀行の再生専門子会社分を含み、20年3月期以降の計数は東和銀行の再生専門子会社分を含み、21年3月期の計数は北都銀行及び福岡銀行の再生専門子会社分を含む。

5. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

\* 要管理債権の遷移の他に、要管理先である債務者に対する債権のうち正常債権であるものの遷移を含んでいる。

\*\* 「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれる。

## 資料8-2-11

## 金融再生法開示債権の保全状況の推移

主要行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期
これらに準ずる債権	債権額	3.2	2.8	2.2	2.2	1.5	1.6	1.1	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0
	保全額	3.2	2.8	2.2	2.2	1.5	1.6	1.1	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	2.8	2.6	2.0	2.0	1.4	1.5	1.0	0.7	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.7	1.0
	(88.7)	(90.9)	(91.5)	(92.5)	(92.9)	(93.6)	(92.5)	(92.3)	(92.5)	( 92.8)	( 91.0)	( 91.7)	( 91.1)	( 90.5)	( 92.1)	
	引当	0.4	0.3	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
		(11.3)	(9.1)	(8.5)	(7.4)	(7.1)	(6.4)	(7.5)	(7.7)	(7.5)	( 7.1)	( 9.0)	( 8.3)	( 8.9)	( 9.5)	( 7.9)
危険債権	債権額	12.2	9.5	6.6	6.2	5.2	7.1	3.6	3.1	1.9	1.6	1.9	2.1	1.7	2.1	2.4
	保全額	9.9	7.8	5.7	5.2	4.7	5.4	3.2	2.8	1.7	1.5	1.6	1.8	1.4	1.8	1.9
		(81.3)	(81.9)	(86.0)	(84.6)	(89.6)	(76.9)	(87.5)	(89.4)	(91.9)	( 91.9)	( 85.0)	( 86.9)	( 86.9)	( 85.7)	( 81.3)
	担保・保証等	5.5	4.3	3.1	2.7	2.4	2.3	1.5	1.4	1.0	0.9	0.8	0.9	0.9	1.1	1.1
	(44.9)	(45.7)	(47.0)	(44.6)	(46.5)	(32.0)	(40.2)	(45.1)	(54.7)	( 54.8)	( 42.2)	( 44.2)	( 52.9)	( 53.5)	( 48.1)	
	引当	4.5	3.4	2.6	2.5	2.2	3.2	1.7	1.4	0.7	0.6	0.8	0.9	0.6	0.7	0.8
		(36.5)	(36.2)	(39.1)	(40.0)	(43.1)	(44.9)	(47.3)	(44.3)	(37.1)	( 37.1)	( 42.8)	( 42.7)	( 34.1)	( 32.1)	( 33.2)
要管理債権	債権額	11.3	11.6	11.5	9.1	7.0	3.4	2.7	2.3	2.3	1.9	1.8	1.5	1.7	1.3	1.1
	保全額	6.1	6.4	7.0	5.7	4.5	2.3	1.7	1.3	1.3	1.2	1.1	0.9	0.9	0.8	0.6
		(53.5)	(54.7)	(60.5)	(62.6)	(64.5)	(67.7)	(61.1)	(59.5)	(59.9)	( 64.8)	( 63.4)	( 59.5)	( 56.4)	( 58.0)	( 56.1)
	担保・保証等	4.5	4.6	4.6	3.7	2.6	1.5	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.5	0.5	0.4	0.3
	(39.5)	(39.9)	(39.9)	(40.2)	(36.9)	(44.5)	(33.2)	(33.9)	(34.3)	( 39.6)	( 38.4)	( 30.9)	( 28.4)	( 33.2)	( 29.8)	
	引当	1.6	1.7	2.4	2.0	1.9	0.8	0.8	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.5	0.3	0.3
		(14.0)	(14.8)	(20.6)	(22.5)	(27.6)	(23.1)	(27.8)	(25.6)	(25.6)	( 25.2)	( 25.0)	( 28.6)	( 27.9)	( 24.8)	( 26.3)
合計	債権額	26.8	23.9	20.2	17.5	13.6	12.1	7.4	6.1	4.6	3.9	4.1	4.0	3.8	4.2	4.5
	保全額	19.2	17.0	14.8	13.1	10.6	9.3	5.9	4.9	3.6	3.1	3.1	3.1	2.8	3.3	3.6
		(71.8)	(70.8)	(73.0)	(75.1)	(77.9)	(77.3)	(79.5)	(79.7)	(77.2)	( 79.7)	( 77.1)	( 78.2)	( 75.0)	( 79.4)	( 79.3)
	担保・保証等	12.8	11.5	9.7	8.4	6.3	5.3	3.3	2.9	2.3	2.0	1.9	1.8	1.8	2.2	2.4
	(47.8)	(48.2)	(47.7)	(48.3)	(46.6)	(43.7)	(45.0)	(46.9)	(49.0)	( 51.7)	( 45.4)	( 44.5)	( 46.6)	( 53.6)	( 53.6)	
	引当	6.4	5.4	5.1	4.7	4.3	4.1	2.6	2.0	1.3	1.1	1.3	1.3	1.1	1.1	1.2
		(23.9)	(22.6)	(25.3)	(26.8)	(31.3)	(33.6)	(34.5)	(32.8)	(28.2)	( 28.0)	( 31.7)	( 33.8)	( 28.4)	( 25.7)	( 25.7)

地域銀行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期
これらに準ずる債権	債権額	3.9	3.8	3.5	3.4	2.9	2.5	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2
	保全額	3.9	3.8	3.5	3.4	2.9	2.5	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	2.4	2.3	2.3	2.1	1.8	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	1.3	1.4
	(63.0)	(62.0)	(64.1)	(63.0)	(62.4)	(63.4)	(64.4)	(62.8)	(63.2)	( 62.5)	( 63.5)	( 63.0)	( 65.3)	( 64.8)	( 64.2)	
	引当	1.4	1.4	1.3	1.2	1.1	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.7	0.8
		(37.0)	(38.0)	(35.9)	(37.0)	(37.6)	(36.5)	(35.6)	(37.2)	(36.8)	( 37.5)	( 36.5)	( 36.9)	( 34.6)	( 35.1)	( 35.7)
危険債権	債権額	6.3	6.4	6.2	6.0	5.9	5.5	5.1	4.8	4.4	4.4	4.1	4.1	4.0	4.0	3.9
	保全額	5.4	5.4	5.3	5.1	5.0	4.7	4.3	4.1	3.8	3.7	3.5	3.5	3.4	3.5	3.4
		(85.4)	(84.5)	(84.4)	(84.6)	(85.2)	(85.6)	(85.3)	(84.8)	(84.9)	( 85.2)	( 85.7)	( 85.5)	( 85.7)	( 85.5)	( 85.2)
	担保・保証等	3.7	3.7	3.5	3.4	3.2	3.0	2.8	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.5	2.5
	(58.7)	(57.2)	(56.7)	(56.0)	(54.7)	(54.1)	(54.2)	(54.9)	(56.1)	( 56.6)	( 58.2)	( 58.8)	( 60.3)	( 62.2)	( 63.0)	
	引当	1.7	1.7	1.7	1.7	1.8	1.7	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	0.9	0.9
		(26.7)	(27.3)	(27.7)	(28.6)	(30.5)	(31.5)	(31.1)	(29.9)	(28.9)	( 28.5)	( 27.5)	( 26.7)	( 25.4)	( 23.4)	( 22.2)
要管理債権	債権額	4.6	4.8	4.9	4.5	4.1	3.6	3.1	2.8	2.4	2.3	2.1	2.0	2.0	2.0	1.0
	保全額	2.9	3.0	3.0	2.8	2.5	2.1	1.8	1.7	1.4	1.3	1.1	1.1	1.0	1.0	0.5
		(64.0)	(61.8)	(62.4)	(62.4)	(60.6)	(59.1)	(58.6)	(58.7)	(57.1)	( 57.1)	( 55.4)	( 54.6)	( 52.4)	( 52.0)	( 52.1)
	担保・保証等	2.4	2.3	2.3	2.1	1.7	1.4	1.2	1.1	0.9	0.9	0.8	0.7	0.7	0.7	0.4
	(51.0)	(48.6)	(47.4)	(46.7)	(42.8)	(40.4)	(38.8)	(38.6)	(37.9)	( 38.0)	( 36.4)	( 35.1)	( 34.5)	( 34.9)	( 35.9)	
	引当	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.2
		(12.9)	(13.2)	(14.9)	(15.7)	(17.8)	(18.8)	(19.8)	(20.0)	(19.2)	( 19.1)	( 19.0)	( 19.5)	( 17.9)	( 17.1)	( 16.2)
合計	債権額	14.8	15.0	14.7	13.9	12.8	11.6	10.4	9.7	8.7	8.4	7.8	7.8	7.5	8.0	7.2
	保全額	12.2	12.2	11.8	11.3	10.3	9.3	8.3	7.8	7.0	6.7	6.3	6.3	6.0	6.4	6.1
		(82.4)	(81.1)	(80.8)	(81.1)	(80.7)	(80.6)	(80.4)	(80.3)	(80.4)	( 80.7)	( 80.7)	( 80.5)	( 80.0)	( 80.7)	( 85.2)
	担保・保証等	8.5	8.3	8.1	7.6	6.7	6.0	5.4	5.0	4.6	4.4	4.2	4.2	4.1	4.5	4.3
	(57.3)	(55.6)	(55.4)	(54.7)	(52.6)	(51.9)	(51.7)	(51.8)	(52.5)	( 52.8)	( 53.5)	( 53.5)	( 54.6)	( 56.1)	( 59.7)	
	引当	3.7	3.8	3.7	3.7	3.6	3.3	3.0	2.8	2.4	2.3	2.1	2.1	1.9	2.0	1.8
		(25.1)	(25.5)	(25.4)	(26.4)	(28.1)	(28.7)	(28.7)	(28.6)	(27.9)	( 27.8)	( 27.2)	( 27.0)	( 25.4)	( 24.7)	( 25.6)

全国銀行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	債権額	7.4	7.0	5.7	5.6	4.4	4.1	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	
	保全額	7.4	7.0	5.7	5.6	4.4	4.1	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4	
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	5.5	5.1	4.3	4.2	3.2	3.1	2.4	2.0	1.6	1.5	1.4	1.4	1.4	2.0	2.5	
	(75.0)	(74.1)	(74.4)	(74.7)	(72.8)	(75.1)	(73.6)	(70.9)	(69.6)	(68.5)	(68.9)	(69.3)	(71.1)	(72.8)	(74.1)		
	引当	1.8	1.8	1.5	1.4	1.2	1.0	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.8	0.9	
		(25.0)	(25.9)	(25.5)	(25.3)	(27.2)	(24.9)	(26.4)	(29.1)	(30.4)	(31.5)	(31.1)	(30.7)	(28.9)	(27.2)	(25.9)	
危険債権	債権額	19.3	16.4	13.0	12.3	11.2	12.7	8.8	8.0	6.3	6.0	6.1	6.3	5.7	6.2	6.4	
	保全額	16.1	13.6	11.1	10.5	9.8	10.2	7.6	6.9	5.5	5.2	5.2	5.4	4.9	5.3	5.4	
		(83.1)	(83.2)	(85.4)	(84.8)	(87.4)	(80.8)	(86.4)	(86.7)	(87.0)	(86.9)	(85.5)	(86.0)	(86.2)	(85.6)	(83.9)	
	担保・保証等	9.7	8.3	6.7	6.2	5.7	5.3	4.3	4.1	3.5	3.3	3.2	3.4	3.3	3.7	3.7	
	(50.1)	(50.7)	(51.8)	(50.2)	(50.7)	(41.6)	(48.4)	(50.9)	(55.5)	(56.1)	(53.1)	(53.8)	(58.2)	(59.2)	(57.3)		
	引当	6.4	5.3	4.4	4.3	4.1	5.0	3.4	2.9	2.0	1.8	2.0	2.0	1.6	1.6	1.7	
		(33.1)	(32.6)	(33.6)	(34.6)	(36.7)	(39.2)	(38.0)	(35.8)	(31.5)	(30.8)	(32.4)	(32.2)	(27.9)	(26.4)	(26.6)	
要管理債権	債権額	16.5	16.8	16.6	13.7	11.1	7.0	5.9	5.1	4.7	4.2	3.9	3.5	3.7	3.3	2.1	
	保全額	9.4	9.6	10.2	8.6	7.0	4.4	3.5	3.0	2.7	2.5	2.3	2.0	2.0	1.8	1.2	
		(56.8)	(57.1)	(61.3)	(62.7)	(63.2)	(63.4)	(59.8)	(59.1)	(58.5)	(60.6)	(59.1)	(56.8)	(54.1)	(54.3)	(54.4)	
	担保・保証等	7.0	7.1	7.0	5.8	4.3	3.0	2.1	1.9	1.7	1.6	1.4	1.2	1.1	1.1	0.7	
	(42.4)	(42.5)	(42.2)	(42.4)	(39.1)	(42.5)	(36.2)	(36.6)	(36.1)	(38.7)	(37.3)	(33.4)	(31.4)	(34.0)	(32.7)		
	引当	2.4	2.4	3.2	2.8	2.7	1.5	1.4	1.2	1.1	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.5	
		(14.4)	(14.6)	(19.1)	(20.3)	(24.0)	(21.0)	(23.6)	(22.6)	(22.4)	(21.9)	(21.9)	(23.3)	(22.6)	(20.3)	(21.6)	
合計	債権額	43.2	40.1	35.3	31.6	26.6	23.8	17.9	15.9	13.4	12.3	12.0	11.9	11.4	12.3	12.0	
	保全額	32.8	30.1	27.0	24.6	21.1	18.8	14.4	12.8	10.6	9.9	9.5	9.5	8.9	9.9	9.9	
		(75.9)	(75.2)	(76.5)	(77.9)	(79.4)	(79.1)	(80.2)	(80.2)	(79.3)	(80.3)	(79.5)	(79.8)	(78.3)	(80.3)	(83.2)	
	担保・保証等	22.2	20.6	18.0	16.2	13.2	11.3	8.8	7.9	6.8	6.4	6.1	6.0	5.9	6.8	6.9	
	(51.4)	(51.3)	(51.0)	(51.1)	(49.5)	(47.7)	(49.0)	(49.8)	(51.2)	(52.4)	(50.8)	(50.5)	(51.9)	(55.4)	(57.7)		
	引当	10.6	9.6	9.0	8.5	7.9	7.5	5.6	4.8	3.8	3.4	3.4	3.5	3.0	3.1	3.1	
		(24.5)	(23.9)	(25.5)	(26.8)	(29.9)	(31.4)	(31.2)	(30.3)	(28.1)	(27.9)	(28.8)	(29.3)	(26.4)	(24.9)	(25.5)	

(注) 1. ( )内の計数は保全率。

2. 主要行の計数は都銀と信託の合計(ただし、旧日本興業銀行の計数も含む。)

3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。

4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)及び地域銀行を集計。

5. 15年9月期～17年9月期はみずほグループ各々の再生専門子会社分を含み、15年3月期以降はUFJ銀行(18年3月期以降においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)の再生専門子会社分を含み、16年3月期以降は西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期以降は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期～20年9月期は親和銀行の再生専門子会社分を含み、20年3月期以降は東和銀行の再生専門子会社分を含み、21年3月期は北都銀行及び福岡銀行の再生専門子会社分を含む。

6. 引当には、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金のほか、特定債務者支援引当金等を含む。

資8-2-12

担保不動産の評価額(処分可能見込額)と売却実績額の推移  
(アンケートによる全数調査)

主要行(9行)

(単位: 億円)

	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期
実際の売却額 [A]	11,019	3,947	10,262	4,496	12,791	6,517	15,904	3,230	5,285	2,770	4,239	985	2,085	744	1,161
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	9,712	3,457	8,850	3,904	10,471	5,152	12,014	2,010	3,443	1,548	2,497	544	1,204	481	849
A-B	1,307	490	1,412	592	2,320	1,365	3,891	1,220	1,841	1,222	1,742	441	882	263	311
A/B (%)	113.5	114.2	116.0	115.2	122.2	126.5	132.4	160.7	153.5	178.9	169.8	181.0	173.3	154.7	136.7

地域銀行(109行)

(単位: 億円)

	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期
実際の売却額 [A]	6,202	3,618	6,270	4,243	8,179	3,412	6,916	3,055	6,571	2,748	5,778	2,296	4,785	1,838	3,723
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	6,154	3,224	5,674	4,017	7,440	2,789	5,549	2,124	4,419	1,804	3,648	1,411	2,911	1,182	2,586
A-B	48	394	596	226	739	623	1,367	931	2,152	943	2,130	885	1,874	656	1,137
A/B (%)	100.8	112.2	110.5	105.6	109.9	122.3	124.6	143.8	148.7	152.3	158.4	162.7	164.4	155.5	143.9

全国銀行(120行)

(単位: 億円)

	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期
実際の売却額 [A]	17,815	7,649	16,751	8,845	21,322	9,931	23,066	6,317	11,991	5,536	10,039	3,285	6,910	3,417	5,055
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	16,269	6,729	14,621	7,984	18,060	7,942	17,655	4,147	7,891	3,359	6,151	1,956	4,132	2,154	3,605
A-B	1,546	920	2,130	861	3,262	1,989	5,411	2,170	4,099	2,177	3,888	1,328	2,778	1,263	1,450
A/B (%)	109.5	113.7	114.6	110.8	118.1	125.0	130.6	152.3	152.0	164.8	163.2	167.9	167.2	158.6	140.2

(注) 1. 主要行の計数は、都銀と信託の合計(ただし、旧日本興業銀行の計数も含む。)

2. 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。

3. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)及び地域銀行を集計。

4. ( )は21年3月期時点の対象金融機関数。

5. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。



不良債権処分損等の推移(全国銀行)

(単位:億円)

	5年3月期	6年3月期	7年3月期	8年3月期	9年3月期	10年3月期	10年9月期	11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期
	不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692 (110,669)	77,634 (62,099)	132,583 (108,188)	29,140 (22,827)	136,309 (104,403)	22,745 (15,869)	69,441 (53,975)	22,795 (15,173)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873 (55,758)	34,473 (25,342)	84,025 (65,522)	21,130 (15,652)	81,181 (54,901)	10,076 (4,757)	25,313 (13,388)	11,886 (6,041)	27,319 (13,706)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802 (54,901)	43,158 (36,756)	39,927 (35,005)	6,854 (6,306)	47,093 (42,677)	9,002 (8,123)	38,646 (36,094)	9,674 (8,062)	30,717 (26,500)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213 (15,676)	9,730 (8,495)	8,506 (7,912)	3,300 (3,125)	23,772 (22,549)	6,071 (5,845)	18,807 (17,335)	8,475 (7,064)	25,202 (22,014)
バルクセール による売却損等	2,191	18,546	21,025	42,589 (39,225)	33,428 (28,261)	31,421 (27,093)	846 (822)	23,321 (20,128)	801 (771)	19,839 (18,759)	566 (533)	5,516 (4,486)
その他	2,714	6,361	10,216	3,017 (10)	3 (1)	8,631 (7,661)	1,156 (869)	8,035 (6,825)	3,667 (2,989)	5,482 (4,493)	1,235 (1,070)	3,040 (2,691)
4年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134 (218,111)	318,768 (280,210)	451,351 (388,398)	486,254 (415,417)	587,660 (492,801)	610,405 (508,670)	657,101 (546,776)	679,896 (561,949)	718,177 (589,674)
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022 (108,121)	156,180 (144,877)	196,107 (179,882)	205,961 (186,188)	243,200 (222,559)	255,201 (230,682)	281,846 (258,653)	291,520 (266,715)	312,563 (285,153)
リスク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043 (218,682)	217,890 (164,406)	297,580 (219,780)	262,780 (182,090)	296,270 (202,500)	297,150 (192,170)	303,660 (197,720)	318,190 (192,920)	325,150 (192,810)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930 (103,450)	123,340 (93,880)	178,150 (136,010)	169,320 (125,470)	147,970 (92,580)	131,400 (80,130)	122,300 (76,780)	122,280 (77,130)	115,550 (69,390)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	18,670	30,234	42,984	114,270 (90,700)	104,360 (80,770)	159,290 (122,600)	147,230 (110,020)	112,320 (68,130)	96,020 (56,160)	83,640 (49,820)	79,460 (46,170)	72,420 (39,170)

(単位:億円)

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期
	不良債権処分損	29,553 (20,456)	97,221 (77,212)	18,473 (10,706)	66,584 (51,048)	25,077 (16,847)	53,742 (34,607)	14,849 (10,879)	28,475 (19,621)	1,639 (▲1,928)	3,629 (▲2,803)	1,607 (▲1,872)
貸倒引当金繰入額	14,912 (8,754)	51,959 (38,062)	8,172 (2,228)	31,011 (20,418)	9,170 (4,156)	16,157 (4,202)	4,572 (2,032)	940 (▲4,262)	▲1,397 (▲3,655)	▲3,722 (▲6,963)	▲263 (▲2,528)	5,239 (537)
直接償却等	13,218 (10,593)	39,745 (34,136)	9,764 (8,050)	35,201 (30,376)	14,962 (11,869)	37,335 (30,472)	9,348 (7,914)	27,536 (23,862)	2,762 (1,427)	7,020 (3,804)	1,974 (795)	5,373 (2,369)
貸出金償却	11,988 (9,582)	32,042 (27,183)	8,011 (6,606)	21,627 (17,737)	13,224 (10,481)	25,166 (19,852)	7,272 (6,258)	17,114 (14,743)	2,357 (1,273)	4,786 (2,344)	1,658 (803)	3,893 (2,077)
バルクセール による売却損等	1,230 (1,011)	7,703 (6,953)	1,753 (1,443)	13,574 (12,640)	1,738 (1,388)	12,169 (10,621)	2,076 (1,656)	10,422 (9,119)	405 (154)	2,235 (1,461)	316 (▲8)	1,479 (292)
その他	1,423 (1,108)	5,517 (5,013)	538 (428)	372 (253)	945 (822)	250 (▲68)	959 (964)	▲1 (21)	274 (300)	332 (356)	▲103 (▲138)	▲152 (▲171)
4年度以降の累計	747,730 (610,130)	815,398 (666,886)	833,871 (677,592)	881,982 (717,934)	907,059 (734,781)	935,724 (752,541)	950,573 (763,420)	964,199 (772,162)	965,838 (770,234)	967,828 (769,359)	969,435 (767,487)	978,288 (772,088)
直接償却等の累計	325,781 (295,746)	352,308 (319,289)	362,072 (327,339)	387,509 (349,665)	402,471 (361,534)	424,844 (380,137)	434,192 (388,051)	452,380 (403,999)	455,142 (405,426)	459,400 (407,803)	461,374 (408,598)	464,773 (410,172)
リスク管理債権残高	356,730 (217,540)	420,280 (276,260)	392,250 (245,770)	348,490 (204,330)	312,440 (175,340)	262,040 (135,670)	232,090 (117,680)	175,390 (72,900)	156,080 (60,160)	131,090 (45,240)	121,260 (38,230)	117,540 (40,040)
貸倒引当金残高	115,640 (69,070)	133,530 (86,570)	126,450 (78,010)	125,850 (78,970)	109,160 (63,300)	114,300 (69,030)	102,090 (59,920)	85,350 (47,390)	73,260 (37,640)	64,380 (32,470)	59,480 (28,790)	58,960 (30,200)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	70,860 (37,840)	78,860 (46,690)	71,680 (38,880)	60,810 (30,020)	55,350 (24,980)	54,410 (25,750)	60,790 (33,860)	43,860 (20,000)	38,470 (16,110)	28,760 (8,910)	26,550 (7,170)	27,200 (9,590)

(単位:億円)

	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期
	不良債権処分損	7,815 (4,043)	11,238 (4,110)	13,101 (7,800)
貸倒引当金繰入額	4,657 (1,769)	2,893 (▲1,573)	6,476 (2,770)	15,318 (7,255)
直接償却等	3,084 (2,214)	8,206 (5,770)	6,451 (4,962)	15,328 (11,779)
貸出金償却	2,836 (2,084)	6,275 (4,499)	6,088 (4,741)	13,933 (10,797)
バルクセール による売却損等	249 (130)	1,931 (1,271)	364 (221)	1,395 (981)
その他	74 (60)	139 (▲86)	174 (68)	291 (85)
4年度以降の累計	986,103 (776,131)	989,526 (776,198)	1,002,627 (783,998)	1,020,464 (795,317)
直接償却等の累計	467,857 (412,386)	472,979 (415,942)	479,430 (420,904)	488,307 (427,721)
リスク管理債権残高	116,310 (39,150)	111,690 (36,990)	120,120 (41,430)	116,100 (45,370)
貸倒引当金残高	58,820 (30,140)	52,730 (25,800)	54,430 (26,440)	58,650 (30,270)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	27,610 (10,300)	22,720 (6,840)	24,670 (8,170)	27,090 (10,070)

- (注) 1. ( )内は、都銀・旧長信銀・信託(16年9月期以降は16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行の計数を含み、18年9月期以降は18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)のみの計数。
2. 7年3月期以前の計数は、都銀・長信銀・信託のみの計数。
3. 8年3月期以降の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行(15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。)を集計。
4. 10年3月期以降の計数は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福德、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数は、国民、幸福、東京相和の各行を含まない。また、11年9月期以降の計数は、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、13年9月期以降の計数は、石川銀行を含まず、14年3月期以降の計数は、中部銀行を含まない。
5. 不良債権処分損については、10年9月期～11年9月期の計数には日本長期信用銀行(現・新生銀行)及び日本債券信用銀行(現・あおぞら銀行)を含まず、12年3月期の計数には日本債券信用銀行を含まない。また、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。
6. リスク管理債権残高及び貸倒引当金残高については、11年3月期及び11年9月期の計数には日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行を含まない。
7. リスク管理債権残高、貸倒引当金残高の計数については、15年9月期～17年9月期はみずほグループ各行の再生専門子会社分を含み、15年3月期以降はUFJ銀行(18年3月期以降においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)の再生専門子会社分を含み、16年3月期以降は西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期以降は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期～20年9月期は親和銀行の再生専門子会社分を含み、20年3月期以降は東和銀行の再生専門子会社分を含み、21年3月期は北都銀行及び福岡銀行の再生専門子会社分を含む。
8. リスク管理債権残高、貸倒引当金残高の以外の計数については、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。また、16年3月期～18年3月期は、みずほグループ各行の再生専門子会社分を含み、16年3月期以降は、UFJ銀行(18年3月期以降においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)、西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期以降は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期～20年9月期は親和銀行の再生専門子会社分を含み、20年3月期以降は東和銀行の再生専門子会社分を含み、21年3月期は北都銀行及び福岡銀行の再生専門子会社分を含む。
9. 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。
10. バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損のほか、子会社等に対する支援損や整理回収機構(RCC)への売却損等を含む。
11. 不良債権処分損の「その他」は、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金への繰入額)等を表す。
12. リスク管理債権の金額については、7年3月期以前は破綻先債権、延滞債権の合計額、8年3月期～9年3月期は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額としている。
13. 9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

リスク管理債権額等の推移

(単位:億円)

		10年3月期	10年9月期	11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期
都市銀行	貸出金	3,658,660	3,603,630	3,201,850	3,113,050	3,165,460	3,153,740	3,135,880	3,052,490	2,932,230	2,766,790	2,638,740	2,545,070	2,475,810	2,425,200	2,360,950	2,386,020	2,426,790	2,453,150	2,446,820	2,457,800	2,494,870	2,546,070	2,620,060
	リスク管理債権	219,780	220,080	202,500	192,170	197,720	192,920	192,810	217,540	276,260	245,770	204,330	175,340	135,670	117,680	72,900	60,160	45,240	38,230	40,040	39,150	36,990	41,430	45,370
	破綻先債権	47,230	47,760	22,820	17,440	16,750	22,910	17,830	14,680	15,290	14,360	8,670	7,420	4,590	3,490	2,120	2,150	1,410	1,580	1,310	1,220	1,360	4,360	6,170
	延滞債権	82,590	89,550	129,220	127,570	126,360	114,730	103,160	109,600	142,240	112,060	78,810	76,090	61,230	79,870	43,210	35,210	21,090	17,630	20,590	23,030	18,670	23,310	27,750
	3ヶ月以上延滞債権	24,520	21,410	9,820	7,530	6,540	6,730	5,130	5,570	4,560	5,340	3,690	2,960	2,130	1,700	1,370	1,160	690	720	540	620	510	690	910
	貸出条件緩和債権	65,440	61,360	40,630	39,620	48,070	48,550	66,680	87,690	114,170	114,010	113,160	88,880	67,720	32,630	26,200	21,640	22,050	18,300	17,310	14,290	16,450	13,070	10,540
	貸倒引当金残高	136,010	125,470	92,580	80,130	76,780	77,130	69,390	69,070	86,570	78,010	78,970	63,300	69,030	59,920	47,390	37,640	32,470	28,790	30,200	30,140	25,800	26,440	30,270
	個別貸倒引当金残高	122,600	110,020	68,130	56,160	49,820	46,170	39,170	37,840	46,690	38,880	30,020	24,980	25,750	33,860	20,000	16,110	8,910	7,170	9,590	10,300	6,840	8,170	10,070
	貸出金	2,656,560	2,633,840	2,494,670	2,425,230	2,414,690	2,386,820	2,389,450	2,320,960	2,256,850	2,306,980	2,192,100	2,111,790	2,053,040	2,014,360	1,959,940	1,983,430	2,020,730	2,038,570	2,027,260	2,038,220	2,068,470	2,116,550	2,186,050
	リスク管理債権	128,190	123,400	128,840	123,740	120,480	118,830	128,950	148,740	211,800	201,670	174,480	149,940	116,260	101,540	62,100	51,650	39,070	32,790	34,000	33,930	32,020	36,860	38,870
破綻先債権	28,050	22,860	13,620	9,900	9,220	10,270	9,520	9,760	9,800	10,550	7,050	6,010	3,370	2,650	1,720	1,840	1,150	1,370	1,140	1,090	1,230	3,150	4,760	
延滞債権	45,770	53,720	80,080	79,860	81,470	79,330	76,380	78,320	111,020	92,370	67,760	66,560	51,710	70,290	36,850	30,090	18,870	15,900	18,060	20,160	16,520	21,080	23,440	
3ヶ月以上延滞債権	20,800	17,260	8,600	6,520	5,370	5,490	4,660	4,980	3,360	3,860	2,800	2,470	2,000	1,600	1,310	1,120	670	690	520	520	490	680	860	
貸出条件緩和債権	33,570	29,560	26,530	27,450	24,420	23,740	38,380	55,680	87,620	94,890	96,860	74,900	59,170	26,990	22,230	18,600	18,380	14,830	14,280	12,160	13,780	11,950	9,810	
貸倒引当金残高	86,380	72,320	61,750	51,460	51,050	49,110	48,520	49,180	66,440	63,450	67,130	52,760	59,950	50,680	40,770	31,910	27,750	24,650	25,140	24,970	21,480	22,440	25,100	
個別貸倒引当金残高	76,410	60,860	42,630	32,970	31,740	29,210	27,740	27,310	37,150	31,780	25,560	20,820	21,940	29,250	17,150	13,430	7,520	6,140	8,070	8,740	5,860	7,110	8,070	
貸出金	467,880	454,950	228,720	224,220	299,370	326,240	317,560	313,580	275,140	72,910	69,440	66,540	61,880	61,050	60,490	63,590	69,870	79,220	84,380	88,520	93,070	95,900	83,620	
リスク管理債権	46,800	52,900	20,910	20,060	37,890	39,500	31,670	32,890	26,470	10,880	4,270	2,800	1,820	1,430	1,480	1,190	630	480	600	770	930	1,510	2,810	
破綻先債権	9,480	11,800	1,460	1,530	3,070	7,870	5,360	2,660	3,670	2,070	220	160	190	80	30	20	10	40	10	0	10	660	660	
延滞債権	18,670	19,290	13,820	14,070	18,200	14,350	10,680	12,750	12,370	5,420	2,150	1,760	1,350	1,110	1,300	930	390	230	400	580	550	540	1,940	
3ヶ月以上延滞債権	2,040	2,070	80	70	330	530	230	410	1,020	1,310	760	220	80	30	30	0	0	0	0	60	0	0	40	
貸出条件緩和債権	16,600	19,740	5,540	4,390	16,290	16,750	15,390	17,070	9,410	2,090	1,140	650	200	210	120	230	230	210	200	130	370	310	170	
貸倒引当金残高	23,310	27,890	11,160	12,080	14,050	17,640	11,850	10,490	9,620	5,460	4,160	3,740	3,400	3,190	2,580	2,320	1,930	1,610	1,690	1,570	1,460	1,410	2,490	
個別貸倒引当金残高	21,730	25,940	9,360	10,270	9,550	10,460	6,490	5,050	3,690	2,640	1,500	1,530	1,500	1,360	1,050	970	700	520	570	680	490	500	980	
貸出金	534,220	514,840	478,460	463,600	451,400	440,680	428,870	417,950	400,240	386,910	377,190	366,730	360,900	349,800	340,510	339,010	336,190	335,350	335,180	331,050	333,330	333,620	333,620	350,390
リスク管理債権	44,790	43,790	52,750	48,370	39,350	34,590	32,190	35,910	37,990	33,220	25,580	22,610	17,590	14,720	9,320	7,330	5,540	4,960	5,440	4,440	4,040	3,060	3,060	3,690
破綻先債権	9,690	13,100	7,740	6,010	4,460	4,770	2,950	2,260	1,820	1,730	1,400	1,250	1,030	760	370	300	250	170	160	130	120	550	750	
延滞債権	18,150	16,540	35,320	33,640	26,690	21,050	16,100	18,530	18,860	14,270	8,890	7,760	8,170	8,470	5,070	4,190	1,830	1,500	2,430	2,280	1,610	1,690	2,370	
3ヶ月以上延滞債権	1,680	2,080	1,140	940	840	710	230	190	180	170	130	270	50	60	30	40	20	30	20	30	20	10	10	
貸出条件緩和債権	15,270	12,060	8,560	7,780	7,360	8,060	12,910	14,940	17,130	17,040	15,150	13,320	8,340	5,420	3,850	2,810	3,440	3,260	2,830	2,000	2,290	810	560	
貸倒引当金残高	26,320	25,260	19,670	16,590	11,680	10,380	9,020	9,400	10,510	9,100	7,680	6,810	5,680	6,040	4,040	3,410	2,790	2,530	3,370	3,600	2,860	2,580	2,680	
個別貸倒引当金残高	24,460	23,220	16,140	12,920	8,530	6,500	4,930	5,470	5,850	4,470	2,960	2,620	2,310	3,250	1,800	1,700	700	510	950	880	490	570	1,020	
貸出金	3,423,190	3,381,250	3,201,850	3,113,050	3,088,410	3,050,470	3,043,120	2,961,680	2,849,060	2,693,880	2,569,300	2,478,520	2,413,940	2,364,150	2,300,450	2,322,440	2,356,920	2,373,930	2,362,440	2,369,270	2,401,800	2,450,170	2,536,440	
リスク管理債権	188,680	182,080	202,500	192,170	179,820	167,460	173,950	200,060	260,940	234,890	200,060	172,550	133,850	116,260	71,420	58,970	44,610	37,750	39,440	38,370	36,060	39,920	42,560	
破綻先債権	40,740	38,150	22,820	17,440	14,870	16,830	13,970	13,620	13,100	12,280	8,450	7,250	4,400	3,410	2,090	2,130	1,400	1,540	1,300	1,210	1,350	3,710	5,510	
延滞債権	68,270	73,540	129,220	127,570	118,350	104,520	95,910	101,190	134,340	106,640	76,650	74,330	59,890	78,760	41,920	34,270	20,700	17,400	20,480	22,440	18,120	22,770	25,810	
3ヶ月以上延滞債権	22,620	19,550	9,820	7,530	6,310	6,370	4,990	5,280	3,610	4,040	2,930	2,740	2,050	1,660	1,340	1,160	690	720	540	560	510	690	870	
貸出条件緩和債権	57,040	50,830	40,630	39,620	40,290	39,740	59,080	79,980	109,880	111,930	112,020	88,220	67,510	32,420	26,070	21,410	21,820	18,090	17,110	14,160	16,070	12,760	10,370	
貸倒引当金残高	-	107,020	92,580	80,130	68,100	64,310	60,170	61,540	80,540	72,550	74,810	59,560	65,630	56,730	44,810	35,320	30,540	27,180	28,510	28,570	24,340	25,030	27,780	
個別貸倒引当金残高	-	92,310	68,130	56,160	44,330	37,480	34,070	34,350	44,340	36,240	28,520	23,440	24,250	32,500	18,950	15,140	8,220	6,650	9,020	9,620	6,350	7,680	9,090	

(単位:億円)

		10年3月期	10年9月期	11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期
地域銀行	貸出金	1,872,590	1,851,710	1,864,170	1,782,950	1,796,270	1,785,940	1,806,010	1,797,300	1,800,190	1,769,090	1,831,190	1,810,030	1,823,760	1,798,670	1,831,540	1,831,900	1,875,530	1,891,750	1,926,740	1,938,200	1,977,170	1,991,110	2,050,270
	リスク管理債権	77,800	80,700	93,770	104,980	105,940	125,270	132,340	139,190	144,020	146,470	144,160	137,100	126,370	114,410	102,480	95,920	85,850	83,030	77,500	77,160	74,700	78,690	70,730
	破綻先債権	21,200	22,750	21,420	19,300	14,230	17,310	15,470	14,750	15,070	15,030	13,720	12,220	9,180	7,780	6,120	5,440	4,880	4,840	4,340	4,480	4,820	7,770	9,530
	延滞債権	25,120	26,710	25,820	48,680	57,230	66,900	74,740	80,010	80,720	82,280	80,380	78,490	75,370	70,020	64,320	61,050	56,400	55,290	52,460	52,330	50,280	51,240	51,310
	3ヶ月以上延滞債権	7,940	8,220	6,510	3,140	2,650	2,390	1,600	1,790	1,510	1,570	1,310	1,580	1,020	1,010	840	820	620	780	690	650	590	820	790
	貸出条件緩和債権	23,550	23,030	40,000	33,860	31,830	38,670	40,540	42,640	46,720	47,600	48,740	44,800	40,800	35,610	31,210	28,620	23,950	22,120	20,000	19,700	19,010	18,860	9,100
	貸倒引当金残高	42,140	43,850	55,390	51,270	45,520	45,150	46,160	46,570	46,960	48,440	46,880	45,860	45,270	42,170	37,960	35,620	31,910	30,700	28,760	28,680	26,930	27,990	28,380
	(109) 個別貸倒引当金残高	36,690	37,210	44,190	39,860	33,820	33,290	33,250	33,020	32,170	32,800	30,790	30,370	28,660	26,930	23,860	22,360	19,850	19,370	17,610	17,310	15,880	16,500	17,030
第一地方銀行	貸出金	1,387,060	1,371,090	1,385,840	1,340,590	1,343,210	1,349,540	1,359,980	1,353,420	1,363,180	1,339,980	1,354,950	1,346,910	1,353,970	1,332,050	1,374,920	1,371,780	1,406,130	1,416,390	1,448,150	1,456,110	1,485,930	1,498,610	1,550,650
	リスク管理債権	51,980	54,240	67,690	76,370	75,810	92,040	95,630	101,210	104,880	108,000	104,230	100,910	93,350	84,380	75,840	71,060	63,170	60,950	57,580	57,150	54,970	57,310	50,840
	破綻先債権	14,680	15,340	14,980	13,740	9,400	12,020	10,850	10,180	10,290	10,600	9,170	8,110	6,030	5,210	4,060	3,650	3,340	3,350	2,980	3,080	3,190	5,090	6,170
	延滞債権	17,130	18,020	18,240	37,250	41,780	48,940	53,660	58,390	59,110	59,760	57,900	57,740	55,640	51,100	47,130	44,410	40,820	40,200	38,890	38,610	36,690	37,220	37,130
	3ヶ月以上延滞債権	5,030	4,990	4,390	1,990	1,750	1,800	1,200	1,410	1,210	1,270	1,030	1,240	790	770	660	630	470	570	540	480	470	630	560
	貸出条件緩和債権	15,150	15,900	30,070	23,390	22,880	29,280	29,910	31,230	34,270	36,360	36,130	33,830	30,890	27,290	23,980	22,370	18,540	16,830	15,170	14,980	14,620	14,380	6,970
	貸倒引当金残高	29,660	30,480	41,170	38,760	33,570	33,670	33,840	34,120	34,870	36,670	34,550	34,590	35,160	32,680	29,380	27,330	24,080	22,980	21,330	21,330	19,730	20,450	20,550
	(64) 個別貸倒引当金残高	25,620	25,700	32,540	29,710	24,480	24,580	24,040	23,900	23,670	24,500	22,350	22,730	22,100	20,640	18,240	16,970	14,820	14,480	13,200	12,940	11,540	12,020	12,240
第二地方銀行	貸出金	485,530	480,620	478,330	442,360	453,060	436,400	446,030	443,880	437,010	429,110	429,130	416,370	419,990	415,410	403,400	405,460	412,560	417,430	419,380	422,250	429,430	430,700	435,920
	リスク管理債権	25,820	26,460	26,080	28,610	30,130	33,230	36,710	37,980	39,140	38,480	38,230	34,530	31,490	28,810	25,590	23,820	21,820	21,120	19,050	19,110	18,840	20,320	18,890
	破綻先債権	6,520	7,410	6,440	5,560	4,830	5,290	4,610	4,570	4,770	4,430	4,470	4,070	3,120	2,540	2,030	1,780	1,520	1,470	1,330	1,380	1,590	2,620	3,290
	延滞債権	7,990	8,690	7,580	11,430	15,450	17,960	21,080	21,620	21,620	22,520	21,670	19,940	18,970	18,240	16,640	16,090	15,070	14,570	12,990	13,060	12,920	13,280	13,480
	3ヶ月以上延滞債権	2,910	3,230	2,120	1,150	900	590	390	380	300	290	210	250	130	180	130	130	100	130	110	130	100	140	180
	貸出条件緩和債権	8,400	7,130	9,930	10,470	8,950	9,390	10,620	11,420	12,450	11,230	11,880	10,270	9,270	7,850	6,790	5,830	5,130	4,950	4,610	4,550	4,240	4,280	1,930
	貸倒引当金残高	12,480	13,370	14,220	12,510	11,950	11,480	12,320	12,450	12,090	11,770	11,980	10,820	9,660	9,070	8,220	7,880	7,470	7,380	7,070	6,990	6,810	7,070	7,430
	(44) 個別貸倒引当金残高	11,070	11,510	11,650	10,150	9,340	8,710	9,210	9,120	8,510	8,300	8,290	7,430	6,360	6,090	5,480	5,200	4,850	4,760	4,240	4,180	4,130	4,260	4,660
全国銀行	貸出金	5,531,250	5,455,340	5,066,020	4,896,000	4,961,730	4,939,680	4,941,890	4,849,790	4,732,420	4,535,880	4,469,930	4,355,090	4,299,570	4,223,870	4,192,490	4,217,920	4,302,320	4,344,900	4,373,560	4,396,000	4,472,040	4,537,180	4,670,330
	リスク管理債権	297,580	300,780	296,270	297,150	303,660	318,190	325,150	356,730	420,280	392,250	348,490	312,440	262,040	232,090	175,390	156,080	131,090	121,260	117,540	116,310	111,690	120,120	116,100
	破綻先債権	68,430	70,510	44,240	36,740	30,980	40,220	33,300	29,420	30,360	29,380	22,390	19,640	13,770	11,270	8,240	7,590	6,300	6,420	5,650	5,700	6,180	12,130	15,700
	延滞債権	107,710	116,260	155,040	176,250	183,590	181,630	177,910	189,610	222,960	194,340	159,190	154,580	136,600	149,880	107,530	96,250	77,480	72,920	73,340	75,350	68,950	74,550	79,060
	3ヶ月以上延滞債権	32,460	29,630	16,330	10,670	9,190	9,120	6,730	7,360	6,070	6,910	5,000	4,540	3,150	2,700	2,210	1,980	1,310	1,500	1,230	1,260	1,100	1,510	1,700
	貸出条件緩和債権	88,990	84,390	80,630	73,480	79,900	87,220	107,210	130,330	160,890	161,610	161,900	133,680	108,520	68,230	57,400	50,260	46,000	40,430	37,310	33,990	35,460	31,930	19,640
	貸倒引当金残高	178,150	169,320	147,970	131,400	122,300	122,280	115,550	115,640	133,530	126,450	125,850	109,160	114,300	102,090	85,350	73,260	64,380	59,480	58,960	58,820	52,730	54,430	58,650
	(120) 個別貸倒引当金残高	159,290	147,230	112,320	96,020	83,640	79,460	72,420	70,860	78,860	71,680	60,810	55,350	54,410	60,790	43,860	38,470	28,760	26,550	27,200	27,610	22,720	24,670	27,090

(単位:億円)

		10年3月期	10年9月期	11年3月期	11年9月期	12年3月期	12年9月期	13年3月期	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期
協同組織 金融機関	貸 出 金			1,355,620		1,330,400		1,322,680		1,331,300		1,265,560		1,240,920		1,201,960		1,163,080		1,179,220		1,149,840		1,183,720
	リスク管理債権			90,290		110,010		109,340		110,210		108,270		96,470		83,020		71,750		66,000		63,250		57,400
	破綻先債権			21,220		18,630		15,680		14,810		13,740		10,920		7,980		6,300		5,650		5,390		7,150
	延滞債権			32,390		54,530		61,650		61,660		63,090		59,740		53,220		48,700		46,290		45,740		44,280
	3ヶ月以上延滞債権			7,740		2,750		1,540		1,090		920		690		450		350		360		400		440
	貸出条件緩和債権			28,930		34,100		30,470		32,650		30,530		25,130		21,360		16,390		13,690		11,710		5,510
	貸倒引当金残高			45,130		41,180		37,190		34,030		33,310		31,470		27,190		23,320		21,460		19,900		20,540
(495)	個別貸倒引当金残高			35,700		31,320		27,970		24,890		24,880		23,340		19,980		17,070		15,770		14,630		15,360
信用 金庫	貸 出 金			768,450		723,270		726,360		729,130		727,400		711,090		693,800		686,570		690,820		693,960		703,160
	リスク管理債権			51,320		64,000		68,400		72,990		72,290		63,830		55,470		49,010		45,140		44,360		40,700
	破綻先債権			12,910		10,240		9,070		8,190		7,740		6,040		4,350		3,390		3,230		3,130		4,140
	延滞債権			16,890		34,990		39,800		42,410		43,510		41,530		37,830		34,890		33,220		33,480		32,850
	3ヶ月以上延滞債権			4,380		1,130		870		640		550		340		240		190		180		210		210
	貸出条件緩和債権			17,130		17,640		18,660		21,750		20,490		15,920		13,050		10,530		8,510		7,530		3,500
	貸倒引当金残高			26,800		21,490		20,200		18,250		18,670		17,170		15,100		13,450		12,560		11,970		12,070
(280)	個別貸倒引当金残高			21,600		16,740		15,320		13,240		13,790		12,930		11,360		10,220		9,580		8,980		9,240
信用 組合	貸 出 金			155,990		146,850		125,910		115,830		98,230		97,430		97,360		98,430		98,440		97,810		97,930
	リスク管理債権			17,660		20,350		20,070		14,840		15,140		13,160		11,660		10,600		10,240		10,090		8,810
	破綻先債権			3,380		3,660		2,920		2,050		1,850		1,610		1,290		1,090		1,050		1,180		1,260
	延滞債権			7,100		7,870		11,050		7,880		7,990		7,660		7,120		6,730		6,620		6,470		6,260
	3ヶ月以上延滞債権			2,480		1,160		490		210		230		210		120		100		110		100		120
	貸出条件緩和債権			4,700		7,660		5,620		4,700		5,070		3,680		3,130		2,680		2,460		2,330		1,170
	貸倒引当金残高			5,770		6,410		6,310		4,330		3,910		3,980		3,500		3,170		3,100		3,080		2,890
(163)	個別貸倒引当金残高			4,730		5,200		4,950		3,380		3,050		3,130		2,780		2,500		2,440		2,400		2,270
預金取扱 金融機関	貸 出 金			6,421,640		6,292,130		6,264,570		6,063,730		5,735,480		5,540,500		5,394,460		5,465,390		5,552,780		5,621,880		5,854,050
	リスク管理債権			386,560		413,670		434,480		530,490		456,760		358,510		258,400		202,840		183,540		174,940		173,490
	破綻先債権			65,460		49,610		48,970		45,170		36,130		24,690		16,220		12,600		11,300		11,580		22,850
	延滞債権			187,430		238,120		239,550		284,630		222,280		196,340		160,750		126,190		119,630		114,690		123,340
	3ヶ月以上延滞債権			24,070		11,940		8,270		7,160		5,920		3,840		2,660		1,660		1,590		1,500		2,140
	貸出条件緩和債権			109,560		114,000		137,690		193,540		192,430		133,640		78,760		62,390		51,000		47,160		25,150
	貸倒引当金残高			193,100		163,480		152,740		167,560		159,160		145,770		112,540		87,690		80,420		72,630		79,200
(615)	個別貸倒引当金残高			148,020		114,960		100,390		103,750		85,690		77,750		63,840		45,830		42,970		37,350		42,450

(注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

2. ( )内は21年3月期時点の対象金融機関数。

3. 計数は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにと、福徳、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数は、国民、幸福、東京相和の各行を含まず、11年9月期以降の計数は、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、13年9月期以降の計数は石川銀行を含まず、14年3月期以降の計数は、中銀銀行を含まない。また、11年3月期及び11年9月期の計数は日本長期信用銀行(現・新生銀行)及び日本債券信用銀行(現・あおぞら銀行)を含まず、12年3月期の計数は日本債券信用銀行を含まない。

4. 旧長信銀の計数は、14年3月期までは日本興業銀行を含み、16年9月期以降は16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行を含み、18年9月期以降は18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。

5. 主要行の計数は、都銀と信託の合計(ただし、旧日本興業銀行の計数も含む。)

6. 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。

7. 15年9月期～17年9月期は、みずほグループ各々の再生専門子会社分を含み、15年3月期以降はUFJ銀行(18年3月期以降においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)の再生専門子会社分を含み、16年3月期以降は西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期以降は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期～20年9月期は親和銀行の再生専門子会社分を含み、20年3月期以降は東和銀行の再生専門子会社分を含み、21年3月期は北都銀行及び福岡銀行の再生専門子会社分を含む。

資8-2-15

自己査定による債務者区分の推移

主要行(9行)

(単位:兆円)

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期
正常先	264.9	250.8	235.5	224.5	222.1	221.1	221.6	222.7	226.5	221.6	225.8	228.5	229.9	231.1	236.3	236.3
要注意先	48.5	45.8	43.8	40.5	34.4	28.2	18.9	17.3	14.7	14.1	13.6	15.8	15.7	16.3	16.3	18.5
(要管理債権)	8.5	11.3	11.6	11.5	9.1	7.0	3.4	2.7	2.3	2.3	1.9	1.8	1.5	1.7	1.3	1.1
破綻懸念先	8.9	12.2	9.5	6.6	6.2	5.2	7.1	3.6	3.1	1.9	1.6	1.9	2.1	1.7	2.1	2.4
破綻先・実質破綻先	3.2	3.2	2.8	2.2	2.2	1.5	1.6	1.0	0.8	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.0
要管理～破綻先の合計	20.6	26.8	23.9	20.2	17.5	13.6	12.1	7.4	6.1	4.6	3.9	4.1	4.0	3.8	4.2	4.5

地域銀行(109行)

(単位:兆円)

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期
正常先	135.5	136.2	134.4	141.0	140.0	142.7	142.2	146.8	147.4	152.2	153.8	156.4	156.9	159.3	159.3	162.2
要注意先	34.2	32.9	31.0	30.1	28.0	26.5	24.8	23.7	23.1	22.9	23.1	24.2	24.6	25.2	25.8	27.8
(要管理債権)	4.2	4.6	4.8	4.9	4.5	4.1	3.6	3.1	2.8	2.4	2.3	2.1	2.0	2.0	2.0	1.0
破綻懸念先	6.1	6.4	6.5	6.3	6.0	5.8	5.5	5.1	4.8	4.4	4.4	4.1	4.1	4.0	4.1	4.0
破綻先・実質破綻先	4.0	3.9	3.8	3.5	3.4	2.8	2.5	2.2	2.0	1.8	1.8	1.7	1.6	1.6	1.9	2.2
要管理～破綻先の合計	14.2	14.8	15.0	14.7	13.9	12.8	11.6	10.4	9.7	8.7	8.4	7.8	7.8	7.6	8.0	7.2

全国銀行(120行)

(単位:兆円)

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期
正常先	407.0	393.4	375.9	371.7	368.2	369.5	369.3	375.0	379.8	380.5	387.2	392.7	395.0	398.8	404.0	405.5
要注意先	84.5	80.2	75.8	71.4	63.0	55.3	44.1	41.4	38.1	37.2	36.9	40.5	40.7	42.0	42.7	47.3
(要管理債権)	13.5	16.5	16.8	16.6	13.7	11.1	7.0	5.9	5.1	4.7	4.2	3.9	3.5	3.7	3.3	2.1
破綻懸念先	15.8	19.3	16.4	13.0	12.3	11.2	12.7	8.9	8.0	6.3	6.0	6.1	6.3	5.7	6.2	6.5
破綻先・実質破綻先	7.4	7.4	6.9	5.7	5.6	4.3	4.1	3.2	2.8	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	2.8	3.4
要管理～破綻先の合計	36.6	43.2	40.1	35.3	31.6	26.6	23.8	17.9	15.9	13.4	12.4	12.0	11.9	11.4	12.3	12.0

預金取扱金融機関(615機関)

(単位:兆円)

	13年9月期	14年3月期	14年9月期	15年3月期	15年9月期	16年3月期	16年9月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期
正常先		487.3		465.3		459.6		463.7		472.8		481.1		485.1		491.8
要注意先		100.0		90.5		72.6		57.2		52.3		55.8		57.8		65.2
(要管理債権)		19.1		19.2		13.0		7.5		6.0		5.0		4.7		2.6
破綻懸念先		23.8		17.4		15.3		12.5		9.7		9.3		9.0		9.5
破綻先・実質破綻先		11.2		9.0		7.2		5.6		4.4		4.0		3.9		5.5
要管理～破綻先の合計		54.2		45.6		35.5		25.6		20.2		18.3		17.5		17.6

(注) 1. 要管理債権とは、3か月以上延滞が生じ、又は債務者の再建・支援を目的として貸出条件緩和が行われているもの。

2. 主要行の計数は、都銀と信託の合計(ただし、旧日本興業銀行の計数も含む。)

3. 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。

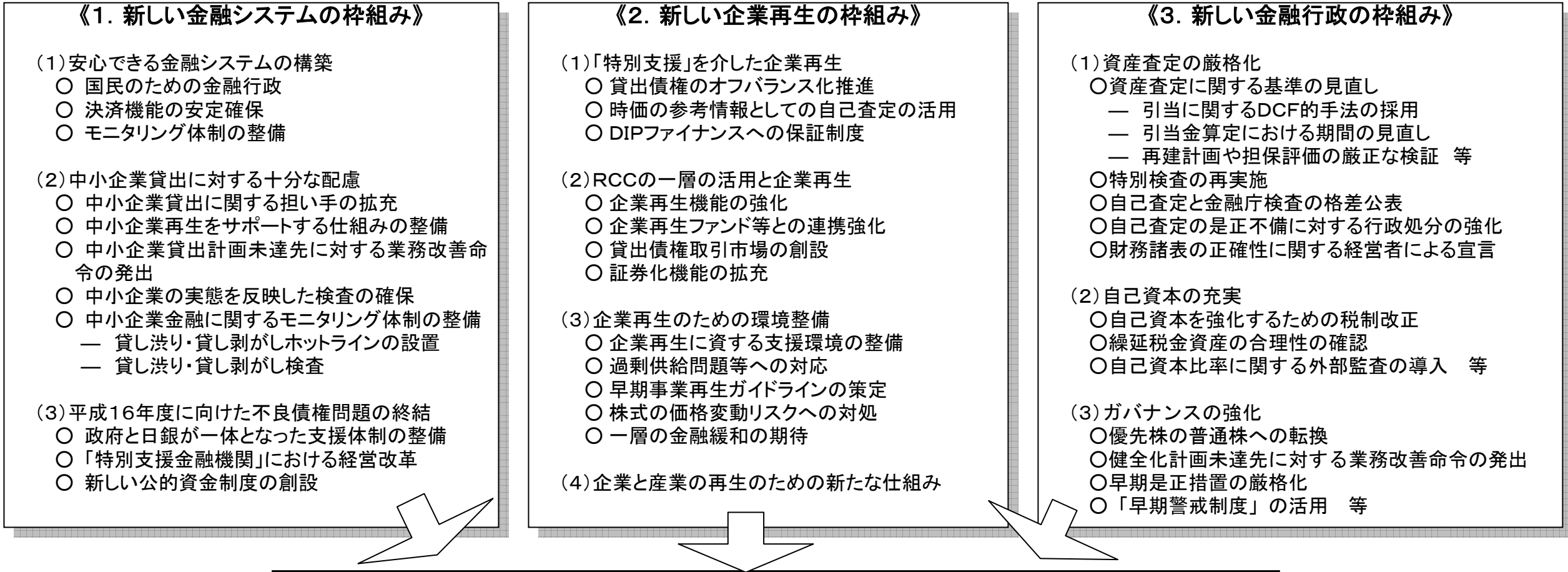
4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)及び地域銀行を集計。

5. 15年3月期以降の計数は、UFJ銀行(18年3月期以降においては、合併後の三菱東京UFJ銀行)の再生専門子会社分を含み、15年9月期～17年9月期の計数はみずほフィナンシャルグループ各社の再生専門子会社分を含み、16年3月期以降の計数は、西日本銀行、福岡シティ銀行(17年3月期以降においては、西日本銀行と福岡シティ銀行の合併後の西日本シティ銀行)の再生専門子会社分を含み、17年3月期以降の計数は北陸銀行の再生専門子会社分を含み、17年9月期～20年9月期の計数は親和銀行の再生専門子会社分を含み、20年3月期以降の計数は東和銀行の再生専門子会社分を含み、21年3月期の計数は北都銀行及び福岡銀行の再生専門子会社分を含む。

6. 不良債権とは、概して言えば、米国のSEC基準と同様、元利払いや貸出条件に問題が生じている債権(リスク管理債権又は再生法開示債権)であり、上記表中、要管理債権、破綻懸念先債権、破綻先・実質破綻先債権の合計がこれに該当し、要管理債権以外の要注意先に対する債権はこれに該当しない。

7. ( )は21年3月期時点の対象金融機関数。

○主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生 ← 不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」  
○「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進 ← 雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施



— **速やかに実施（平成14年11月29日に作業工程表を公表）** —  
※中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定

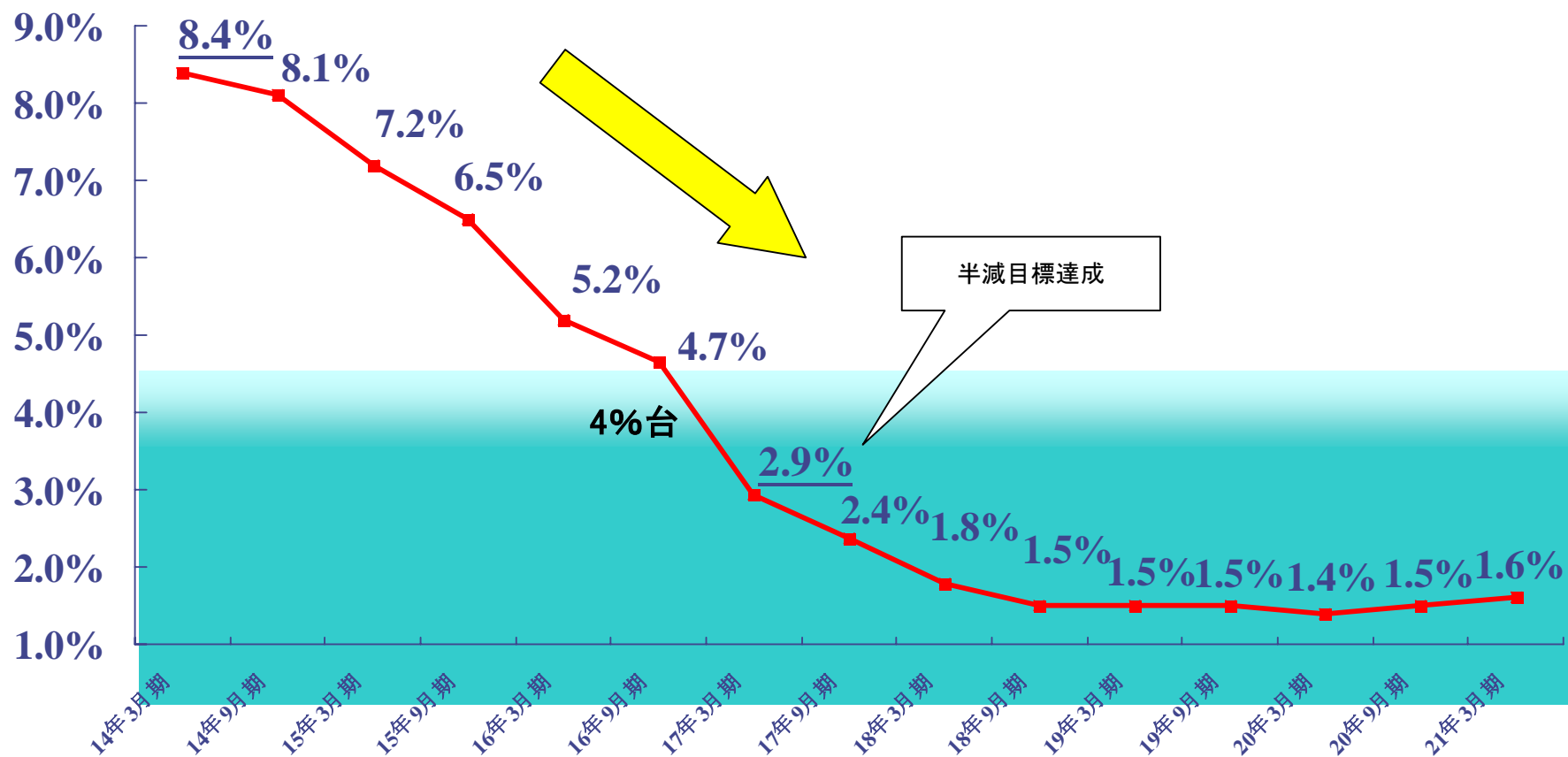
**〔基本的考え方〕**

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現

⇒ ◎平成16年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化  
◎構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す



## 不良債権比率の推移(主要行)



## ○金融再生プログラム

「平成16年度(17年3月期)には、主要行の不良債権比率を現状(平成14年3月期 8.4%)の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」

## ○骨太2004

「金融分野においては、平成16年度(平成17年3月)末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させる」

\*計数は金融再生法開示債権ベース。

## バーゼルⅡ（自己資本比率規制）について

### 1. スケジュール

04年6月	バーゼル銀行監督委員会からバーゼルⅡ最終文書公表
04年10月 ～05年12月	3度にわたり「新しい自己資本比率規制」(第1の柱)告示の改正案を公表、パブリック・コメント実施
05年11月	第2の柱に係る「実施方針」公表
06年3月	「新しい自己資本比率規制」告示の官報掲載
07年3月末	バーゼルⅡの実施(先進的手法については2008年3月末)

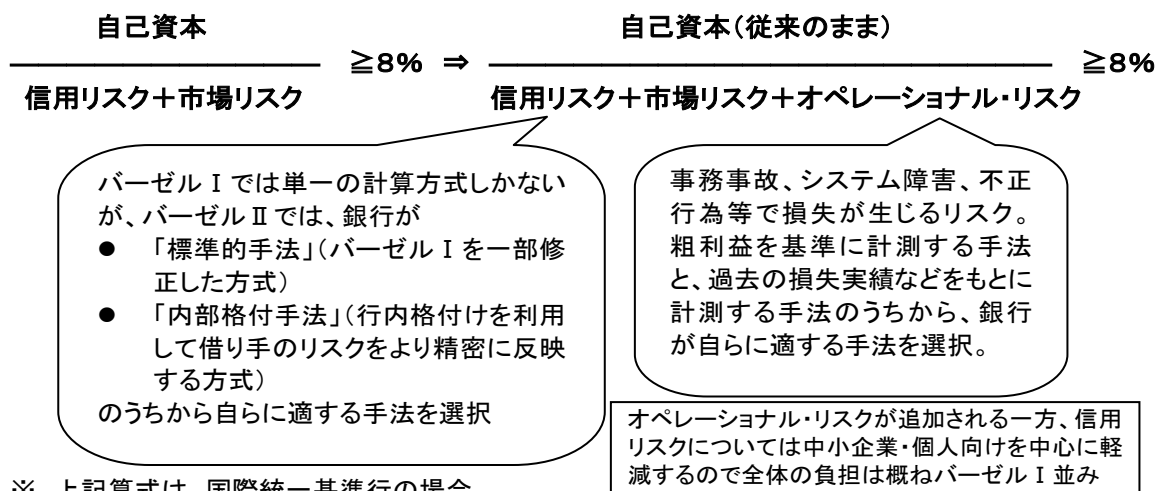
### 2. 適用対象

対 象	最低所要自己資本比率	適 用
国際統一基準行	8%	バーゼルⅡ最終文書通り
国内基準行	4%	バーゼルⅡ最終文書に準拠

※ 国際統一基準行:海外営業拠点を有する金融機関

### 3. バーゼルⅡの内容

#### (1) 第1の柱（最低所要自己資本比率）



(I) 信用リスク

$$\text{信用リスク・アセット額} = \sum (\text{与信額(保証等オフ・バランス取引含む)} \times \text{各リスク・ウェイト})$$

(i) 標準的手法

リスク・ウェイトがより精緻に(バーゼル I の延長)。

(ア) 中小企業・個人向け貸出は、小口分散によるリスク軽減効果を考慮してリスク・ウェイトを軽減。

(イ) 延滞債権は、引当率に応じてリスク・ウェイトを加減。

(ウ) 貸出先企業の信用力に応じたリスク・ウェイトを使用可。

与信先区分	バーゼル I	バーゼル II
国・地方公共団体	0 %	0 %
政府関係機関等 (うち地方三公社)	10 %	10 % (20 %)
銀行・証券会社	20 %	20 %
事業法人 (中小企業以外)	100 %	(格付に応じ) 20%~150%※ 又は (格付を使用せず)一律 100%
中小企業・個人	100 %	75 %
住宅ローン	50 %	35 %
延滞債権	100 %	50%~150% ※※ (引当率に応じて加減)
株式	100 %	100 %

※ 事業法人の格付については、依頼格付のみ使用可能。

※※ 延滞債権は、3ヶ月以上延滞が発生している債務者に対する与信。

(ii) 内部格付手法

各銀行が有する行内格付を利用して借り手のリスクをより精密に反映する方式。

債務者ごとのデフォルト(※)率、デフォルト時損失率等を各国共通の関数式に入れてリスク・ウェイトを計算。

	基礎的内部格付手法	先進的内部格付手法
デフォルト率	銀行推計	銀行推計
デフォルト時損失率	各行共通の設定 ※※	銀行推計

※ デフォルトの定義はわが国の要管理先以下の債権に相当。

※※ 例えば、事業法人向け無担保債権については 45%。

(備考) 内部格付手法における株式の取扱い

### 新規保有株式

複数の計算方法から選択。

(ただし、下限として政策保有株 100%以上、それ以外の上場株 200%以上、非上場株 300%以上)

既保有株式(わが国においては 04 年 9 月 30 日までに保有した株式)

10 年間(2014 年 6 月末まで)はリスク・ウェイト 100%(標準的手法と同じ)を適用。

## (II) オペレーショナル・リスク (新規)

(事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスク)

3つの手法から銀行が選択。

①基礎的手法、②粗利益配分手法、③先進的計測手法

(①、②は粗利益を基準に算出、③は過去の損失実績等をもとに計量化)

## (2) 第2の柱(金融機関の自己管理と監督上の検証)

銀行自身が、第1の柱(最低所要自己資本比率)の対象となっていないリスク(銀行勘定の金利リスク、信用集中リスク等)も含めて主要なリスクを把握した上で、経営上必要な自己資本額を検討。

⇒ 金融機関による統合的なリスク管理と当局による早期警戒制度に基づくモニタリング

- ・ 銀行勘定の金利リスク (例、銀行勘定で保有する国債の金利リスク)

金利リスク量が基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)の合計額の20%を超える銀行(アウトライヤー銀行という)の自己資本の適切性について、監督当局は特に注意を払う。

※ ただし、当該リスクは、第1の柱の計算式には含まれないことから、アウトライヤー銀行に該当したからといって自動的に自己資本の賦課が求められるものではない。

## (3) 第3の柱(市場規律)

開示の充実を通じて市場規律の実効性を高める。

自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算手法等についての情報開示が求められている。

原則として、銀行については四半期開示、協同組織金融機関については半期開示。

平成20年11月7日  
 金融庁

## 銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化について

10月30日に公表された「生活対策」においては、金融資本市場安定対策の一環として、銀行の自己資本比率規制について、「現在の市場環境の下、自己資本比率の急激な変動により、金融機関の金融仲介機能を低下させないよう、国際合意の枠組みも踏まえつつ、規制の一部弾力化を図る」とこととされました。

これを踏まえ、金融庁として、下記の特例措置を20年12月期決算(半期決算先については21年3月期決算)から24年3月期決算までの間適用することとし、今後速やかに自己資本比率に関する告示の改正案をパブリックコメントに付すこととします。

### 記

国内基準が適用されている預金取扱金融機関については、有価証券の評価損を、自己資本の基本的項目(ティア1)から控除しないこととする。

国際統一基準が適用されている預金取扱金融機関については、信用リスクのない債券(標準的手法においてリスク・ウェイト0%が適用されている有価証券)の評価損益について、評価益を自己資本の補完的項目(ティア2)に算入しないととも評価損も自己資本の基本的項目(ティア1)から控除しない取扱いも認めることとする。

(注)バーゼル合意の枠組みの範囲内での対応。

### (弾力化の概要)

		旧	新
国内基準	国債等	評価益: 自己資本に反映せず 評価損: 約 60%をティア1控除	(評価益: 変更なし) 評価損: 自己資本に反映せず
	株式・社債等		
国際統一基準	国債等	評価益: 45%をティア2算入 評価損: 約 60%をティア1控除	評価益: 自己資本に反映せず 評価損: 自己資本に反映せず
	株式・社債等		

### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)  
 監督局総務課バーゼルⅡ推進室  
 (内線 3725)

平成20年12月12日

金融庁

## 中小企業金融の円滑化等に資する取組みとしての 自己資本比率規制（バーゼルⅡ）の一部改正について

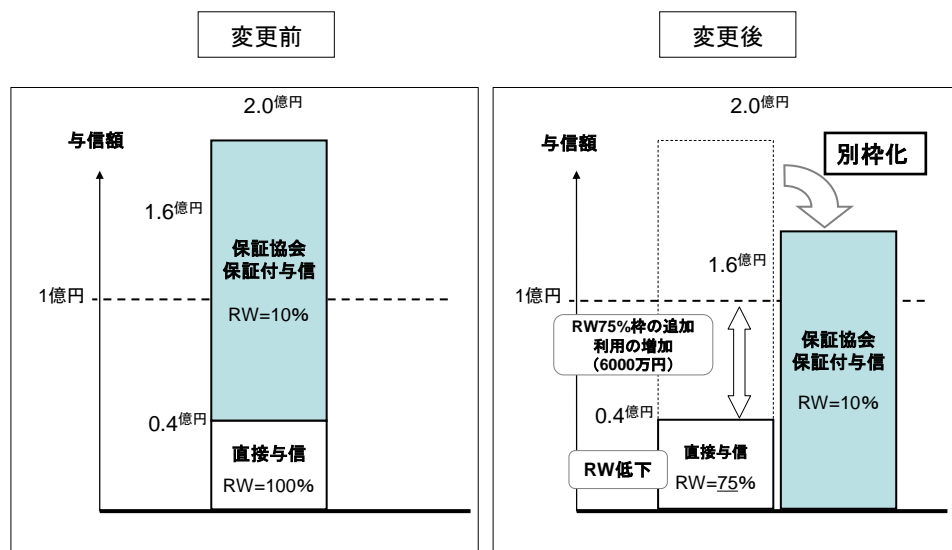
金融庁では、現下の異例の金融環境における中小企業に対する円滑な資金供給の確保等に向けた施策として、下記のとおり、預金取扱金融機関における自己資本比率規制（バーゼルⅡの第1の柱）の一部改正を行うこととします。いずれの取扱いも国際合意との整合性の問題はありません。

### 記

バーゼルⅡでは、同一の債務者への与信額が1億円以下の「中小企業向け与信」については、その小口融資による分散効果を反映し、バーゼルⅠのリスク・ウェイトから25%引き下げた75%のリスク・ウェイトとなっており、中小企業金融の円滑化に資する枠組みとなっています。

今回、この「同一の債務者への与信額が1億円以下」の取扱いについて、これまで、信用保証協会保証が付いたものも与信額に含めておりましたが、今回の改正でこれを別枠とし、中小企業融資の一層の円滑化に資するような枠組みにします。

### 中小企業向け与信の信用保証協会枠の別枠化（参考例）



RW:リスク・ウェイト

※ 内部格付手法においても、同様の措置を講じます。

その他、バーゼルⅡ告示上の取扱いにおいて、

投資損失引当金や偶発債務引当金について、融資に対する貸倒引当金と同様の取扱いとすること、並びに、

海外特別目的会社(SPC)の発行する優先出資証券の基本的項目(ティア1)への算入方法について、毎期の基本的項目の25%が限度とされているところ、資本調達の安定性確保の観点から、算入上限は優先出資証券の「発行時点」において満たせば足りることとすること、

につき、告示あるいは解釈集(Q&A)にて明確化する予定です。

なお、本年12月末決算から反映させることが可能となるよう対応する予定です。

以上

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

監督局総務課バーゼルⅡ推進室

(内線 3725)

---

バーゼルⅡのリスク計測手法に係る承認先（平成 20 年事務年度）

● 信用リスク

（1）先進的内部格付手法【3 銀行持株会社＋6 行】

- ・ 三菱UFJフィナンシャル・グループ  
（及び 三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行）  
※ 三菱UFJフィナンシャル・グループ及び三菱東京UFJ銀行については、株式等に関する内部モデル手法についても併せて承認。
- ・ みずほフィナンシャルグループ  
（及び みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行）
- ・ 三井住友フィナンシャルグループ  
（及び 三井住友銀行）

（2）基礎的内部格付手法【2 行】

- ・ 八十二銀行
- ・ 中国銀行

● オペレーショナル・リスク

（1）先進的計測手法【1 行】

- ・ 関西アーバン銀行  
※ 三井住友フィナンシャルグループ（及び 三井住友銀行、みなと銀行、ジャパンネット銀行）については、20 年 3 月期に承認済み。

（2）粗利益配分手法【5 行】

- ・ 百五銀行
- ・ 京都銀行
- ・ 山陰合同銀行
- ・ 百十四銀行
- ・ 伊予銀行

（注）八十二銀行は 20 年 9 月末承認、それ以外は 21 年 3 月末承認。



資料8-5-1

# 経営健全化計画履行状況報告 (集計ベース)

平成20年7月

業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注1)			経常利益			当期利益		
	19/3 実績	20/3 健全化計画	20/3 実績	19/3 実績	20/3 健全化計画	20/3 実績	19/3 実績	20/3 健全化計画	20/3 実績
りそな4行	3,820	3,470	3,378	3,865	2,880	2,125	6,146	2,050	2,601
中央三井トラスト 2行(注2)	1,752	1,806	1,523	1,598	1,542	1,206	1,210	925	748

(注1)業務純益は、一般貸倒引当金繰入前、信託勘定償却前の計数。

(注2)分離子会社合算ベース。

(億円)

	業務純益(注1)			経常利益			当期利益		
	19/3 実績	20/3 健全化計画	20/3 実績	19/3 実績	20/3 健全化計画	20/3 実績	19/3 実績	20/3 健全化計画	20/3 実績
ほくほく2行(注2)	921	913	922	704	648	662	397	376	402
琉球	111	102	88	79	83	29	58	52	13
新生	※550	※660	※673	471	550	325	▲ 420	600	532
千葉興業	147	153	147	84	103	101	91	96	97
あおぞら	613	600	▲ 22	620	570	▲ 251	822	760	35
東日本	151	150	147	128	96	114	76	56	66
岐阜	48	40	34	32	26	0	34	28	7
西日本シティ(注2)	527	503	477	426	347	325	244	199	176

(注1)業務純益は、一般貸倒引当金繰入前、信託勘定償却前の計数。

(注2)分離子会社合算ベース。

※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

## 自己資本比率の状況

(%) (参考)

(億円)

	自己資本比率			Tier I 比率			自己資本計			リスクアセット		
	19/3 実績	20/3 健全化 計画	20/3 実績	19/3 実績	20/3 健全化 計画	20/3 実績	19/3 実績	20/3 健全化 計画	20/3 実績	19/3 実績	20/3 健全化 計画	20/3 実績
りそなH	10.56	12.43	14.28	6.51	8.57	10.33	25,158	31,331	31,158	238,033	252,033	218,093
中央三井トラストH	12.13	12.83	13.84	8.90	9.73	10.82	10,418	11,205	11,223	85,841	87,300	81,090

(注1)連結ベース。

(%) (参考)

(億円)

	自己資本比率			Tier I 比率			自己資本計			リスクアセット		
	19/3 実績	20/3 健全化 計画	20/3 実績	19/3 実績	20/3 健全化 計画	20/3 実績	19/3 実績	20/3 健全化 計画	20/3 実績	19/3 実績	20/3 健全化 計画	20/3 実績
ほくほくF	10.44	10.46	10.39	7.74	8.09	7.48	5,538	5,608	5,575	53,028	53,619	53,626
琉球	9.27	9.80	8.60	7.46	8.00	6.90	883	935	853	9,525	9,545	9,920
新生	13.13	13.02	11.74	8.11	8.54	7.37	10,051	10,424	10,820	76,521	80,000	92,126
千葉興業	9.38	9.60	10.05	8.64	9.04	9.09	1,211	1,273	1,276	12,908	13,263	12,691
あおぞら	15.64	14.95	14.29	17.29	16.51	15.23	7,146	7,837	7,109	45,666	52,407	49,714
東日本	10.71	11.09	10.90	8.90	9.28	9.06	1,194	1,239	1,223	11,146	11,172	11,220
岐阜	8.59	9.09	8.07	5.95	6.55	5.43	427	450	402	4,972	4,954	4,988
西日本シティ	9.25	8.83	9.23	5.84	6.05	6.05	3,930	3,823	3,952	42,444	43,297	42,815

(注1)ほくほくF、新生、あおぞらは連結ベース、その他は単体ベース。

リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化関連費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	19/3 実績	20/3 健全化 計画	20/3 実績	19/3 実績	20/3 健全化 計画	20/3 実績	19/3 実績	20/3 健全化 計画	20/3 実績	19/3 実績	20/3 健全化 計画	20/3 実績	19/3 実績	20/3 健全化 計画	20/3 実績
りそなH (注1)	55	57	53	14,579	14,750	14,675	123,345	128,600	126,787	144,499	152,700	146,774	333,550	358,000	340,949
中央三井トラストH (注1、2)	17	17	17	4,613	4,750	4,831	31,484	45,500	45,414	45,485	45,700	43,709	93,371	108,000	105,008

(注1)持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注2)分離子会社を含む。

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化関連費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	19/3 実績	20/3 健全化 計画	20/3 実績	19/3 実績	20/3 健全化 計画	20/3 実績	19/3 実績	20/3 健全化 計画	20/3 実績	19/3 実績	20/3 健全化 計画	20/3 実績	19/3 実績	20/3 健全化 計画	20/3 実績
ほくほくF(注1、2)	24	24	24	4,289	4,330	4,318	39,883	40,328	40,758	30,160	31,013	30,659	82,665	85,608	84,874
琉球	11	10	10	1,189	1,196	1,192	9,510	9,460	9,250	6,113	6,203	6,078	19,248	20,450	19,877
新生	27	28	27	2,248	2,400	2,394	30,406	35,500	33,120	30,214	32,300	32,628	74,033	82,300	80,503
千葉興業	8	8	8	1,272	1,295	1,288	9,897	9,924	10,038	8,516	8,645	8,534	22,646	22,671	22,767
あおぞら	15	17	16	1,491	1,540	1,517	19,019	20,500	19,125	16,597	16,500	15,486	43,408	47,000	43,645
東日本	14	14	14	1,395	1,417	1,399	10,877	11,158	11,125	6,229	6,357	6,336	19,756	20,406	20,264
岐阜	7	7	7	602	594	601	4,018	4,073	4,158	3,075	3,134	3,079	8,584	8,919	8,743
西日本シティ(注2)	22	22	21	4,216	4,007	4,106	34,131	32,918	32,259	28,749	28,423	28,571	70,541	69,711	69,389

(注1)持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注2)分離子会社を含む。

## リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注1)						平均役員退職慰労金 (百万円)			平均給与月額 (千円)		
				うち役員報酬								
	19/3 実績	20/3 健全化 計画	20/3 実績	19/3 実績	20/3 健全化 計画	20/3 実績	19/3 実績	20/3 健全化 計画	20/3 実績	19/3 実績	20/3 健全化 計画	20/3 実績
りそなH (注2)	864	970	955	864	970	955	-	-	-	436	438	436
中央三井トラストH (注2、3)	318	325	320	318	325	320	36	50	40	405	405	402

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) 持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注3) 分離子会社を含む。



	役員報酬・賞与(百万円) (注1)						平均給与月額		
	うち役員報酬						(千円)		
	19/3 実績	20/3 健全化 計画	20/3 実績	19/3 実績	20/3 健全化 計画	20/3 実績	19/3 実績	20/3 健全化 計画	20/3 実績
ほくほくF(注2、3)	249	273	262	248	270	261	407	406	414
琉球	101	94	93	100	93	92	365	365	364
新生	1,599	2,335	2,026	1,599	2,335	2,026	501	509	506
千葉興業	72	73	72	72	73	72	386	386	383
あおぞら	285	300	227	285	300	227	490	520	496
東日本	192	197	192	192	197	192	385	390	390
岐阜	57	57	57	57	57	57	377	377	377
西日本シティ(注3)	302	311	291	302	311	291	398	407	401

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) 持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注3) 分離子会社を含む。

国内貸出の状況(実勢ベース、除くインパクトローン)

(億円)

	20年3月期 計画(対前期比)	20年3月期 実績(対前期比)
りそな4行	10,386	▲ 427
中央三井トラスト2行	2,073	1,123

(億円)

	20年3月期 計画(対前期比)	20年3月期 実績(対前期比)
ほくほく2行(注2)	1,248	2,348
琉球	5	535
新生	2,862	4,020
千葉興業	406	637
あおぞら	5,082	4,956
東日本	100	69
岐阜	19	79
西日本シティ(注2)	1,533	1,811

(注1)新生、あおぞらはインパクトローンを除くベース。その他はインパクトローンを含むベース。

(注2)分離子会社合算ベース。

中小企業向け貸出の状況(実勢ベース、除くインパクトローン)

(億円)

	20年3月期 計画(対前期比)	20年3月期 実績(対前期比)
りそな4行	300	203
中央三井トラスト2行	10	175

(億円)

	20年3月期 計画(対前期比)	20年3月期 実績(対前期比)
ほくほく2行(注2)	52	250
琉球	5	269
新生	1	296
千葉興業	120	234
あおぞら	1	578
東日本	60	79
岐阜	3	83
西日本シティ(注2)	10	908

(注1)新生、あおぞらはインパクトローンを除くベース。その他はインパクトローンを含むベース。

(注2)分離子会社合算ベース。

# 不良債権額(単体)

(億円)

(億円)

	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	19/3 実績	20/3 実績	19/3 実績	20/3 実績	19/3 実績	20/3 実績	19/3 実績	20/3 実績	19/3 実績	20/3 実績
	りそな4行	628	736	3,527	3,231	2,463	1,782	6,618	5,750	736
中央三井トラスト2行	96	135	406	464	698	691	1,202	1,290	134	158

	(億円)								(億円)	
	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	19/3 実績	20/3 実績	19/3 実績	20/3 実績	19/3 実績	20/3 実績	19/3 実績	20/3 実績	19/3 実績	20/3 実績
ほくほく2行(注)	585	636	1,944	1,493	620	478	3,150	2,607	316	265
琉球	75	65	192	259	210	149	478	474	39	60
新生	9	80	108	155	162	296	279	531	▲ 54	▲ 33
千葉興業	138	120	300	338	173	140	613	599	81	54
あおぞら	4	0	292	306	34	93	330	399	31	8
東日本	157	142	196	205	238	206	592	554	50	37
岐阜	44	39	241	234	21	41	307	315	20	31
西日本シティ(注)	415	380	920	1,072	764	711	2,100	2,164	103	134

(注)分離子会社合算ベース。

資料8-5-2

# 経営健全化計画履行状況報告 (集計ベース)

平成20年12月



## 業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注1)			経常利益			当期利益		
	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化計画	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化計画	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化計画
りそな4行	3,378	1,632	3,150	2,125	274	1,730	2,601	711	1,590
中央三井トラスト 2行 (注2)	1,523	632	1,853	1,206	279	1,584	748	186	950

(注1)業務純益は、一般貸引繰入前、信託勘定償却前の計数。

(注2)分離子会社合算ベース。

(億円)

	業務純益(注1)			経常利益			当期利益		
	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化計画	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化計画	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化計画
ほくほく2行 (注2)	922	402	802	662	200	440	402	385	490
琉球	88	34	82	29	17	69	13	14	43
新生	※673	▲ 82	※700	325	▲ 361	630	532	▲ 364	700
千葉興業	147	49	161	101	26	116	97	24	97
あおぞら	▲ 22	342	585	▲ 251	▲ 397	140	35	▲ 316	106
東日本	147	60	143	114	▲ 12	95	66	▲ 7	56
岐阜	34	17	35	0	▲ 23	3	7	▲ 19	11
西日本シティ (注2)	477	223	466	325	24	158	176	22	100

(注1)業務純益は、一般貸引繰入前、信託勘定償却前の計数。

(注2)分離子会社合算ベース。

※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

## 自己資本比率の状況

(%) (参考)

(億円)

	自己資本比率			Tier I 比率			自己資本計			リスクアセット		
	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化 計画	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化 計画	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化 計画	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化 計画
りそなH	14.28	14.84	14.46	10.33	10.92	10.55	31,158	31,885	32,695	218,093	214,790	226,051
中央三井トラストH	13.84	11.95	13.67	10.82	9.05	10.61	11,223	10,132	12,103	81,090	84,745	88,500

(注)連結ベース。

(%) (参考)

(億円)

	自己資本比率			Tier I 比率			自己資本計			リスクアセット		
	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化 計画	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化 計画	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化 計画	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化 計画
ほくほくF	10.39	10.39	10.47	7.48	7.36	7.45	5,575	5,634	5,685	53,626	54,177	54,254
琉球	8.60	9.07	8.78	6.90	7.34	7.13	853	857	897	9,920	9,448	10,213
新生	11.74	10.48	13.68	7.37	6.41	9.08	10,820	10,027	11,425	92,126	95,589	83,500
千葉興業	10.05	9.70	9.94	9.09	8.79	9.45	1,276	1,263	1,351	12,691	13,021	13,587
あおぞら	14.29	13.68	13.03	15.23	14.75	13.73	7,109	6,725	7,309	49,714	49,150	56,057
東日本	10.90	11.11	11.44	9.06	9.25	9.63	1,223	1,232	1,284	11,220	11,081	11,222
岐阜	8.07	6.81	8.18	5.43	4.22	5.59	402	330	393	4,988	4,848	4,806
西日本シティ	9.23	9.04	8.90	6.05	5.74	5.71	3,952	3,880	3,895	42,815	42,916	43,772

(注)ほくほくF、新生、あおぞらは連結ベース、その他は単体ベース。

リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化 計画	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化 計画	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化 計画	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化 計画	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化 計画
りそなH (注1)	53	58	58	14,675	15,179	14,750	126,787	59,848	130,000	146,774	74,372	145,400	340,949	166,747	347,000
中央三井トラ ストH (注1、2)	17	17	17	4,831	5,025	4,900	45,414	27,236	48,400	43,709	21,573	46,600	105,008	56,409	111,000

(注1)持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注2)分離子会社を含む。

(人、百万円)

(百万円)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化 計画	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化 計画	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化 計画	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化 計画	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化 計画
ほくほくF(注1、2)	24	24	24	4,318	4,414	4,365	40,758	20,773	41,400	30,659	15,597	31,729	84,874	43,014	87,628
琉球	10	10	10	1,192	1,219	1,196	9,250	4,695	9,392	6,078	3,035	6,113	19,877	10,149	20,333
新生	27	30	30	2,394	2,381	2,550	33,120	14,255	38,400	32,628	15,039	35,400	80,503	37,254	89,300
千葉興業	8	8	8	1,288	1,288	1,250	10,038	5,232	10,271	8,534	4,304	8,819	22,767	11,524	23,495
あおぞら	16	16	17	1,517	1,531	1,590	19,125	9,790	19,800	15,486	7,362	15,000	43,645	21,499	44,600
東日本	14	14	14	1,399	1,452	1,417	11,125	5,980	11,908	6,336	3,196	6,357	20,264	10,602	21,156
岐阜	7	7	7	601	618	594	4,158	2,083	4,151	3,079	1,486	3,226	8,743	4,352	8,951
西日本シティ(注2)	21	21	21	4,106	4,132	4,011	32,259	16,073	31,813	28,571	14,380	28,634	69,389	34,776	69,360

(注1)持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注2)分離子会社を含む。

リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注1)						平均役員退職慰労金			平均給与月額		
	うち役員報酬						(百万円)			(千円)		
	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化 計画	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化 計画	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化 計画	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化 計画
りそなH (注2)	955	494	1,006	955	494	1,006	-	-	-	436	434	450
中央三井トラストH (注2、3)	320	159	325	320	159	325	40	0	50	402	400	405

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) 持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注3) 分離子会社を含む。

	役員報酬・賞与(百万円) (注1)						平均給与月額		
	うち役員報酬						(千円)		
	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化 計画	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化 計画	20/3 実績	20/9 実績	21/3 健全化 計画
ほくほくF (注2、3)	262	132	273	261	131	270	414	400	412
琉球	93	43	88	92	42	87	364	361	365
新生	2,026	939	2,600	2,026	939	2,600	506	504	509
千葉興業	72	36	73	72	36	73	383	401	399
あおぞら	227	104	250	227	104	250	496	499	530
東日本	192	105	211	192	105	211	390	407	418
岐阜	57	28	56	57	28	56	377	370	375
西日本シティ (注3)	291	144	285	291	144	285	401	393	401

(注1) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

(注2) 持株会社・傘下子銀行合算ベース。

(注3) 分離子会社を含む。



国内貸出の状況(実勢ベース、除くインパクトローン)

(億円)

	20年9月期 増加実績	21年3月期 増加計画
りそな4行	▲ 2,446	180
中央三井トラスト2行	3,300	403

(億円)

	20年9月期 増加実績	21年3月期 増加計画
ほくほく2行(注2)	1,805	2,083
琉球	▲ 24	5
新生	4,337	3,211
千葉興業	426	386
あおぞら	441	2,803
東日本	▲ 184	90
岐阜	▲ 47	▲ 54
西日本シティ(注2)	619	1,904

(注1) 新生、あおぞらはインパクトローンを除くベース。その他はインパクトローンを含むベース。

(注2) 分離子会社合算ベース。

中小企業向け貸出の状況(実勢ベース、除くインパクトローン)

(億円)

	20年9月期 増加実績	21年3月期 増加計画
りそな4行	▲ 3,749	60
中央三井トラスト2行	658	10

(億円)

	20年9月期 増加実績	21年3月期 増加計画
ほくほく2行(注2)	21	63
琉球	16	5
新生	350	1
千葉興業	174	120
あおぞら	112	1
東日本	▲ 73	50
岐阜	▲ 152	1
西日本シティ(注2)	▲ 181	10

(注1) 新生、あおぞらはインパクトローンを除くベース。その他はインパクトローンを含むベース。

(注2) 分離子会社合算ベース。

# 不良債権額(単体)

	(億円)								(億円)	
	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	20/3 実績	20/9 実績	20/3 実績	20/9 実績	20/3 実績	20/9 実績	20/3 実績	20/9 実績	20/3 実績	20/9 実績
りそな4行	736	967	3,231	3,916	1,782	2,074	5,750	6,959	890	1,332
中央三井トラスト2行	135	395	464	610	691	114	1,290	1,119	158	200

	(億円)								(億円)	
	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	20/3 実績	20/9 実績	20/3 実績	20/9 実績	20/3 実績	20/9 実績	20/3 実績	20/9 実績	20/3 実績	20/9 実績
ほくほく2行(注)	636	681	1,493	1,444	478	407	2,607	2,531	265	152
琉球	65	180	259	137	149	150	474	469	60	24
新生	80	264	155	82	296	178	531	525	▲ 33	▲ 3
千葉興業	120	129	338	380	140	129	599	639	54	14
あおぞら	0	474	306	381	93	132	399	987	8	382
東日本	142	327	205	206	206	221	554	754	37	65
岐阜	39	34	234	249	41	40	315	323	31	36
西日本シティ(注)	380	376	1,072	1,041	711	648	2,164	2,066	134	89

(注)分離子会社合算ベース。

## 株式会社あおぞら銀行に対する行政処分について

1. 株式会社あおぞら銀行については、経営健全化計画に係る平成 20 年 3 月期の収益目標と実績とが大幅に乖離しているなど、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「早期健全化法」といいます。）第 20 条第 2 項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められることから、早期健全化法第 20 条第 2 項及び銀行法第 26 条第 1 項に基づき業務改善命令を発出しました。
2. 上記業務改善命令の内容は以下のとおりです。
  - (1) 抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画を平成 20 年 8 月 25 日（月）までに提出すること。
  - (2) 業務改善計画を着実に実施すること。
  - (3) 上記業務改善計画提出後、同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、平成 20 年 9 月期を初回として、四半期ごとの実施状況を 2 ヶ月以内に報告すること。

### お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000(代表)  
監督局総務課信用機構対応室  
(内線 3222)

---

平成20年 7月25日  
金融庁

### 株式会社琉球銀行に対する行政処分について

1. 株式会社琉球銀行については、経営健全化計画に係る平成20年3月期の収益目標と実績とが大幅に乖離しているなど、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「早期健全化法」といいます。）第20条第2項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められることから、早期健全化法第20条第2項及び銀行法第26条第1項に基づき業務改善命令を発出しました。
2. 上記業務改善命令の内容は以下のとおりです。
  - (1) 抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画を平成20年8月25日（月）までに提出すること。
  - (2) 業務改善計画を着実に実施すること。
  - (3) 上記業務改善計画提出後、同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、平成20年9月期を初回として、四半期ごとの実施状況を2ヶ月以内に報告すること。

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)  
監督局総務課信用機構対応室  
(内線3222)

---



平成 20 年 7 月 25 日  
金融庁

## 株式会社岐阜銀行に対する行政処分について

1. 株式会社岐阜銀行については、経営健全化計画に係る平成 20 年 3 月期の収益目標と実績とが大幅に乖離しているなど、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下「早期健全化法」といいます。）第 20 条第 2 項に定めるところにより、経営健全化計画の履行を確保するための措置を講ずる必要があると認められることから、早期健全化法第 20 条第 2 項及び銀行法第 26 条第 1 項に基づき業務改善命令を発出しました。
2. 上記業務改善命令の内容は以下のとおりです。
  - (1) 抜本的な収益改善のための方策を織り込んだ業務改善計画を平成 20 年 8 月 25 日（月）までに提出すること。
  - (2) 業務改善計画を着実に実施すること。
  - (3) 上記業務改善計画提出後、同計画の履行が確保されていると認められるまでの間、平成 20 年 9 月期を初回として、四半期ごとの実施状況を 2 ヶ月以内に報告すること。

### お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000(代表)  
監督局総務課信用機構対応室  
(内線 3222)

---

## 平成 20 年度における地域密着型金融の取組み状況について

金融庁においては、地域金融機関が行う地域密着型金融に関して、年 1 回、取組み実績や利用者等の評価について取りまとめを行っている。平成 20 年度の対象金融機関は、地域銀行 109（埼玉りそな銀行含む）、信用金庫 279、信用組合 162 の計 550 機関。

(※) 過年度分の数値の一部は、各金融機関からの報告に基づき修正

## 1. 地域金融機関の取組み実績

## (1) ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化

## ① 創業・新事業支援

- 大学や中小企業基盤整備機構、外部評価機関等との連携、企業育成ファンドへの出資等の取組みがなされている。
- 創業・新事業支援に係る融資件数についてはほぼ前年度並みの取組みがなされている。また、企業育成ファンドへの出資額については前年度に比べ増加している。

(単位: 件、億円)

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>創業・新事業支援融資(※)</b>							
地域金融機関	件数	1,948	2,817	5,449	6,983	14,048	14,067
	金額	179	250	603	742	1,791	1,688
地域銀行	件数	737	846	2,379	3,088	6,532	6,522
	金額	85	102	241	323	823	810
信金・信組	件数	1,211	1,971	3,070	3,895	7,516	7,545
	金額	94	147	361	418	967	877
<b>企業育成ファンドへの出資額</b>							
地域金融機関		94	153	241	196	175	200
地域銀行		79	128	186	147	125	163
信金・信組		14	25	55	49	50	37
<b>企業育成ファンドの活用額(金融機関が出資しているファンドを通じた企業育成支援)</b>							
地域金融機関		—	—	—	—	—	99
地域銀行		—	—	—	—	—	84
信金・信組		—	—	—	—	—	14

(※) 18 年度以前は、「創業等支援融資商品による融資」。19 年度から、専用の融資商品の実績だけでなく、通常の融資による支援実績も含めて計上しているため、過年度の実績とは単純に比較できない。

## ② 経営改善支援

- 経営改善計画の策定支援を目的とした経営相談会の開催、商談会の開催等ビジネスマッチングによる販路拡大支援、経営コンサルタント等外部専門家や地域力連携拠点との連携等の取組みがなされている。
- 経営改善支援取組み先のランクアップ率については前年度に比べ大幅に上昇している。これは、中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置が寄与していると考えられる。また、ビジネスマッチング成約件数についても引き続き増加している。

(単位: %、件)

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>経営改善支援取組み先(正常先を除く)のランクアップ率</b>							
地域金融機関		16.0	18.4	16.5	13.7	11.5	17.4
地域銀行		15.2	18.2	15.9	14.2	11.4	18.0
信金・信組		17.1	18.8	17.1	13.2	11.6	16.9
<b>ビジネスマッチングの成約件数</b>							
地域金融機関		6,228	10,428	15,954	24,000	27,396	29,531
地域銀行		5,741	8,997	13,152	19,542	21,462	23,729
信金・信組		487	1,431	2,802	4,458	5,934	5,802

### ③ 事業再生支援

○ 中小企業再生支援協議会や外部専門家との連携、中小企業基盤整備機構等が出資する地域再生ファンドとの連携、資本的劣後ローンの実施、取引先に対するプリパッケージ型の民事再生支援等の取組みがなされている。

○ 中小企業再生支援協議会の再生計画策定先については前年度に比べ増加している。また、金融機関独自の再生計画策定件数については前年度に比べ大幅に増加している。一方、整理回収機構の支援決定先については前年度に比べ減少している。

DDSやDESの活用については前年度に比べ増加している。一方、企業再生ファンドへの出資額については前年度に比べ減少している。

(単位:件、億円)

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>中小企業再生支援協議会の再生計画策定先</b>							
地域金融機関	件数	201	302	380	391	319	329
	金額	2,305	3,422	3,572	2,803	2,092	2,230
地域銀行	件数	133	210	284	270	204	198
	金額	1,691	2,933	3,101	2,311	1,496	1,498
信金・信組	件数	68	92	96	121	115	131
	金額	613	488	470	492	595	731
<b>金融機関独自の再生計画策定先</b>							
地域金融機関	件数	—	—	—	—	8,495	14,637
	金額	—	—	—	—	34,198	49,441
地域銀行	件数	—	—	—	—	4,297	6,082
	金額	—	—	—	—	25,085	31,586
信金・信組	件数	—	—	—	—	4,198	8,555
	金額	—	—	—	—	9,113	17,854
<b>整理回収機構の支援決定先</b>							
地域金融機関	件数	3	10	22	38	35	20
	金額	608	631	942	1,176	694	554
地域銀行	件数	2	10	20	35	27	19
	金額	606	631	914	1,154	615	541
信金・信組	件数	1	0	2	3	8	1
	金額	2	0	28	21	79	13
<b>DDS</b>							
地域金融機関	件数	7	57	64	51	24	49
	金額	56	281	257	166	96	238
地域銀行	件数	6	38	42	37	17	34
	金額	55	216	164	142	76	197
信金・信組	件数	1	19	22	14	7	15
	金額	1	64	93	23	19	41
<b>DES</b>							
地域金融機関	件数	29	33	24	34	13	21
	金額	175	261	191	256	50	203
地域銀行	件数	27	26	22	29	12	20
	金額	173	242	186	249	49	202
信金・信組	件数	2	7	2	5	1	1
	金額	1	19	5	7	1	1
<b>企業再生ファンドへの出資額</b>							
地域金融機関		109	168	169	162	115	77
地域銀行		106	157	145	143	104	69
信金・信組		2	11	24	18	11	8
<b>企業再生ファンドの活用額(金融機関が出資しているファンドを通じた企業再生支援)</b>							
地域金融機関		—	—	—	—	—	200
地域銀行		—	—	—	—	—	188
信金・信組		—	—	—	—	—	11

#### ④ 事業承継支援

- 専門知識を有する職員の配置、外部専門家と連携した事業承継セミナーの開催、M&A支援等の取組みがなされている。
- 事業承継に係るM&A支援件数については、前年度に比べ増加している。

(単位:件)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>事業承継に係るM&amp;A支援件数</b>						
地域金融機関	—	—	—	—	129	158
地域銀行	—	—	—	—	100	126
信金・信組	—	—	—	—	29	32

### (2) 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

#### ① 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資等への取組み

- 農畜産物や事業用車両、各種在庫など様々な動産を担保とした融資、製法特許等の知的資産を担保とした融資、財務制限条項を活用した融資、法人会や税理士会と連携した事業者に対する無担保融資等の取組みがなされている。
- 動産・債権譲渡担保融資の件数については前年度に比べ減少している。一方、動産担保融資の件数については前年度に比べ大幅に増加している。また、財務制限条項を活用した融資の件数についても前年度に比べ増加している。

(単位:件、億円)

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>動産・債権譲渡担保融資</b>							
地域金融機関	件数	10,098	19,000	23,585	18,260	13,530	11,006
	金額	1,102	1,737	1,998	2,029	1,856	1,886
地域銀行	件数	6,473	11,169	11,857	7,547	6,747	6,009
	金額	788	1,263	1,307	1,265	1,205	1,312
信金・信組	件数	3,625	7,831	11,728	10,713	6,783	4,997
	金額	313	474	690	763	650	573
<b>うち 動産担保融資</b>							
地域金融機関	件数	—	—	27	153	517	1,387
	金額	—	—	47	131	358	585
地域銀行	件数	—	—	18	118	351	986
	金額	—	—	36	118	303	499
信金・信組	件数	—	—	9	35	166	401
	金額	—	—	11	12	54	86
<b>財務制限条項を活用した商品による融資</b>							
地域金融機関	件数	2,131	3,632	5,486	4,592	4,693	5,724
	金額	339	954	2,031	2,385	4,858	7,177
地域銀行	件数	474	1,153	1,834	1,681	2,525	3,242
	金額	278	833	1,500	1,784	3,930	6,192
信金・信組	件数	1,657	2,479	3,652	2,911	2,168	2,482
	金額	61	121	530	601	928	984

#### ② 企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力等、人材育成への取組み

- 業種別専門知識習得のための体制整備や外部機関・専門会社への研修派遣等、目利き能力向上のための取組みがなされている。

### (3) 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

#### ① 地域全体の活性化、持続的な成長を視野に入れた、同時的・一体的な面的再生への取組み

- 地域の活性化策策定への支援、地元の観光産業の活性化に向けた提言や地場産業に対する資金面での支援、地元商店街の活性化支援、PFI事業の具体化に向けた支援等の取組みがなされている。
- PFIへの取組みについては前年度に比べ増加している。

(単位:件、億円)

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>PFIへの取組み</b>							
地域金融機関	件数	22	49	71	116	89	101
	金額	187	409	326	625	562	701
地域銀行	件数	20	37	54	88	59	68
	金額	179	368	258	552	492	587
信金・信組	件数	2	12	17	28	30	33
	金額	8	40	67	72	70	114

#### ② 地域活性化につながる多様なサービスの提供

- 若い世代やシニア層等への金融知識の普及、介護福祉関連のNPO法人への融資等の取組みがなされている。
- NPO等への融資については前年度に比べ増加している。

(単位:件、億円)

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
<b>コミュニティビジネスを行うNPO等への融資</b>							
地域金融機関	件数	—	—	—	—	351	510
	金額	—	—	—	—	61	77
地域銀行	件数	—	—	—	—	104	171
	金額	—	—	—	—	20	17
信金・信組	件数	—	—	—	—	247	339
	金額	—	—	—	—	41	59

## 2. 地域金融機関の取組みについての利用者等の評価

- 利用者等の評価に関するアンケート調査の結果によると、地域密着型金融の取組み全体については、積極的評価が前年度に引き続き5割程度となっているが、施策ごとの評価をみると、消極的評価の割合が大きいものが多い。

アンケート調査結果の概要(21年2月~3月実施)

(単位:%)

	積極的評価	消極的評価
地域密着型金融の取組み全体	50.3	31.2
創業・新事業支援	33.3	41.4
経営改善支援	41.2	38.7
事業再生支援	22.1	44.2
事業承継支援	25.7	38.4
担保・保証に過度に依存しない融資等	33.8	47.9
企業の将来性、技術力を的確に評価できる能力の発揮	23.3	51.4
人材育成	29.9	36.2
地域全体の活性化、面的再生	31.8	37.6
地域活性化につながる多様なサービスの提供	32.4	44.3

### 3. 今後の課題

- 金融庁としては、平成 15 年度以降、地域密着型金融を推進してきている。平成 20 年度における地域金融機関の取組み状況をみると、経営改善支援、中小企業再生支援協議会の活用や金融機関独自の再生計画策定による事業再生支援、中小企業金融の円滑化に向けた担保・保証に過度に依存しない融資等の取組みなど様々な取組みが行われており、これまで総じて実績が上がってきている。  
また、金融機関からは、こうした取組みが自らの財務の健全性や収益性の向上につながってきているとの声が多く聞かれた。
- 他方、利用者等の評価をみると、地域密着型金融の取組み全体については積極的評価が引き続き 5 割程度となっているものの、個別の施策については取組みがなお不十分と評価されているものが多い。
- 以上を踏まえると、各地域金融機関において、地域の利用者のニーズを捉え、創意工夫を凝らした取組みが積極的に行われるよう、今後とも、地域密着型金融の一層の推進を図っていく必要がある。

(以 上)

これまでの中小企業金融に関する対応（金融監督庁設立以降）

- （ ●=金融（監督）庁としての対応      □=金融再生委員会としての対応  
☆=その他政府全体としての対応等 ）

- ☆10. 8. 28…「中小企業等貸し渋り対策大綱」閣議決定  
（信用保証協会の特別保証制度の創設等信用補完制度の拡充、政府系金融機関の融資制度の拡充など）
- 10. 9. 11… 金融監督庁、「金融機関に関する苦情相談窓口の周知等について発表
- 10. 10. 1… 金融監督庁及び中小企業庁「地域融資動向に関する情報交換会」の開催について都道府県へ通知
- ☆10. 10. 1… 「中小企業金融安定化特別保証制度」取扱開始
- ☆10. 10. 16… 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」成立  
（公的資金による資本増強、10月23日施行）
- 10. 10. 22… 都銀1行に対して、債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- 10. 10. 27… 主要19行に対して、本年度下期の貸出計画のヒアリング等を実施することを発表
- ☆10. 11. 16… 緊急経済対策閣議決定  
（金融機関の業務再構築、中小企業等への信用供与の配慮等を内容とする基準に基づく資本増強制度の実効ある運用、早期是正措置の発動基準等の改正による検査監督行政の効果的な運用、日本開発銀行の融資制度の拡充等による信用収縮対策など）
- 10. 12. 1… 各金融関係団体に対して、中小企業金融安定化特別保証制度の運用にあたり万全を期すよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 10. 12. 7… 地銀、第二地銀に対して、本年度下期の貸出計画のヒアリング等を実施することを発表

- 10. 12. 22… 全銀協会長、地銀協会長、第二地銀協会長、全信協会長、全信組協会長に対し、「総理と中小企業団体との懇談会」において出された民間金融機関に対する意見を伝達するとともに、各金融機関の支店等の現場の融資担当者にまで金融の円滑の趣旨を徹底するよう伝達。
- ☆ 10. 12. 28… 総理→全銀協会長行、地銀協会長行、第二地銀協会長行、全信協副会長行、全信組協会長行、農中、政府系8庫に円滑な資金供給等を要請
- 11. 1. 14… 地銀4行、第二地銀行1行、信金1庫に対して、信用保証協会保証付融資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- 11. 3. 5… 都銀3行、第二地銀行1行、信金3庫に対して、信用保証協会保証付融資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- 11. 4. 28… 都銀1行、地銀4行、第二地銀行2行、信金7庫に対して、信用保証協会保証付融資又は債権管理態勢について不適切な内部文書を支店へ通知していたこと等から、業務改善命令を発出
- ● 11. 11. 9… 金融再生委員会・金融監督庁 → 資本増強行（都銀8行、長信銀1行、信託5行、地銀1行）に対し、経営健全化計画における中小企業向け貸出の目標を達成するよう、口頭で要請
- ☆ 11. 11. 11… 経済新生対策閣議決定  
(中小企業金融安定化特別保証を平成13年3月末まで1年間延長し、保証枠を10兆円追加)
- 11. 12. 3… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 11. 12. 7… 経営健全化計画の履行状況において、資本増強行の中小企業向け貸出状況（9月末）等を公表、以降半期毎に公表（但し、12年3月期については、12年6月8日に別途公表）
- ● 11. 12. 7… 金融再生委員会・金融監督庁 → 9月末の貸出実績が3月末と比べ減少している資本増強行に対し、中小企業向け貸出の増加について、口頭で要請
- ● 11. 12. 16… 金融再生委員会委員長→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中の代表に円滑な資金供給等を要請



- ● 1 2. 3. 中旬… 金融再生委員会・金融監督庁 → 資本増強行（都銀4行、長信銀1行、信託4行、地銀1行）に対し、経営健全化計画における中小企業向け貸出の目標を達成するよう、口頭で要請
  
- ☆ 1 2. 5. 2 4… 協同組織金融機関に対する資本増強を容易にするため、早期健全化法等を改正（6月30日施行）
  
- 1 2. 7. 2 1… 経営健全化計画の履行状況報告において、資本増強行の中小企業向け貸出計画（12年度）を公表、以降、経営健全化計画の履行状況報告又は経営健全化計画の見直しにおいて毎期公表
  
- ☆ 1 2. 1 0. 1 9… 日本新生のための新発展政策閣議決定  
（中小企業金融安定化特別保証制度の終了をふまえ、一般信用保証制度の拡充やセーフティネットに係る対策の充実等を図る）
  
- ● 1 2. 1 2. 4… 金融再生委員会委員長→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
  
- 1 2. 1 2. 4… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
  
- 1 3. 3. 9… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
  
- 1 3. 3. 1 3… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
  
- ☆ 1 3. 3. 3 1… 「中小企業金融安定化特別保証制度」の取扱終了
  
- 1 3. 9. 2 8… 「改革先行プログラム」に沿って、金融担当大臣から主要行の頭取・社長に対し資金供給の円滑化を要請
  
- 1 3. 1 0. 4… 新生銀行に対して、中小企業向け貸出に係る業務改善命令を发出
  
- ☆ 1 3. 1 0. 2 6… 「改革先行プログラム」閣議決定  
（民間及び政府系の金融機関に対し、中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化を努めるよう要請する等）

- 13. 12. 7… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 13. 12. 10… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- ☆ 14. 2. 27… 「早急に取り組むべきデフレ対応策」を公表  
(不動産担保貸出を中心とする従来の融資に加え、無担保・無保証、迅速審査による事業者向け融資の創設等、これまでの金融機関にはない融資ノウハウを活用した新たな取組みを促進し、健全な中小企業に対する資金供給の一層の円滑化を図る等)
- 14. 3. 6… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、また、売掛債権担保融資保証制度の利用が促進されるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 14. 3. 7… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 14. 3. 27… 各金融関係団体に対して、中小企業金融安定化特別保証制度に係る既往債務の返済条件変更の一層の弾力化につき配慮されるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 14. 6. 28… 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を公表
- 14. 10. 18… UFJHD、あさひ銀行に対して、中小企業向け貸出に係る業務改善命令を発出
- 14. 10. 25… 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」設置。電子メール、ファックスでの受付開始（財務局等においては14. 11. 1より受付開始）
- ☆ 14. 10. 30… 「改革加速のための総合対応策」を公表
- 14. 10. 30… 「金融再生プログラム」を公表  
(中小企業貸出に対する十分な配慮を図る等)
- ☆ 14. 11. 11… 「売掛債権担保融資保証制度」の拡充  
(中小企業者が保有している売掛債権を担保として金融機関から借入れを行う際、信用保証協会が債務保証を行う制度。契約が成立した段階から一定の範囲内で資金の借入ができるように拡充)

- 14. 12. 2… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 14. 12. 5… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 15. 1. 31… みずほHD に対して、中小企業向け貸出に係る業務改善命令を発出
- ☆ 15. 2. 10… 「資金繰り円滑化借換保証制度」取扱開始  
(信用保証協会保証付借入金の借換や複数の保証付借入金の債務の一本化等を促進し、中小企業の月々の返済額の軽減等を図る)
- 15. 2. 24… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 15. 3. 3… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 15. 3. 28… 「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を策定、公表  
(中小企業の再生と地域経済の活性化を図る等)
- 15. 4. 21… 『「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について』(第1回目)公表、以降四半期毎に公表
- 15. 5. 27… 「地域金融円滑化会議」の開催を財務局等へ指示
- 15. 7. 29… 「与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドライン」を策定
- 15. 10. 7… 「中小企業金融懇話会」の開催、「中小企業金融モニタリング」の実施を財務局等へ指示
- 15. 12. 3… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に金融の円滑を要請、特に足利銀行の営業地域における金融の円滑化に格別の配慮を要請
- 15. 12. 3… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡

- 15. 12. 3… 金融庁から主要行に、関東財務局・東北財務局から各金融機関団体を通じ北関東及び福島県の地域金融機関に、足利銀行の営業地域における金融の円滑化を図るよう周知徹底方連絡
- 16. 2. 26… 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を改訂
- 16. 3. 1… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 16. 3. 1… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 16. 6. 18… UFJHD 及びUFJ銀行に対して、中小企業向け貸出に係る実態確認・計数管理等に関する業務改善命令を発出
- ☆ 16. 11. 25… 包括根保証契約の禁止等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立（17年4月1日施行）
- 16. 12. 6… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 16. 12. 6… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 16. 12. 24… 「金融改革プログラム」を公表  
(地域の再生・活性化、中小企業金融の円滑化等)
- 17. 2. 28… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 17. 2. 28… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 17. 3. 9… 包括根保証契約の禁止等を内容とする「民法の一部を改正する法律」を受けて、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針を改正
- 17. 3. 29… 「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム（17～18年度）」を策定、公表  
(事業再生・中小企業金融の円滑化等)

- 17. 12. 13… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 17. 12. 13… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 18. 2. 27… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 18. 2. 27… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 18. 12. 11… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 18. 12. 11… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 19. 3. 5… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 19. 3. 5… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 19. 10. 10… 各金融関係団体に対して、信用保証協会の保証付き融資にかかる「責任共有制度」について、制度の趣旨を踏まえた円滑な運用に努めるよう要請
- 19. 10. 16… 各金融関係団体に対して、建築確認・建築着工減少の影響を受ける中小企業に対する金融の円滑化等を要請
- 19. 12. 10… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 19. 12. 10… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して年末における必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 20. 2. 21… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請

- 20. 2. 21… 各金融関係団体に対して、健全な中小企業者に対して年度末における必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 20. 2. 27… 「年度末に向けた中小企業対策について（20年2月20日関係閣僚会合申し合せ）」を受け、年度末金融に関する相談窓口として「年度末金融円滑化ホットライン」を開設（同年3月31日まで）
- 20. 4. 30… 「成長力強化への早期実施策（20年4月4日経済対策閣僚会議決定）」に盛り込まれた施策を踏まえ、中小企業など借り手の声を電話により聴取する情報等の受付窓口として「金融円滑化ホットライン」を開設
- 20. 4～ 5… 「成長力強化への早期実施策（20年4月4日経済対策閣僚会議決定）」を受け、全国10箇所で開催「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」を開催（財務局主催）、各地域の金融関係団体及び政府系金融機関に円滑な資金供給等を要請
- 20. 6. 17… 各金融関係団体に対して、与信取引に関する顧客への説明において、金融庁の指導を口実とするといった事実と異なる不適切な説明がなされていないかなど、内部管理態勢についての自主点検を要請
- 20. 8. … 金融庁幹部職員を地方に派遣し、中小・零細企業等へのヒアリングを実施
- 20. 9. 2… 「中小企業金融の円滑化に向けた今後の対応について」を公表。  
「安心実現のための緊急総合対策（20年8月29日経済対策閣僚会議決定）」を受け、各金融関係団体に対し、中小・零細企業に対する金融の円滑化を文書により要請
- 20. 10～12… 金融庁（財務局）と中小企業庁（経済産業局）と合同で、全国約150箇所で開催中小企業者との意見交換会を開催
- 20. 10. 15… 民間金融機関の代表を集めて、「中小企業金融の円滑化に関する意見交換会」を開催し金融担当大臣から中小企業金融の円滑化を要請
- 20. 10. 16… 金融円滑化「大臣目安箱」を開設
- 20. 10. 29… 「安心実現のための緊急総合対策（20年8月29日経済対策閣僚会議決定）」に盛り込まれた「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」について、各金融関係団体に対し、制度の趣旨を踏まえた適切な対応を文書により要請
- ☆20. 10. 31… 「原材料価格高騰対応等緊急保証制度」取扱開始

- 20. 1 1. 7… 貸出条件の緩和が円滑に行われるための措置を公表（監督指針及び金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改定）  
銀行等の自己資本比率規制の一部弾力化の措置を公表
- 20. 1 2. 3… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 20. 1 2. 3… 各金融関係団体に対して、中小企業者に対して年末における必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- ☆ 20. 1 2. 1 2… 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」等の成立  
（12月17日施行）
- 20. 1 2. 1 7… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- ☆ 21. 1. 2 7… 平成20年度第二次補正予算により、「緊急保証制度」の事業規模が6兆円から20兆円に拡大
- 21. 1. 2 9… 各金融関係団体に対して、緊急保証制度の規模の拡大を受け、改めて制度の趣旨を踏まえた中小企業金融の円滑化を文書により要請
- 21. 2. 2 4… 金融担当大臣→全銀協、地銀協、信託協、第二地銀協、全信協、全信中協、労金協、農中、政府系金融機関等の代表に円滑な資金供給等を要請
- 21. 2. 2 5… 各金融関係団体に対して、中小企業者等に対して年度末における必要な資金供給が円滑に行われるよう、傘下金融機関への周知徹底方連絡
- 21. 3. 1 0… 中小企業をはじめとする企業金融の円滑化を図るため、「金融円滑化のための新たな対応について」を公表
- 21. 5. 2 2… 各金融関係団体に対して、新型インフルエンザの発生を踏まえた企業金融の円滑化を文書により要請
- ☆ 21. 5. 2 9… 平成21年度第一次補正予算により、「緊急保証制度」の事業規模が20兆円から30兆円に拡大
- 21. 6. 8… 各金融関係団体に対して、緊急保証制度の規模の拡大を受け、改めて制度の趣旨を踏まえた中小企業金融の円滑化を文書により要請

## 中小企業金融の円滑化に向けた今後の対応について

平成 20 年 9 月 2 日  
金 融 庁

### 1. 基本的考え方

- ・我が国の景気は現状弱含んでおり、原油価格の動向等によってはさらに下振れするリスクが存在している。中小企業の業況は厳しい状況にあり、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が求められている。
- ・こうした状況の下、民間金融機関は、借手企業の経営実態や特性に応じたリスクテイクとリスク管理をきめ細かく行い、中小企業に対する円滑な資金供給の確保と自らの財務の健全性の維持とが、好循環をもって実現していく状況を目指していくことが重要。
- ・地域金融機関は、特に地域密着型金融の一層の推進等を通じて、地域における適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮することが求められる。また主要行も、借手企業の経営実態や特性を踏まえたきめ細かい融資判断を行い、それを顧客に対して十分に説明することが必要。

### 2. 具体的取組み

#### (1) きめ細かな実態把握と中小企業金融の円滑化に向けた監視の強化

- ・商工会議所等へのアンケート調査を定期的を実施する(5 月実施済み。8 月実施分は 9 月公表、以後も継続)
- ・地域の中小企業・金融機関等からの情報収集に努める。
- ・中小企業金融の実態の監視を強化するため、「金融円滑化ホットライン」(電話番号：03 - 5251 - 7755)の一層の周知を図る。
- ・関係省庁・機関との情報交換・連携を強化する。



## (2) 金融機関等への働きかけ

- ・ 「安心実現のための緊急総合対策」を受け、主要行を含めた金融機関に対し、中小・零細企業に対する金融の円滑化を要請する文書を速やかに発出する。
- ・ 地域密着型金融の取組みを一層積極的に推進する(取組み事例集の作成・公表、シンポジウムの開催、優秀事例の顕彰等)。
- ・ 主要行に対しても、借手企業の経営実態や特性を踏まえたきめ細かい融資判断を行い、それを顧客に対して十分に説明することを促す。
- ・ 民間金融機関に対して、信用保証協会等と連携して中小企業に対する円滑な資金供給に努めるよう促す。

## (3) 実態を踏まえた適切な検査・監督行政の推進

- ・ 今後の検査運営は、以下の方針に基づいて行うこととし、すべての検査官、金融機関、中小企業経営者等に徹底した周知・実践を図る。
  - 中小企業の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢が構築されているかを重点的に検証する。
  - 金融検査を質的に向上させ、重要な問題に焦点をあてた、金融機関の自主的な経営改善につながる「納得感」の高い検査を行う。
  - 金融機関の規模・特性等に配慮し、検査負担の軽減を図る。
  - 中小企業の特性を十分踏まえた評価を金融機関に促す金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)の趣旨の周知・広報を徹底する。
- ・ 中小企業への融資対応状況等について金融機関からのトップヒアリング等により確認する。その際、金融機関において、借手企業の経営実態や特性を十分に踏まえ、実情に応じたきめ細かな融資判断を行い、それを顧客に対して十分に説明するよう、適切な対応を促していく。
- ・ 中小企業の自己資本充実策や事業再生を支援するための制度的枠組みの整備を行う。

## 中小企業金融に関する意見交換会の結果について

平成 21 年 2 月  
中小企業庁  
金融庁

### I. 意見交換会の概要

昨年 10 月から本年 2 月にかけて、中小企業庁（経済産業局）と金融庁（財務局）が合同で開催。

全国 153ヶ所で中小企業者約 1,000社と金融問題について直接意見交換を実施。

### II. 意見交換結果の概要と政府の対応

#### 1. 業況・資金繰りについて

- 一昨年秋以来の原油・原材料の高騰、昨年秋以降の世界的な景気減速により、これまで比較的好調と見られてきた地域・業種においても足下で急速に景況が悪化。
- 資金繰りの悪化を指摘する声とともに、仕事が無いので借りるに借りられないとの声も多い。
- 建設業者からは公共工事の減少、商店街の小売業者からは大手事業者の地域への進出等により、構造的に経営が厳しくなっているとの声も多数あった。

#### 2. 民間金融機関について

- 民間金融機関の融資姿勢が慎重になっているとの声が多い。
- 地域金融機関は、地域の中小企業と密接な関係を構築し、きめ細かく対応しているとの評価もあるが、総じて見れば、金融機関に対し、借手企業の経営実態や特性を踏まえたきめ細かい融資判断を一層求める声が多い。  
→金融担当大臣、経済産業大臣から民間金融機関に対し、中小企業の経営実態を踏まえたきめ細かい対応、円滑な資金供給を要請。
- 新規融資に関する要望に加え、既存融資の条件変更に関する要望が多い。

→金融庁において監督指針及び金融検査マニュアルを改定して、中小企業向け融資の貸出条件を変更しても貸出条件緩和債権(不良債権)に該当しない場合の取扱いを拡充(11月7日)。この活用を図るべく、金融庁、経済産業省から商工団体等に周知。

### 3. 政府による資金繰り対策について

#### 【全般について】

- 施策情報が末端まで十分に届いておらず、周知に一層の工夫が必要との意見が多数。  
→各種パンフレットを商工団体等経由して配布。テレビ・ラジオCMや新聞広告など様々な手法で広報を実施。

#### 【保証協会について】

- 緊急保証について市町村の窓口での認定事務や信用保証協会での審査に時間が掛かっているとの指摘。  
→認定事務について商工会、商工会議所に事前相談等への協力を要請。
- 緊急保証制度の業種の拡大要望(各種)あり。  
→185業種(制度開始前)、545業種(制度開始時点)、613業種(11月7日)、698業種(12月5日)と順次見直し。

#### 【政府系金融機関について】

- 現下の状況下では、政府系金融機関の統合後もこれまで以上に公的な役割を果たすべきとの意見が多数。  
→日本政策金融公庫のセーフティネット貸付を10兆円規模に拡充。特に業況の厳しい事業者に対して0.3%の金利引下げ、既存公庫融資の借換制度を導入。
- 審査の迅速化、柔軟化について要望有り。  
→政府系金融機関の窓口での親身な相談・説明や迅速な手続を徹底。赤字、債務超過、リスケなどの形式的な事象でなく、中小企業の経営実態や特性を踏まえて融資判断するよう要請。

## 【別紙1】具体的な中小企業者の声（一部）

### 1. 業況について

- 8月くらいから金融危機のため受注状況が一転した。売上はだいたい2割減。先々を考えると景況は良くない。今年に入ってから同業大手が2社倒産し、同業の中小企業も仕事がないと聞いている。過去に様々な不況を乗り越えてきたが、今回の不況は今までよりも厳しいと実感している。（東京都、製造業）
- 9割が公共工事の建設業であるが、受注するのがかなり難しい。また受注してもほとんど利益が出ない。年度当初は特に資金繰りのために赤字の受注をしなければならぬ場合もあるが、それによって赤字受注によりまた資金繰りが厳しくなる悪循環。（鳥取県、建設業）
- 商店街連盟の副会長もやっているが、郊外大型店やコンビニの進出が影響し、商店街の個店の売上げが伸びていない。経営者の高齢化等で将来の展望が描けないという問題もある。（愛媛県、小売業）

### 2. 民間金融機関について

- メガバンクの貸し出し姿勢が変化。（当地域への）出店当初は地域のためにどンドン融資すると言っていた。返済がこれまで滞ったことはないのに、新規事業に短期間での売り上げ増やコスト削減を求められ、貸し渋りにしか見えない。（北海道、運輸業）
- 金融機関による貸出攻勢が夏頃からストップ。申し込んだ融資期間が短縮されるなど風向きが変化。（埼玉県、建設業）
- 地域の信用金庫は企業と一体となり地域経済を支えている。メインの地元信金とは頻りにコンタクトし、アドバイスを受けている。金融機関により差はあるものの、地元密着の信金にはきめ細かく対応してもらっている。（北海道、卸売業）
- 中小企業の中には、一時的な融資を受ければ回復する場合があるので、金融機関は財務内容だけでなく経営者の経営理念や経営手腕などを重点項目として審査してもらいたい。（神奈川県、複数業者）
- 新規貸出よりも、既存の複数の借入（複数の金融機関からの借入）を一本化して、返済期限を長期化したような形で借り換えられるような仕組みが欲しい。（鳥取県、運送業）

### 3. 政府の資金繰り対策、信用保証協会、政府系金融機関について

- 支援策を進めていただけるのはありがたいが、その内容がなかなか伝わってこない。広報面での工夫や、直接、金融機関への働きかけをしていただきたい。（北海道、建築業）
- 緊急保証制度を申し込んだが、保証協会の審査に時間がかかっている。直ぐにでも資金が必要な事業者が申し込んでいるのだから、早急に対応すべきである。（大阪府、サービス業）
- 政府系金融機関には、返済期間の長期化等に柔軟に対応してもらいたい。（山梨県、サービス業）
- 政府系金融機関が統合されたが、融資枠が縮小しないよう配慮をお願いしたい。（岩手県、サービス業）

【別紙2】地域別参加企業者数一覧

	開催数	製造業	卸売業	小売業	建設業	不動産業	運輸業	サービス・その他	合計
北海道	10	15	13	16	25	1	5	11	86
東北	19	17	9	17	17	0	7	14	81
関東	35	77	29	31	41	7	16	68	269
中部	15	33	7	19	12	1	4	16	92
近畿	26	59	15	50	32	4	12	48	220
中国	14	26	6	11	14	2	3	10	72
四国	9	12	2	11	11	3	2	8	49
九州	20	35	4	26	21	2	5	23	116
沖縄	5	2	2	1	5	0	0	9	19
合計	153	276	87	182	178	20	54	207	1004
構成率		27%	9%	18%	18%	2%	5%	21%	

【別紙3】開催地・日程一覧

地域	都道府県	市区町村	開催日
北海道	北海道	札幌市	10月29日
		札幌市	10月29日
		函館市	11月7日
		室蘭市	11月4日
		旭川市	11月6日
		釧路市	10月27日
		北見市	11月18日
		帯広市	10月28日
		留萌市	10月30日
		岩見沢市	1月23日
東北	青森県	青森市	11月21日
		弘前市	11月18日
		八戸市	11月5日
	岩手県	盛岡市	10月27日
		盛岡市	10月16日
	宮城県	気仙沼市	11月11日
		仙台市	11月17日
		仙台市	1月28日
	秋田県	大河原町	10月14日
		横手市	10月23日
		秋田市	11月7日
	山形県	北秋田市	10月21日
		山形市	10月27日
		酒田市	11月17日
	福島県	米沢市	11月19日
		福島市	11月5日
		郡山市	10月29日
	関東	茨城県	いわき市
会津若松市			12月2日
水戸市			10月27日
神奈川県		水戸市	11月17日
		日立市	11月17日
		相模原市	10月14日
群馬県		横浜市	10月16日
		小田原市	11月4日
		高崎市	10月27日
前橋市		10月30日	
太田市	11月21日		

関東	埼玉県	川口市	10月6日
		さいたま市	10月8日
		川越市	10月10日
	静岡県	静岡市	10月16日
		三島市	10月17日
		浜松市	10月17日
	千葉県	千葉市	10月20日
		千葉市	10月23日
		柏市	11月11日
	東京都	千代田区	10月7日
		千代田区	10月7日
		立川市	11月5日
		八王子市	11月12日
		大田区	1月21日
	栃木県	小山市	10月7日
		宇都宮市	10月10日
	長野県	佐野市	11月18日
		上田市	10月27日
松本市		10月29日	
新潟県	長野市	11月20日	
	長岡市	10月24日	
	新潟市	10月28日	
山梨県	上越市	10月29日	
	甲府市	10月14日	
	甲府市	10月14日	
中部	愛知県	富士吉田市	10月28日
		一宮市	11月5日
		名古屋市	11月5日
	石川県	名古屋市	11月13日
		豊橋市	11月13日
		岡崎市	1月20日
	岐阜県	金沢市	10月28日
		輪島市	10月29日
		岐阜市	10月20日
	富山県	多治見市	10月20日
高山市		11月7日	
高岡市		10月27日	
三重県	富山市	10月28日	
	紀北町	10月31日	
	四日市市	11月18日	
津市	11月18日		

近畿	大阪府	堺市	11月25日
		東大阪市	11月26日
		岸和田市	11月27日
		枚方市	12月1日
	京都府	大阪市	12月2日
		長岡京市	10月22日
		京都市	11月5日
	滋賀県	福知山市	11月13日
		栗東市	10月23日
		米原市	10月28日
	奈良県	大津市	11月11日
		宇陀市	10月16日
		奈良市	11月20日
		大和高田市	11月28日
	兵庫県	生駒市	12月3日
		姫路市	11月10日
		豊岡市	11月18日
	福井県	神戸市	11月21日
尼崎市		2月9日	
福井市		10月31日	
和歌山県	敦賀市	11月4日	
	大野市	11月6日	
	田辺市	10月10日	
	有田市	10月17日	
	和歌山市	11月14日	
岡山県	新宮市	12月8日	
	岡山市	11月20日	
	浅口市	11月20日	
	津山市	11月27日	
	松江市	11月18日	
	浜田市	10月28日	
鳥取県	鳥取市	10月24日	
	倉吉市	10月23日	
	広島市	11月13日	
広島県	福山市	10月29日	
	三次市	10月17日	
	広島市	1月21日	
山口県	山口市	11月21日	
	下関市	10月29日	
岩国市	11月18日		

四国	徳島県	徳島市	11月6日
		三好市	11月7日
	高知県	高知市	11月10日
		四万十市	11月11日
香川県	高松市	10月22日	
	さぬき市	11月5日	
愛媛県	高松市	1月23日	
	松山市	10月23日	
九州	大分県	八幡浜市	10月24日
		大分市	10月21日
		中津市	10月22日
		佐伯市	11月20日
	鹿児島県	豊後大野市	11月21日
		霧島市	10月24日
		鹿屋市	11月5日
	熊本県	鹿児島市	11月6日
		八代市	10月28日
	佐賀県	熊本市	10月29日
佐賀市		11月7日	
基山町		11月17日	
長崎県	雲仙市	11月10日	
	長崎市	11月11日	
	佐世保市	11月14日	
福岡県	福岡市	10月23日	
	北九州市	10月27日	
	久留米市	10月30日	
	福岡市	1月20日	
宮崎県	宮崎市	11月12日	
	都城市	11月13日	
沖縄	沖縄県	宮古島市	10月23日
		石垣市	10月24日
		名護市	10月29日
		那覇市	10月31日
		那覇市	1月27日

# 金融機能強化法について

成立：平成20年12月12日（金融担当大臣談話の公表）  
公布：平成20年12月16日  
施行：平成20年12月17日（政令・内閣府令等を一気呵成に整備）

## 金融機能強化法改正の概要

※ 下線部が改正箇所

【目的】金融機能の強化を通じて地域における経済の活性化が図られるよう、金融機関に対して国が資本参加

【申請】（※申請期限：平成24年3月末）

下記を記載した経営強化計画を策定・提出

- ①収益性・効率性等の目標、目標達成のための方策
- ②従前の経営体制の見直し等責任ある経営体制の確立
- ③中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策

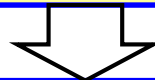
（注）従来とは異なり、金融機関の経営責任の明確化（申請時に自己資本比率が基準値未満のケースや資本参加後に経営の数値目標未達成のケース）は制度上一律には求めない。  
ただし、従前の経営に関する分析結果によっては、経営責任の明確化が求められる場合もある。

【審査】

下記の基準を満たす場合に国が資本参加

- ①収益性・効率性等の向上が見込まれること
- ②地域における中小規模の事業者に対する金融の円滑化等が見込まれること
- ③公的資金の回収が困難でないこと
- ④適切な資産査定がなされていること
- ⑤破綻金融機関や債務超過の金融機関でないこと

- 【事後チェック】①金融機関が半期ごとに当局に対し計画の履行状況を報告  
②当局が履行状況報告を公表、フォローアップ（必要に応じ監督上の措置を講じる）



○ 施行後すみやかに、全国の財務局において金融機関向けの説明会を開催し、本制度の趣旨・内容について周知・徹底を図るとともに、本制度の活用の検討について積極的に呼びかけ

## 中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置

融資条件（貸出条件）の緩和を行っても、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画があれば貸出条件緩和債権には該当しないとの取扱いについて、以下のとおり監督指針及び検査マニュアルを改定。

金融機関がより柔軟に条件緩和に応じることができるような環境を整備する。

### （１）監督指針

#### ○ 現状

抜本的な経営再建計画について「概ね３年後の債務者区分が正常先となること」を要件として記載。

#### ○ 今回の改定では、

- 中小企業は経営改善に時間がかかるとの特質を踏まえ、「概ね３年」について企業の規模に応じた延長が認められる旨記載。
- その具体的な取扱いは金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を参照すべき旨記載。
- その他、経営再建計画のより柔軟な策定を可能とするための所要の改正を実施。

### （２）金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕

- 今回の改定では、中小企業については、上記の「概ね３年後に正常先」を「概ね５年（５年～１０年で計画通りに進捗している場合を含む）後に正常先（計画終了後に自助努力により事業の継続性を確保できれば、要注意先であっても差し支えない）」に緩和。



# 中小企業の皆様へ

中小企業の資金繰りの支援のため、  
金融検査マニュアル別冊などを改定しました

金融機関が条件緩和を行っても、不良債権にならない取扱いを拡充しました。

資金繰りが大変だけど、  
銀行は不良債権になるからと言って、返済  
条件の変更に応じてく  
れないんです…。

今後は、経営改善の見込  
みがあれば、不良債権に  
はなりません！  
金融機関とご相談下さい。



※ 条件緩和(返済条件の変更)とは…  
・金利の引下げ  
・金利・元本の支払い猶予  
・返済期限の延長  
・債権放棄  
など借り手にとって有利となる取決め  
をすることです。



検査官 金融検太郎

## 改定前

不良債権にならないためには…

- ・ 中小企業も大企業と同様、3年以内に経営が健全化するような「経営改善計画」が必要です。
- ・ 「計画」期間中、一定以上の金利を確保する必要があります。

さらに…

- ・ 大企業と違って中小企業は、大部で精緻な「計画」を作ることが困難です。
- ・ 中小企業は景気の影響を受けやすく、「計画」どおり進捗しない場合も少なくありません。



そこで…

## 改定内容

中小企業向け貸出金の条件緩和  
がしやすくなりました。

- ・ 経営が健全化するまでの期間を大幅に延長しました。(原則5年、進捗状況が良好な場合10年まで)
- ・ 一定以上の金利を確保する必要がなくなりました。

さらに…

- ・ 「計画」を作っていない場合でも、今後の経営改善の見通しがあれば、「計画」がある場合と同じように取り扱います。
- ・ 「計画」の進捗が遅れていても、その原因を分析し、今後の改善が見通せるならば、「計画」どおりに進んでいる場合と同じように取り扱います。

## これまで…



A銀行

3年以内に経営改善する計画が必要です。5年だと不良債権になってしまうので、返済条件の変更に応じるのは難しいですね…。

赤字で資金繰りが苦しいので、金利は払いますから、返済を待ってもらえませんか。5年後には経営改善する見込みがあります。



水産加工業者B社

## これからは…



A銀行

2 5年後には経営が改善するんですね。経営改善計画があれば、前向きに考えますよ。

4 そうであれば、例えば、  
・経費の削減予定  
・売上げが増加する見通し  
等のシナリオがあれば大丈夫です。

6 シナリオを示していただければ、こちらで経営改善の見通しを分析してもいいですよ。経営改善が見込めれば大丈夫です。一緒に考えましょう。

1 最近、資金繰りが厳しいんですよ。元本返済をしばらく待ってもらえませんか。そうすれば、5年後にはきちんと返せるようになりますが…。

3 でも、計画なんてどう作っていいかわからないわ…。

5 えっ、自分で作らなくてもいいんですか。

7 お願いいたします。一緒に相談しましょう。



飲食店C社

## お問い合わせ先

金融庁 検査局 総務課 TEL 03-3506-6000

各財務(支)局の理財部検査総括課 (沖縄総合事務局にあっては財務部検査課)

北海道財務局	011-709-2311	中国財務局	082-221-9221
東北財務局	022-263-1111	四国財務局	087-831-2131
関東財務局	048-600-1111	九州財務局	096-353-6351
北陸財務局	076-292-7860	福岡財務支局	092-411-7281
東海財務局	052-951-2474	沖縄総合事務局	098-866-0094
近畿財務局	06-6949-6372		

平成 21 年 6 月 5 日  
金融庁

## 「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」に基づく 貸出条件緩和の状況について(平成 21 年 1 ~ 3 月期)

金融庁では、昨年 11 月 7 日に、中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置として、各監督指針及び金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を改定しました。

今般、平成 21 年 1 ~ 3 月期の主要行等、地域銀行、信用金庫・信用組合による中小企業向け融資への貸出条件の緩和状況について、調査・集計しましたので、この結果を公表します。

・「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」に基づく貸出条件緩和の状況について(PDF)

(参考 1) 中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置(平成 20 年 11 月 7 日)

(参考 2) 中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置に基づく

貸出条件緩和の状況について(平成 20 年 7 ~ 9 月期・10 ~ 12 月期)(平成 21 年 2 月 20 日)

### お問い合わせ先

金融庁 Tel:03-3506-6000(代表)

監督局総務課

(内線 3369、3387)

「中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置」に基づく貸出条件緩和の状況について

		中小企業に対して貸出条件緩和を行った債権				左のうち、経営改善の見込みがあり、 不良債権にならなかったもの(※) ( )内は条件緩和を行った債権に占める割合)		
		20年7～9月期 (措置前)	20年10～12月期	21年1～3月期	20年7～9月期(措置前) からの増減	20年7～9月期 (措置前)	20年10～12月期	21年1～3月期
主要行等	件数	3,220件	3,560件	4,181件	+961件 (+29.8%)	0件 (0.0%)	2,740件 (77.0%)	3,371件 (80.6%)
	金額	2,152億円	2,239億円	3,413億円	+1,262億円 (+58.6%)	0億円 (0.0%)	988億円 (44.1%)	1,872億円 (54.8%)
地域銀行	件数	16,058件	17,656件	23,338件	+7,280件 (+45.3%)	358件 (2.2%)	2,511件 (14.2%)	6,689件 (28.7%)
	金額	6,980億円	6,944億円	10,616億円	+3,636億円 (+52.1%)	92億円 (1.3%)	1,228億円 (17.7%)	4,338億円 (40.9%)
信用金庫 信用組合	件数	9,097件	11,293件	11,598件	+2,501件 (+27.5%)	674件 (7.4%)	2,467件 (21.8%)	4,442件 (38.3%)
	金額	2,915億円	3,960億円	4,337億円	+1,422億円 (+48.8%)	301億円 (10.3%)	1,000億円 (25.3%)	2,188億円 (50.4%)
計	件数	28,375件	32,509件	39,117件	+10,742件 (+37.9%)	1,032件 (3.6%)	7,718件 (23.7%)	14,502件 (37.1%)
	金額	12,047億円	13,143億円	18,366億円	+6,320億円 (+52.5%)	392億円 (3.3%)	3,216億円 (24.5%)	8,398億円 (45.7%)

(注)「主要行等」とは、主要行、新生銀行、あおぞら銀行及びシティバンク銀行を、「地域銀行」とは地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行を指す。

(注)上記計数は、各金融機関における今後の精査により変更されうることに留意が必要。(20年7～9月期及び10～12月期の計数は、前回公表後の各金融機関の精査を踏まえ更新している。)

(※)各期に中小企業に対して貸出条件の緩和を行った債権のうち、その期に、経営改善の見込みがあるものとして不良債権にならなかったものを計上。したがって、その期以降に不良債権でなくなったもの(例えば20年10～12月期に貸出条件の緩和を行い、21年1～3月期に経営改善の見込みがあるものとして、不良債権でなくなったもの)は含まれていない。

## 金融円滑化のための新たな対応について

平成21年3月10日  
金 融 庁

世界の景気が急速に悪化する中で、中小企業はもとより、中堅・大企業の業況も厳しさを増している。このような状況を踏まえ、企業金融等の円滑化に向けて、以下の措置を講ずることとする。

### I 金融円滑化のための特別ヒアリング、集中検査の実施

- ① 年度末に向け、金融機関に対して、金融円滑化への取組み状況等について詳細なヒアリングを実施中。
- ② 上記のヒアリング結果を踏まえ、主要行等に対して金融円滑化に向けた集中検査を実施する(原則として4～6月に実施)(別紙参照)。

(検証対象)・年度末金融への取組み状況及び新年度入り後の信用供与の状況  
・中小企業向け融資、中堅・大企業向け融資及び個人向け融資(住宅ローン)

### II 緊急保証に係るリスクウエイトの見直し

信用保証協会の保証付き融資については、現在、自己資本比率規制上のリスクウエイトが10%とされているが、このうち、緊急保証付き融資については、特例的にリスクウエイトを0%とする。

### III コベナンツ対応の弾力化の促進

- ① コベナンツ(借り手に対して一定の純資産の維持等を義務付ける条項)の変更・猶予を行っても、金利減免、元本返済猶予等を伴わない場合には、そのみで「貸出条件緩和債権」に該当しないことを、Q&Aにおいて明確化する。
- ② 現下の状況に鑑み、コベナンツを機械的・形式的に取り扱わないよう、金融機関に対して要請する。

#### IV 市場型間接金融（シンジケート・ローン等）の積極的活用の要請

直接金融の機能低下と間接金融へのシフトを踏まえ、リスク分散を図ることにより資金供給を促進する観点から、シンジケート・ローン等の積極的活用を金融機関に対して要請する。

#### V 金融機能強化法の活用促進

- ① 公的資本の商品性について、金融仲介機能を平時に復するという制度の趣旨を踏まえ、配当利回り等は平時の水準に設定する。
- ② 経営強化計画の「業務粗利益経費率（OHR）」については、計画終期の実績が計画始期の水準を上回った場合であっても、機械的に監督上の措置を講じることはない旨を、監督指針に明記する。
- ③ 金融機関に対するトップヒアリング等において、金融機能強化法の活用の積極的な検討を要請する。併せて、将来に備えて、優先株式の発行に係る定款変更の検討を要請する。

(別紙)

## 金融円滑化のための集中検査

### 1. 概 要

- (1) 実施内容 監督部局が実施するオフサイトの特別ヒアリングの結果を踏まえ、金融仲介機能が十分に発揮されているか、貸し渋り・貸し剥しが行われていないか、を短期集中的に検証（立入検査）
- (2) 対 象 先 主要行及び苦情の著しく多い地域金融機関等
- (3) 立入現場 金融機関の本部及び営業現場（支店等）
- (4) 実施時期 4月～6月
- (5) 検証対象
  - ① 年度末金融への取組み状況及び新年度入り後の信用供与の状況
  - ② 中小企業向け融資、中堅・大企業向け融資及び個人向け融資（住宅ローン）

### 2. 実施上の運営方針

- (1) 各金融機関が経営判断で決すべき個別案件の是非には介入しない。
- (2) 金融機関において、適切なリスク管理をベースとして、円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢が構築されているか検証する。
- (3) 対話重視のベター・レギュレーションの原則を踏まえ、金融機関と十分な双方向の議論を行う。

以 上

資料 8-7-8

日銀短観の資金繰り判断D. I. の推移

新ベース(03/12~)

	98/6	98/12	99/6	99/12	00/6	00/12	01/6	01/12	02/6	02/12	03/6	03/12	新ベース(03/12~)																
													03/12	04/6	04/12	05/6	05/12	06/06	06/12	07/03	07/06	07/09	07/12	08/3	08/6	08/9	08/12	09/3	09/6
全規模	▲15	▲20	▲12	▲9	▲4	▲5	▲6	▲10	▲10	▲9	▲6	▲4	▲4	2	3	6	6	8	8	6	8	6	6	2	2	0	▲6	▲15	▲12
大企業	1	▲6	7	9	16	13	12	8	8	8	11	13	12	18	18	22	21	22	21	21	22	21	20	18	18	15	7	▲4	1
中堅企業	▲11	▲17	▲12	▲8	▲4	▲4	▲3	▲8	▲7	▲8	▲6	▲3	▲2	5	6	9	9	9	11	9	11	9	8	7	7	3	▲2	▲11	▲7
中小企業	▲22	▲25	▲18	▲16	▲11	▲11	▲13	▲17	▲17	▲16	▲13	▲10	▲13	▲8	▲5	▲4	▲2	0	▲1	▲2	0	▲1	▲3	▲7	▲8	▲11	▲15	▲23	▲20

(注1)D.I.=「楽である」と回答した社数構成比-「苦しい」と回答した社数構成比

(注2)「新ベース(03/12~)」は、04/3の調査対象見直しにより企業規模別の区分基準を常用雇用者数から資本金へ変更、又、調査対象社数を増加している。

日銀短観の貸出態度判断D. I. の推移

新ベース(03/12~)

	98/6	98/12	99/6	99/12	00/6	00/12	01/6	01/12	02/6	02/12	03/6	03/12	新ベース(03/12~)																
													03/12	04/6	04/12	05/6	05/12	06/06	06/12	07/03	07/06	07/09	07/12	08/3	08/6	08/9	08/12	09/3	09/6
全規模	▲17	▲21	▲10	▲3	2	3	3	0	▲4	▲7	▲4	0	0	7	10	13	15	16	15	15	15	13	13	10	8	3	▲6	▲13	▲11
大企業	▲18	▲22	▲1	10	16	17	17	14	6	3	6	11	9	16	19	23	25	25	25	24	24	23	23	19	17	13	▲4	▲17	▲9
中堅企業	▲14	▲21	▲11	▲3	3	4	5	0	▲3	▲7	▲4	0	▲2	7	10	15	16	16	17	16	16	15	14	12	11	7	▲1	▲11	▲9
中小企業	▲19	▲22	▲12	▲7	▲3	▲3	▲2	▲6	▲9	▲10	▲8	▲4	▲4	2	5	8	11	11	10	9	9	8	7	5	2	▲3	▲9	▲14	▲13

(注1)D.I.=「緩い」と回答した社数構成比-「厳しい」と回答した社数構成比

(注2)「新ベース(03/12~)」は、04/3の調査対象見直しにより企業規模別の区分基準を常用雇用者数から資本金へ変更、又、調査対象社数を増加している。

日銀短観の業況判断D. I. の推移

新ベース(03/12~)

	98/6	98/12	99/6	99/12	00/6	00/12	01/6	01/12	02/6	02/12	03/6	03/12	新ベース(03/12~)																
													03/12	04/6	04/12	05/6	05/12	06/06	06/12	07/03	07/06	07/09	07/12	08/3	08/6	08/9	08/12	09/3	09/6
全規模	▲42	▲49	▲37	▲26	▲18	▲14	▲27	▲40	▲32	▲28	▲26	▲15	▲11	0	1	1	5	6	8	8	7	4	2	▲4	▲7	▲14	▲24	▲46	▲45
大企業	▲34	▲47	▲33	▲18	▲4	2	▲14	▲31	▲17	▲11	▲9	1	4	16	16	16	19	20	23	23	22	21	17	12	7	0	▲16	▲45	▲39
中堅企業	▲42	▲48	▲35	▲24	▲14	▲11	▲24	▲37	▲27	▲24	▲24	▲14	▲8	3	2	4	5	8	10	10	10	7	6	1	▲4	▲10	▲22	▲46	▲44
中小企業	▲44	▲50	▲39	▲30	▲24	▲20	▲33	▲44	▲39	▲35	▲32	▲22	▲19	▲10	▲7	▲7	▲2	▲2	0	0	▲2	▲5	▲7	▲11	▲16	▲21	▲28	▲47	▲49

(注1)D.I.=「良い」と回答した社数構成比-「悪い」と回答した社数構成比

(注2)「新ベース(03/12~)」は、04/3の調査対象見直しにより企業規模別の区分基準を常用雇用者数から資本金へ変更、又、調査対象社数を増加している。



## 商工会議所に対するアンケート調査結果

[平成21年5月中に、全国の財務局等において、各都道府県の商工会議所47先に対し聴き取り調査を実施]

### 中小企業の業況

○ 中小企業の業況感は、現状D.I.が前回調査の▲97から▲93となったものの、依然として厳しい状況が続いている。

○ 要因としては、「売上げの低迷」の割合が最も大きく、その割合は前回調査よりも上昇。次いで、「販売価格の下落」が続く。

区分	D. I. (良い－悪い)		悪化の要因 (回答割合)						(単位：%)
	現状	先行き	① 原油・原材料 価格等、仕入 原価の上昇	② 販売先との関 係による販売 価格転嫁の 遅れ	③ 需要の低迷に よる売上げの 低迷	④ 競争過多によ る販売価格の 下落	⑤ 株式・為替市 場はじめグロ ーバルな市場 変動の影響	⑥ 建築基準法 改正の影響	
製造業	▲91 (▲98)	▲94 (▲98)	9.2 (13.3)	11.8 (14.3)	54.9 (44.8)	10.5 (7.9)	13.7 (19.7)	0.0 (0.0)	
小売業	▲94 (▲100)	▲94 (▲94)	4.9 (8.3)	7.4 (11.7)	52.8 (48.9)	30.1 (25.0)	4.9 (6.1)	0.0 (0.0)	
卸売業	▲96 (▲96)	▲96 (▲98)	5.2 (8.9)	12.3 (14.8)	56.8 (52.7)	20.0 (16.6)	5.8 (7.1)	0.0 (0.0)	
建設業	▲96 (▲100)	▲94 (▲100)	9.6 (11.8)	10.2 (8.3)	49.7 (44.1)	18.6 (18.1)	4.0 (5.4)	7.9 (12.3)	
サービス業	▲89 (▲91)	▲89 (▲94)	5.6 (11.8)	8.5 (6.3)	57.7 (57.6)	23.9 (16.0)	4.2 (6.9)	0.0 (1.4)	
不動産業	▲91 (▲93)	▲89 (▲98)	1.6 (2.2)	5.6 (5.1)	64.3 (63.8)	15.1 (11.6)	8.7 (10.9)	4.8 (6.5)	
運輸業	▲98 (▲100)	▲96 (▲100)	9.9 (14.9)	16.0 (13.7)	53.1 (51.2)	16.0 (14.3)	4.9 (4.8)	0.0 (1.2)	
平均	▲93 (▲97)	▲93 (▲97)	6.8 (10.4)	10.4 (10.9)	55.2 (51.0)	19.3 (15.7)	6.5 (8.9)	1.9 (3.2)	

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注2) 悪化の要因については、複数回答可としている。

(注3) 表中の括弧書は21年2月時点の調査結果

## 中小企業の資金繰り

- 中小企業の資金繰りについても、現状D.I が前回調査の▲88から▲79となったものの、依然として厳しい状況が続いている。
- 要因としては、「営業要因」が最も大きく、その割合は前回調査よりも上昇。次いで、「金融機関の融資態度・融資条件」が続く。

区分	D. I. (良い－悪い)		悪化の要因 (回答割合)						(単位：%)
	現状	先行き	① 販売不振・在庫 の長期化等、 営業要因	② 融資審査等、 金融機関の融 資態度	③ 融資期間・返済 条件等、 金融機関の融 資条件	④ 改正貸金業法 施行の影響等 ノンバンクの融 資態度	⑤ 信用保証協会 や政策金融機 関等による、 セーフティネッ ト貸付・保証 の動向	⑥ J-REIT等証 券市場の冷 え込みや投 資ファンド等 の動き	
製造業	▲79 ( ▲87 )	▲79 ( ▲96 )	73.2 ( 76.4 )	10.3 ( 8.2 )	7.2 ( 5.5 )	0.0 ( 0.0 )	9.3 ( 8.2 )	0.0 ( 1.8 )	
小売業	▲74 ( ▲89 )	▲79 ( ▲94 )	79.8 ( 78.3 )	10.1 ( 8.5 )	3.4 ( 6.6 )	0.0 ( 0.9 )	6.7 ( 5.7 )	0.0 ( 0.0 )	
卸売業	▲72 ( ▲85 )	▲77 ( ▲96 )	84.3 ( 80.4 )	6.0 ( 4.9 )	3.6 ( 5.9 )	0.0 ( 1.0 )	6.0 ( 7.8 )	0.0 ( 0.0 )	
建設業	▲85 ( ▲96 )	▲85 ( ▲98 )	57.9 ( 57.6 )	19.5 ( 17.9 )	13.5 ( 13.2 )	0.0 ( 2.6 )	9.0 ( 8.6 )	0.0 ( 0.0 )	
サービス業	▲83 ( ▲81 )	▲79 ( ▲87 )	82.4 ( 81.3 )	7.7 ( 7.7 )	3.3 ( 4.4 )	0.0 ( 0.0 )	6.6 ( 6.6 )	0.0 ( 0.0 )	
不動産業	▲80 ( ▲87 )	▲83 ( ▲91 )	56.3 ( 53.1 )	18.8 ( 20.7 )	13.3 ( 12.4 )	0.0 ( 1.4 )	8.6 ( 9.0 )	3.1 ( 3.4 )	
運輸業	▲81 ( ▲89 )	▲81 ( ▲89 )	81.8 ( 71.8 )	4.5 ( 7.3 )	6.8 ( 8.2 )	0.0 ( 0.9 )	6.8 ( 11.8 )	0.0 ( 0.0 )	
平均	▲79 ( ▲88 )	▲80 ( ▲93 )	71.7 ( 69.4 )	12.0 ( 11.7 )	8.0 ( 8.6 )	0.0 ( 1.1 )	7.8 ( 8.3 )	0.6 ( 0.9 )	

(注1) D. I. = 「良い」と回答した先数構成比 - 「悪い」と回答した先数構成比

(注2) 悪化の要因については、複数回答可としている。

(注3) 表中の括弧書は21年2月時点の調査結果

## 法人向け貸出残高の推移(国内銀行)表

(単位:兆円)

月末	法人向け全体 貸出残高	前年同月比	中小企業向け	
				前年同月比
2007.01	278.3	3.0%	185.1	4.6%
2007.02	277.2	2.9%	184.7	4.3%
2007.03	278.1	1.9%	189.0	2.9%
2007.04	274.8	2.1%	184.7	2.6%
2007.05	271.9	1.3%	182.1	2.0%
2007.06	274.4	1.4%	184.6	2.7%
2007.07	273.4	0.8%	182.5	1.3%
2007.08	274.4	1.4%	182.7	1.5%
2007.09	276.6	-0.1%	186.0	-1.0%
2007.10	272.7	-0.3%	181.9	-0.9%
2007.11	274.2	-1.1%	181.8	-1.5%
2007.12	281.1	-0.1%	186.7	-1.1%
2008.01	277.6	-0.3%	183.3	-1.0%
2008.02	277.9	0.3%	183.1	-0.9%
2008.03	278.3	0.1%	185.5	-1.9%
2008.04	274.0	-0.3%	181.2	-1.9%
2008.05	274.5	1.0%	181.7	-0.2%
2008.06	276.9	0.9%	181.3	-1.8%
2008.07	276.2	1.0%	180.0	-1.3%
2008.08	276.2	0.7%	180.3	-1.3%
2008.09	277.2	0.2%	180.9	-2.7%
2008.10	279.7	2.6%	180.6	-0.7%
2008.11	284.0	3.6%	181.8	0.0%
2008.12	291.4	3.6%	185.3	-0.7%
2009.01	288.2	3.8%	182.6	-0.4%
2009.02	288.1	3.7%	182.0	-0.6%
2009.03	287.9	3.4%	182.2	-1.7%
2009.04	282.4	3.1%	177.4	-2.1%
2009.05	280.9	2.3%	176.4	-2.9%
2009.06	284.2	2.6%	179.0	-1.2%

(出典)日本銀行「貸出先別貸出金」

○法人向け貸出残高は「貸出先別貸出金」の「貸出金」から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた計数(個人企業を含む)。

○「中小企業」:資本金3億円(卸売は1億円、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円)以下、または常用従業員300人(卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の企業(法人および個人企業)への貸出しを指す。

## 不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金調達

### 1. 主要行の取組

主要11行において、財務制限条項を活用した融資実行額、動産・債権譲渡担保融資実行額が前年比増加。特に、売掛債権担保融資の実績が増加。

#### 貸出実行額

(単位: 億円)

	18年度中	19年度中	20年度中
動産・債権譲渡担保融資	7,685	5,959	6,546
うち動産担保融資	5,074	4,104	3,148
うち売掛債権担保融資	1,611	1,284	2,808
財務制限条項を活用した融資	161,675	161,106	189,594

### 2. 地域金融機関の取組

不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資については、動産担保融資及び財務制限条項を活用した融資が増加。

#### 貸出実行額

(単位: 億円)

	18年度中	19年度中	20年度中
動産・債権譲渡担保融資	2,029	1,856	1,886
うち動産担保融資	131	358	585
財務制限条項を活用した融資	2,385	4,858	7,177

## 偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について

偽造キャッシュカード犯罪、盗難キャッシュカード犯罪、盗難通帳犯罪及びインターネットバンキング犯罪による預金等の不正払戻し等の被害について、各金融機関からの報告を基に被害発生状況及び金融機関による補償状況を、[別紙 1～4](#)のとおり、取りまとめました。

### 対象期間

以下の期間に発生した被害について、犯罪類型ごとに集計しています。

- 偽造キャッシュカード犯罪：平成 12 年 4 月から平成 21 年 3 月
- 盗難キャッシュカード犯罪：平成 17 年 2 月から平成 21 年 3 月
- 盗難通帳犯罪：平成 15 年 4 月から平成 21 年 3 月
- インターネットバンキング犯罪：平成 17 年 2 月から平成 21 年 3 月

(注) 21 年 4 月 15 日までに当庁及び財務局に報告のあった被害発生件数等であり、特に 20 年度分については今後増加する可能性があります。

### 概要

#### 1. 被害発生状況

(注) 「計」欄は、犯罪類型ごとの集計対象期間に発生した被害の件数及び平均被害額になります。

#### ○被害発生件数 (単位: 件)

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	計
偽造キャッシュカード	913	638	703	398	3,235
盗難キャッシュカード	6,144	6,890	5,253	4,744	23,497
盗難通帳	280	258	282	228	2,023
インターネットバンキング	49	102	233	127	512

#### ○平均被害額 (単位: 万円)

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	計
偽造キャッシュカード	107	90	61	67	114
盗難キャッシュカード	70	46	41	42	51
盗難通帳	369	115	160	105	217
インターネットバンキング	214	127	81	103	108

## 2. 金融機関による補償状況

(注1) 預貯金者保護法の施行は、18年2月10日です。

(注2) 補償件数は、金融機関が処理方針を決定した被害のうち、被害金額の全額または一部を補償した件数の合計です。

(注3) 「計」欄は、犯罪類型ごとの集計対象期間に発生した被害の件数及び平均被害額になります。

### ○偽造キャッシュカード

(単位:件)

年度		処理方針決定済			
		補償		補償しない	
17年度	855	845	(98.8%)	10	(1.2%)
18年度	600	585	(97.5%)	15	(2.5%)
19年度	675	652	(96.6%)	23	(3.4%)
20年度	357	351	(98.3%)	6	(1.7%)
計	3,042	2,966	(97.5%)	76	(2.5%)

(注) 金融機関が補償しないとした主な理由は、「預貯金者からの補償請求の取下げ等(38件)」、「預貯金者に重大な過失がある(13件)」などでした。

### ○盗難キャッシュカード

(単位:件)

年度		処理方針決定済			
		補償		補償しない	
17年度	6,083	4,081	(67.1%)	2,002	(32.9%)
18年度	6,798	4,269	(62.8%)	2,529	(37.2%)
19年度	5,199	2,932	(56.4%)	2,267	(43.6%)
20年度	3,928	2,039	(51.9%)	1,889	(48.1%)
計	22,467	13,649	(60.8%)	8,818	(39.2%)

(注) 金融機関が補償しないとした主な理由は、「預貯金者からの補償請求の取下げ等(2,886件)」、「遺失等による不正払戻し(1,658件)」、「預貯金者の配偶者等による払戻し(1,235件)」などでした。

### ○盗難通帳

(単位:件)

年度		処理方針決定済			
		補償		補償しない	
17年度	262	62	(23.7%)	200	(76.3%)
18年度	203	55	(27.1%)	148	(72.9%)
19年度	191	99	(51.8%)	92	(48.2%)
20年度	172	95	(55.2%)	77	(44.8%)
計	1,787	533	(29.8%)	1,254	(70.2%)

○インターネットバンキング

(単位:件)

年度		処理方針決定済			
		補償		補償しない	
17年度	47	38	(80.9%)	9	(19.1%)
18年度	96	69	(71.9%)	27	(28.1%)
19年度	205	185	(90.2%)	20	(9.8%)
20年度	47	30	(63.8%)	17	(36.2%)
計	396	322	(81.3%)	74	(18.7%)

**お問い合わせ先**

金融庁 Tel : 03-3506-6000(代表)  
 監督局銀行第1課 (内線 3322、3388)

[\(別紙1\) 偽造キャッシュカードによる預金等払戻し \(被害発生状況・補償状況\)](#)

[\(別紙2\) 盗難キャッシュカードによる預金等払戻し \(被害発生状況・補償状況\)](#)

[\(別紙3\) 盗難通帳による預金等払戻し \(被害発生状況・補償状況\)](#)

[\(別紙4\) インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し \(被害発生状況・補償状況\)](#)

## 偽造キャッシュカードによる預金等払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均 被害額 (万円)	処理方針決定済			調査・ 検討中等
												計	補償	補償 しない	
12年度	-	-	1	18	-	-	-	-	1	18	1,857	1	1	-	-
13年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14年度	2	9	4	5	1	3	1	1	8	19	245	6	6	-	2
15年度	66	250	30	60	6	10	4	8	106	331	312	97	93	4	9
16年度	338	830	92	150	10	20	28	61	468	1,063	227	451	433	18	17
17年度	569	640	199	202	36	51	109	86	913	980	107	855	845	10	58
18年度	340	282	242	256	30	20	26	16	638	576	90	600	585	15	38
19年度	326	147	140	116	212	157	25	14	703	435	61	675	652	23	28
4月～6月	72	31	47	28	22	14	8	7	149	81	54	142	136	6	7
7月～9月	139	51	16	14	1	0	2	0	158	68	43	148	139	9	10
10月～12月	82	46	24	17	187	141	15	6	308	212	68	303	297	6	5
1月～3月	33	17	53	56	2	0	-	-	88	74	84	82	80	2	6
20年度	165	80	163	113	35	29	35	44	398	267	67	357	351	6	41
4月～6月	33	10	158	109	4	0	29	27	224	148	66	223	223	-	1
7月～9月	53	29	3	2	6	23	5	16	67	72	107	63	62	1	4
10月～12月	60	32	2	1	25	6	1	0	88	39	45	54	51	3	34
1月～3月	19	7	-	-	-	-	-	-	19	7	38	17	15	2	2
計	1,806	2,240	871	924	330	294	228	234	3,235	3,693	114	3,042	2,966	76	193
構成比	55.8%	60.7%	26.9%	25.0%	10.2%	8.0%	7.0%	6.3%	100.0%	100.0%		100.0%	97.5%	2.5%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)平成21年4月15日までに金融庁及び財務局に報告のあった被害を集計している。

(注3)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注4)各業態別補償率は、次のとおり。主要行97.4%(1,724件/1,770件)、地方銀行98.7%(782件/792件)、第二地方銀行96.9%(283件/292件)、信金等94.1%(177件/188件)。



## 盗難キャッシュカードによる預金等払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均 被害額 (万円)	計	処理方針決定済			調査・ 検討中等
													補償			
													計	補償 全額	75%又は 一部	
17年2月～3月	151	182	185	203	23	24	107	97	466	507	108	459	260	68	131	7
17年度	3,061	2,328	1,805	1,236	383	248	895	518	6,144	4,331	70	6,083	3,292	789	2,002	61
18年度	3,977	1,602	1,818	1,057	389	172	706	349	6,890	3,181	46	6,798	3,307	962	2,529	92
19年度	3,415	1,258	1,147	616	207	89	484	213	5,253	2,177	41	5,199	2,097	835	2,267	54
4月～6月	820	295	317	186	63	32	128	45	1,328	560	42	1,308	539	191	578	20
7月～9月	855	299	329	164	49	15	124	65	1,357	545	40	1,349	479	240	630	8
10月～12月	974	367	255	128	47	20	118	46	1,394	563	40	1,386	564	222	600	8
1月～3月	766	295	246	136	48	20	114	56	1,174	508	43	1,156	515	182	459	18
20年度	3,230	1,206	932	485	175	115	407	192	4,744	1,999	42	3,928	1,416	623	1,889	816
4月～6月	859	290	211	98	38	18	89	29	1,197	437	36	1,173	434	190	549	24
7月～9月	859	315	249	124	45	36	122	61	1,275	538	42	1,228	480	175	573	47
10月～12月	847	321	268	143	39	31	104	52	1,258	549	43	1,080	374	208	498	178
1月～3月	665	277	204	118	53	29	92	48	1,014	473	46	447	128	50	269	567
計	13,834	6,578	5,887	3,598	1,177	650	2,599	1,372	23,497	12,198	51	22,467	10,372	3,277	8,818	1,030
構成比	58.9%	53.9%	25.1%	29.5%	5.0%	5.3%	11.1%	11.3%	100.0%	100.0%		100.0%	46.2%	14.6%	39.2%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)平成21年4月15日までに金融庁及び財務局に報告のあった被害を集計している。

(注3)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注4)各業態別補償率は、次のとおり。主要行50.7%(6,777件/13,363件)、地方銀行72.8%(4,038件/5,547件)、第二地方銀行70.7%(781件/1,104件)、信金等83.7%(2,053件/2,453件)。

## 盗難通帳による預金等払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均 被害額 (万円)	処理方針決定済			調査・ 検討中等
												計	補償	補償 しない	
15年度	232	885	324	790	38	112	77	158	671	1,947	290	659	162	497	12
16年度	73	195	148	123	19	44	64	63	304	426	140	300	60	240	4
17年度	99	909	129	79	13	11	39	34	280	1,034	369	262	62	200	18
18年度	81	139	125	113	15	13	37	32	258	298	115	203	55	148	55
19年度	167	322	72	65	15	14	28	49	282	451	160	191	99	92	91
4月～6月	32	77	23	28	3	3	15	30	73	139	190	48	18	30	25
7月～9月	34	70	17	11	4	7	3	12	58	102	176	36	11	25	22
10月～12月	49	90	15	17	6	2	3	3	73	113	155	49	33	16	24
1月～3月	52	84	17	8	2	0	7	3	78	97	124	58	37	21	20
20年度	155	190	53	26	9	9	11	14	228	241	105	172	95	77	56
4月～6月	45	93	17	9	4	7	5	8	71	118	166	64	37	27	7
7月～9月	35	52	11	6	1	0	-	-	47	59	126	42	24	18	5
10月～12月	49	31	17	10	4	1	4	2	74	45	62	53	31	22	21
1月～3月	26	12	8	1	-	-	2	3	36	17	49	13	3	10	23
計	807	2,642	851	1,199	109	205	256	352	2,023	4,400	217	1,787	533	1,254	236
構成比	39.9%	60.1%	42.1%	27.3%	5.4%	4.7%	12.7%	8.0%	100.0%	100.0%		100.0%	29.8%	70.2%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)平成21年4月15日までに金融庁及び財務局に報告のあった被害を集計している。

(注3)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注4)各業態別補償率は、次のとおり。主要行36.9%(259件/701件)、地方銀行22.5%(170件/757件)、第二地方銀行28.6%(26件/91件)、信金等32.8%(78件/238件)。

## インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均 被害額 (万円)	処理方針決定済			調査・ 検討中等
												計	補償	補償 しない	
17年2月～3月	-	-	1	0	-	-	-	-	1	0	0	1	-	1	-
17年度	34	34	10	58	2	2	3	9	49	105	214	47	38	9	2
18年度	87	104	8	4	2	0	5	20	102	129	127	96	69	27	6
19年度	226	185	5	4	1	0	1	0	233	191	81	205	185	20	28
4月～6月	65	84	4	4	-	-	-	-	69	88	128	68	65	3	1
7月～9月	69	66	-	-	-	-	1	0	70	67	95	63	55	8	7
10月～12月	54	11	-	-	1	0	-	-	55	11	21	45	40	5	10
1月～3月	38	23	1	0	-	-	-	-	39	23	60	29	25	4	10
20年度	118	119	5	5	1	3	3	2	127	131	103	47	30	17	80
4月～6月	43	74	1	1	-	-	1	1	45	76	170	33	24	9	12
7月～9月	5	15	-	-	1	3	-	-	6	19	317	3	-	3	3
10月～12月	30	7	4	4	-	-	2	1	36	13	38	6	2	4	30
1月～3月	40	22	-	-	-	-	-	-	40	22	55	5	4	1	35
計	465	444	29	73	6	6	12	33	512	557	108	396	322	74	116
構成比	90.8%	79.7%	5.7%	13.1%	1.2%	1.2%	2.3%	5.9%	100.0%	100.0%		100.0%	81.3%	18.7%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)平成21年4月15日までに金融庁及び財務局に報告のあった被害を集計している。

(注3)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注4)各業態別補償率は、次のとおり。主要行84.2%(304件/361件)、地方銀行64.0%(16件/25件)、第二地方銀行0%(0件/4件)、信金等33.3%(2件/6件)。

## 偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成21年3月末)

○ 本調査結果は各預金取扱金融機関の平成21年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表するものである。

## [表に関する説明]

- ・主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。
- ・埼玉りそな銀行については、地方銀行に含む。
- ・その他の銀行とは、主要行等、地方銀行及び第二地方銀行以外の銀行を指す。
- ・ATMとはATM、CD及びこれに類する機能を有する機器を指す。
- ・パーセントは小数第二位を四捨五入。

## [調査結果]

## 1. 基本情報

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	インターネットバンキング実施金融機関数②	ATM設置台数③	キャッシュカード発行枚数④
主要行等	11	10	25,337	118,129
地銀	65	65	40,265	111,152
第二地銀	44	44	13,715	29,985
その他の銀行	15	23	41,609	136,656
信用金庫	279	274	19,939	50,156
信用組合	140	53	2,301	5,309
労働金庫	13	13	2,051	7,990
計	567	482	145,217	459,377
農漁協等	976	978	12,803	19,059
総計	1,543	1,460	158,020	478,436

## 2. キャッシュカードに関すること

(ICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	ICキャッシュカード導入済み金融機関数⑤		ICキャッシュカード対応ATM台数⑥		ICキャッシュカード発行枚数⑦	
			⑤/①		⑥/③		⑦/④
主要行等	11	9	81.8%	21,995	86.8%	13,460	11.4%
地銀	65	63	96.9%	26,061	64.7%	7,886	7.1%
第二地銀	44	26	59.1%	5,455	39.8%	953	3.2%
その他の銀行	15	9	60.0%	41,595	100.0%	17,215	12.6%
信用金庫	279	151	54.1%	10,599	53.2%	1,704	3.4%
信用組合	140	17	12.1%	388	16.9%	72	1.4%
労働金庫	13	12	92.3%	1,476	72.0%	5	0.1%
計	567	287	50.6%	107,569	74.1%	41,295	9.0%
農漁協等	976	843	86.4%	12,055	94.2%	493	2.6%
総計	1,543	1,130	73.2%	119,624	75.7%	41,788	8.7%

## (生体認証機能付きICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード 発行金融 機関数①	生体認証キャッシュカード 導入済み金融機関数⑧		生体認証キャッシュカード 対応ATM台数⑨		生体認証キャッシュ カード発行枚数⑩	
			⑧/①		⑨/③		⑩/④
主要行等	11	8	72.7%	17,199	67.9%	8,343	7.1%
地方銀行	65	50	76.9%	15,825	39.3%	3,650	3.3%
第二地方銀行	44	10	22.7%	1,715	12.5%	41	0.1%
その他の銀行	15	3	20.0%	26,206	63.0%	13,917	10.2%
信用金庫	279	65	23.3%	3,427	17.2%	461	0.9%
信用組合	140	8	5.7%	219	9.5%	42	0.8%
労働金庫	13	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	567	144	25.4%	64,591	44.5%	26,454	5.8%
農漁協等	976	145	14.9%	1,872	14.6%	2	0.0%
総計	1,543	289	18.7%	66,463	42.1%	26,456	5.5%

## 3. インターネットバンキングに関すること

(取引時における本人認証の状況)

業態	インターネットバン キング実施金 融機関数②	複数認証の導入 金融機関数⑪		可変パスワードの導入金融機関数 (複数回答可)			
				パスワード生成機 方式⑫		その他⑬	
			⑪/②		⑫/②		⑬/②
主要行等	10	10	100.0%	4	40.0%	9	90.0%
地銀	65	65	100.0%	15	23.1%	40	61.5%
第二地銀	44	44	100.0%	4	9.1%	10	22.7%
その他の銀行	23	22	95.7%	6	26.1%	10	43.5%
信用金庫	274	274	100.0%	35	12.8%	228	83.2%
信用組合	53	51	96.2%	0	0.0%	4	7.5%
労働金庫	13	13	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	482	479	99.4%	64	13.3%	301	62.4%
農漁協等	978	978	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
総計	1,460	1,457	99.8%	64	4.4%	301	20.6%

## 信託会社等の新規参入状況

平成21年6月30日現在

	免許・登録件数											
	計	関東	近畿	北海道	東北	東海	北陸	中国	四国	九州	福岡	沖縄
運用型信託会社(免許制)	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用型外国信託会社(免許制)(注1)	0	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
管理型信託会社(登録制)	7	2	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0
管理型外国信託会社(登録制)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
グループ企業内信託(届出制)(注2)	21	13	6	0	0	0	0	0	0	0	2	0
承認TLO(登録制)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信託契約代理業者(登録制)	194	70	26	6	13	29	9	8	11	11	9	2
うち みなし信託契約代理業者	157	52	20	3	13	24	8	8	9	11	7	2

(注1) 運用型外国信託会社の免許は金融庁直轄

(注2) グループ企業内信託の件数は信託契約数、受託者総数は6社

## 平成 20 事務年度 保険会社等向け監督方針のポイント

### 1. 契約者等の安心・利便の向上に向けた取組みの促進

- 保険金等の支払に関し、経営陣が主体的に関与する態勢が整備されているか、内部監査が適切に行われているか、契約者等が自ら必要な保険金等を容易かつ主体的に請求できるような環境(自己責任原則を発揮できるような環境)が整備されているか検証。
- 保険募集に関し、販売・勧誘ルール of 遵守状況、保険金等の請求手続についての説明態勢を検証。損害保険会社の過徴収については各社の取組状況を適切にフォロー。
- 契約者等からの相談・苦情に関し、その発生原因を把握・分析し業務改善に活用していく態勢が構築されているか検証。

### 2. リスク管理の高度化の促進

- サブプライムローン問題に関する教訓を生かし、保有する金融商品等の特性に応じたリスク管理がなされているか検証。また、リスク情報の開示の充実を促す。
- ソルベンシー・マージン比率について、短期的にはリスク評価の精緻化等の改善を行う。中期的には経済価値ベースのソルベンシー評価の導入に向けて検討。

### 3. 保険会社等の属性に応じた監督対応

- 保険会社グループの業務範囲拡大やファイアウォール規制の見直しなどを円滑に実施。また、海外に進出している保険会社について、海外営業拠点の監督・管理態勢を検証。
- 少額短期保険業者の経営管理態勢、財務の健全性等に関し、丁寧に指導・監督。
- 特定保険業者の少額短期保険業者等への円滑な移行の確保、財務状況等の適切な実態把握。また、保険業を行っている公益法人の実態把握、円滑な移行に努める。
- 保険募集形態の特色に応じた適切な募集が行われているか検証。

### 4. 金融規制の質的向上(ベター・レギュレーション)の浸透と具体化

- 「金融サービス業におけるプリンシプル」を制度趣旨に即したルールの解釈・運用に活用。
- 市場動向やリスク関連の情報を収集・分析し、監督に速やかに反映。検査部局との一層の連携、海外当局との連携。
- 双方向の議論・対話により、保険会社等との間で問題点や改善の方向性について認識を共有。
- 対話・情報発信を通じ、透明性・予測可能性を向上。

生命保険会社の平成20年度決算(速報)の概要  
(かんぽ生命、大和生命を除く44社ベース)

(単位: 億円)

	18年度 (19年3月期)		19年度 (20年3月期)		20年度 (21年3月期)	
		増減率(%)		増減率(%)		増減率(%)
基礎収益	357,411	▲ 6.5	348,805	▲ 2.4	367,307	5.3
保険料等収入	285,028	▲ 2.1	277,165	▲ 2.8	273,294	▲ 1.4
資産運用収益	56,507	▲ 18.2	49,656	▲ 12.1	46,260	▲ 6.8
基礎費用	328,480	▲ 7.6	323,249	▲ 1.6	349,996	8.3
保険金等支払金	189,774	▲ 6.7	201,279	6.1	218,849	8.7
資産運用費用	2,988	11.6	28,997	870.2	48,957	68.8
事業費	37,146	1.9	37,505	1.0	37,760	0.7
基礎利益	28,931	8.4	25,556	▲ 11.7	17,310	▲ 32.3
キャピタル損益	▲ 938	-	▲ 4,313	▲ 359.9	▲ 39,251	▲ 809.9
臨時損益	▲ 10,446	▲ 19.6	▲ 7,919	24.2	11,931	-
危険準備金戻入額	0	-	2,851	-	17,973	566.2
経常利益	17,546	▲ 2.7	13,323	▲ 24.1	▲ 10,009	-
特別損益	▲ 1,509	71.4	▲ 971	35.6	6,552	-
価格変動準備金戻入額	0	-	57	-	5,431	382.3
当期純剰余(当期純利益)	11,677	26.2	8,738	▲ 25.2	▲ 5,259	-
総資産	2,202,170	4.9	2,138,992	▲ 2.9	2,051,420	▲ 4.1
有価証券含み損益	182,855	14.6	87,385	▲ 52.2	6,577	▲ 92.5
公表逆ざや額	5,092	▲ 38.5	3,486	▲ 31.5	7,058	102.4

(単位: %, ポイント)

ソルベンシー・マージン比率	1,236.6	103.2	1,100.8	▲ 135.8	905.5	▲ 195.3
---------------	---------	-------	---------	---------	-------	---------

(注1) 逆ざや額=(基礎利益上の運用収支等の利回り-平均予定利率)×一般勘定責任準備金残高

(注2) 増減率が「-」の箇所は、前年度が負値で今年度が正值、あるいは前年度が正值で今年度が負値のもの。

(注3) ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

## 【参考】[個人保険+個人年金ベース]

新契約高+転換純増(兆円)	76	▲ 14.0	66	▲ 13.3	61	▲ 8.1
解約失効高(兆円)	82	▲ 9.3	75	▲ 9.0	73	▲ 1.6
保有契約高(兆円)	1,112	▲ 3.4	1,067	▲ 4.0	1,021	▲ 4.3
年換算保険料(億円)						
新契約ベース (注4)	24,783	10.2	22,250	▲ 10.2	22,217	▲ 0.1
うち第三分野 (注5)	4,859	▲ 15.6	4,688	▲ 3.5	4,675	▲ 0.3
保有契約ベース (注6)	194,220	4.3	196,733	1.3	196,980	0.1
うち第三分野 (注7)	44,869	2.6	45,883	2.3	46,803	2.0

(注4) 算出会社(18年度: 38社、19年度: 40社、20年度: 44社)の合計額。

(注5) 算出会社(18年度: 36社、19年度: 35社、20年度: 38社)の合計額。

(注6) 算出会社(18年度: 38社、19年度: 40社、20年度: 44社)の合計額。

(注7) 算出会社(18・19年度: 36社、20年度: 39社)の合計額。

※ 対前年度増減率は、前年度算出会社に対する割合。



## 損害保険会社の平成20年度決算（速報）の概要

（単位：億円、％）

	18年度 (=19年3月期)		19年度 (=20年3月期)		20年度 (=21年3月期)	
		対前年 増減率		対前年 増減率		対前年 増減率
正味収入保険料	77,735	0.9	77,162	▲ 0.7	74,155	▲ 3.9
正味支払保険金	44,352	2.9	44,406	0.1	45,156	1.7
保険引受利益	▲ 1,180	-	▲ 689	41.6	194	-
資産運用粗利益	5,995	12.2	5,218	▲ 13.0	▲ 2,081	-
経常利益	4,046	▲ 15.6	3,742	▲ 7.5	▲ 2,667	-
当期利益	2,276	▲ 23.4	2,260	▲ 0.7	▲ 939	-
総資産	377,796	1.9	352,110	▲ 6.8	304,478	▲ 13.5
有価証券含み損益	94,506	4.9	55,466	▲ 41.3	20,025	▲ 63.9

注1) 18年度は48社ベース、19年度は52社ベース、20年度は51社ベース。

注2) 「資産運用粗利益」は、「資産運用収益」－「資産運用費用」により算出している。

## 生命保険会社一覧表

(平成21年6月30日現在 46社)

## 国内社42社

		会社名	
(19社)	相互会社 6社	日本生命保険相互会社	
		第一生命保険相互会社	
		明治安田生命保険相互会社	
		住友生命保険相互会社	
		朝日生命保険相互会社	
		富国生命保険相互会社	
	三井生命保険株式会社 太陽生命保険株式会社 大同生命保険株式会社 ソニー生命保険株式会社 T&Dフィナンシャル生命保険株式会社 オリックス生命保険株式会社 第一フロンティア生命保険株式会社 株式会社かんぼ生命保険 フコクしんらい生命保険株式会社 SBIアクサ生命保険株式会社 ライフネット生命保険株式会社 アイリオ生命保険株式会社 みどり生命保険株式会社		
		外資系 (外資50%以上) (14社)	プルデンシャル生命保険株式会社
			ジブラルタ生命保険株式会社
			プルデンシャル ファイナンシャル ジャパン生命保険株式会社
			エイアイジー・スター生命保険株式会社
			AIGエジソン生命保険株式会社
			アクサ生命保険株式会社
			アクサフィナンシャル生命保険株式会社
			マニユライフ生命保険株式会社
			マスミューチュアル生命保険株式会社
			ピーシーエー生命保険株式会社
			クレディ・アグリコル生命保険株式会社
			アリアンツ生命保険株式会社
アイエヌジー生命保険株式会社			
ハートフォード生命保険株式会社			
損保系子会社 (損保50%以上) (9社)	東京海上日動あんしん生命保険株式会社		
	東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社		
	三井住友海上きらめき生命保険株式会社		
	三井住友海上メットライフ生命保険株式会社		
	損保ジャパンひまわり生命保険株式会社		
	損保ジャパン・ディー・アイ・ワイ生命保険株式会社		
	あいおい生命保険株式会社		
	日本興亜生命保険株式会社		
富士生命保険株式会社			

## 外社 4社

支店形態 (4社)	アメリカンファミリーライフアシアランスカンパニーオブコロンバス
	アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー
	チュールビ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
	カーディフ・アシアランス・ヴィ

## (参考)保険持株会社 5社

アクサジャパンホールディング株式会社(アクサ生命、アクサ損保、アクサフィナンシャル生命)
株式会社T&Dホールディングス(太陽生命、大同生命、T&Dフィナンシャル生命)
ソニーフィナンシャルホールディング株式会社(ソニー生命、ソニー損保、ソニー銀行)
日本郵政株式会社(かんぼ生命、ゆうちょ銀行)
プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社 (プルデンシャル生命、ジブラルタ生命、プルデンシャル ファイナンシャル ジャパン生命)

## 損害保険会社一覧表

(平成21年6月30日現在 51社)

## 国内社30社

	会 社 名
(22社)	東京海上日動火災保険株式会社
	株式会社損害保険ジャパン
	三井住友海上火災保険株式会社
	日本興亜損害保険株式会社
	あいおい損害保険株式会社
	富士火災海上保険株式会社
	ニッセイ同和損害保険株式会社
	共栄火災海上保険株式会社
	日新火災海上保険株式会社
	朝日火災海上保険株式会社
	セコム損害保険株式会社
	大同火災海上保険株式会社
	セゾン自動車火災保険株式会社
	ソニー損害保険株式会社
	三井ダイレクト損害保険株式会社
	日立キャピタル損害保険株式会社
	そんぽ24損害保険株式会社
	エイチ・エス損害保険株式会社
	アニコム損害保険株式会社
	SBI損害保険株式会社
	アドリック損害保険株式会社
	イーデザイン損害保険株式会社
外資系 (外資50%以上) (4社)	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
	アリアンツ火災海上保険株式会社
	エース損害保険株式会社
	アクサ損害保険株式会社
生保系子会社 (生保50%以上) (2社)	スミセイ損害保険株式会社
	明治安田損害保険株式会社
再保険専業社 (2社)	トーア再保険株式会社
	日本地震再保険株式会社
保険持株会社 (3社)	東京海上ホールディングス株式会社
	アニコムホールディングス株式会社
	三井住友海上グループホールディングス株式会社

## 外国損害保険会社一覧表

(平成21年6月30日現在)

外社(支店形態) 21社

国 籍	会 社 名
ア メ リ カ (7社)	アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー
	フェデラル・インシュアランス・カンパニー
	エイアイユー インシュアランス カンパニー
	トランスアトランティック リインシュアランス カンパニー
	アールジーイー・リインシュアランス・カンパニー
	ジェンワース・モーゲージ・インシュアランス・コーポレーション
	ファイナンシャル・セキュリティ・アシュアランス・インク
イ ギ リ ス (2社)	ザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ
フ ラ ン ス (2社)	コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コムル・エクステリユール
	カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール
ス イ ス (2社)	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
	スイス・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド
イ タ リ ア	アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイ
ノ ル ウ ェ ー	アシュアランスフォアニンゲン・ガード・イエンシディグ
イ ン ド	ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
韓 国	現代海上火災保険株式会社
バ ミ ュ ー ダ	ジ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スチーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション(バミューダ)リミテッド
ド イ ツ (2社)	エイチディーアイ・ゲーリング・インドウストウリー・フェアジツヒャルングス・アクツィーエンゲゼルシャフト
	ユーラー・ヘルメス・クレジットフェアズイヘルングス・アクティエンゲゼルシャフト
オ ラ ン ダ	アトラディウス・クレジット・インシュアランス・エヌ・ヴィ

## 生命保険会社の推移

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年6月末現在
国内社 (法第3条免許)	35社	34社	34社	38社	42社	42社
+ 免許 ▲ 廃止	※合併 + プルデンシャル (17年2月) ▲ プルデンシャル ▲ あおば	※合併 + アクサ (17年10月) ▲ アクサ ▲ アクサグループライフ		+ クレディ・アグリコル (19年6月) + 第一フロンティア (19年7月) + かんぽ生命 (19年10月) + アリアンツ (20年3月)	+ SBI アクサ (20年4月) + ライフネット (20年4月) + アイリオ (20年8月) + みどり (20年8月)	
外社 (法第185条免許)	4社	4社	4社	4社	4社	4社
+ 免許 ▲ 廃止						
合計	39社	38社	38社	42社	46社	46社

(注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

## 損害保険会社の推移

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年6月末現在
<b>国内社</b> (法第3条免許)	28社	26社	26社	30社	30社	30社
+ 免許 ▲ 廃止	※合併(16年10月) +東京海上日動火災 ▲東京海上火災 ▲日動火災	※合併(17年4月) +明治安田損害保険 ▲明治損害保険 ▲安田ライフ損害保険 ※合併(17年7月) +損保ジャパン ▲損保ジャパン ▲損保ジャパンFG		+エイチ・エス損害保険 (19年10月) +アニコム損害保険 (19年12月) +SBI損害保険 (19年12月) +アドリック損害保険 (20年3月)		+イーデザイン損害保険 (21年6月) ▲大成再保険 (21年6月)
<b>外社</b> (法第185条免許)	21社	22社	22社	22社	21社	21社
+ 免許 ▲ 廃止	▲QBE(16年4月) ▲ランパーンス(16年7月) +アトラディウス(16年12月) ▲ザ・ロンドン・アッシュアランス(17年2月) ▲ロイヤル・アンド・サンアライアンス(17年2月)	+GEモーゲージ(17年8月)	▲マラヤン(18年9月) +ファイナンシャル・セキュリティ・アシュアランス・イング(18年11月)	+エイチディーアイ・イントゥストウリー (19年9月) ※合併(19年9月) +エイチディーアイ・ゲーリング・イントゥストウリー ▲エイチディーアイ・イントゥストウリー ▲ゲーリング・アルゲマイネ	▲イーグル・スター・インシュアランス・カンパニー・リミテッド(20年9月)	
	49社	48社	48社	52社	51社	51社

(注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

平成 20 年 10 月 10 日

金融担当大臣談話  
—大和生命保険株式会社について—

1. 大和生命保険株式会社（以下「大和生命」という。）は、本日、金融庁に対し、保険業法に基づく事業継続困難の申出を行うとともに、東京地裁に対し、会社更生手続開始の申立てを行った。  
同社がこのような事態に至ったことは誠に遺憾である。
2. 大和生命においては、20 年 9 月末時点で債務超過となる見込みとなったことから、契約者保護の観点から更なる損失拡大を防ぐため、できる限り早期に更生手続開始の申立てを行ったものと承知している。
3. 大和生命の保険契約の取扱いは、今後、裁判所の監督の下、更生計画において定められることとなる。また、我が国においては、生命保険契約者保護機構のセーフティネットが整備されており、保険契約者は、原則として、責任準備金の 90%までは補償されることとなっている。
4. 今般、大和生命がこのような事態に至ったのは、高コストの保険事業を高利回りの有価証券運用で補填するという同社の特異な収益構造が主たる要因であり、他の保険会社とは状況が異なるものと認識している。
5. 金融監督当局としては、今後とも、保険契約者等の保護の観点から、適切な監督に努めてまいりたい。

## 大和生命保険株式会社の概要

1. 沿革
  - 明治 44 年 会社設立
  - 平成 13 年 破綻した大正生命より保険契約の包括移転
  - 平成 14 年 株式会社化
2. 本社所在地 東京都千代田区内幸町一丁目1番7号
3. 社長 中 園 武 雄(平成 17 年 6 月～平成 20 年 10 月)
4. 契約件数 約 18 万件
5. 主要計数

	18 年 3 月期	19 年 3 月期	20 年 3 月期	20 年 9 月期 (見込値) (注)
総資産	3,042 億円	3,000 億円	2,832 億円	2,580 億円
保有契約高	11,245 億円	11,071 億円	10,746 億円	—
基礎利益	49 億円	35 億円	25 億円	—
当期純利益	14 億円	13 億円	7 億円	▲110 億円
有価証券含み損益	159 億円	187 億円	▲112 億円	▲157 億円
純資産	234 億円	266 億円	41 億円	▲114 億円

(注)20 年 9 月期(見込値)の計数は、大和生命が会社更生手続開始の申立てに際し、裁判所に提出したものの。

- ・ 役員数 : 9 名(19 年度末現在)
- ・ 職員数 : 1,019 人(うち内勤職員数:394 名、営業職員数 625 名、19 年度末現在)
- ・ 店舗数(営業所等) : 63(19 年度末現在)
- ・ ソルベンシー・マージン比率 : 555.4%(20 年 3 月期)

(参考) 生命保険会社の破綻事例としては平成 13 年の東京生命以来となる 8 例目。



## 根拠法のない共済の契約者保護ルールの導入

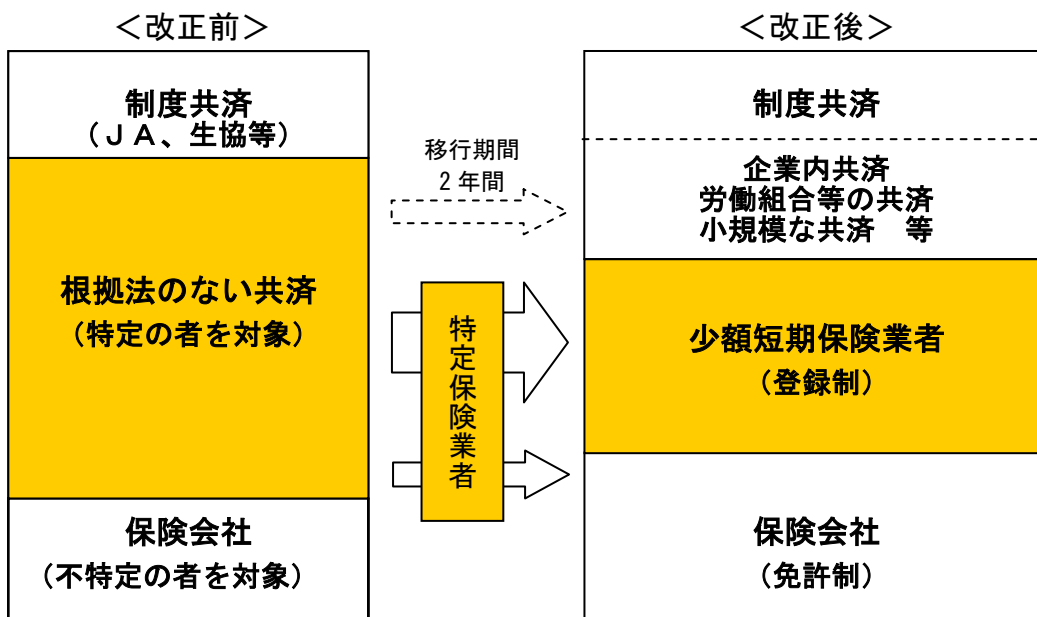
～平成 17 年保険業法改正（平成 18 年 4 月施行）～

＜改正前＞

- 保険業法は不特定の者を相手方として保険の引受けを行う保険業が対象。
- 任意団体等で特定の者に対して保険業類似の事業を行うものについては、法規制や監督官庁がない。（JA 共済等の制度共済は別途の規制あり。）

＜改正後＞

- 契約者保護の観点から、保険業法の適用範囲を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業に、原則として保険業法の規定を適用。
- 一定の事業規模の範囲内で少額短期の保険のみの引受けを行う事業者について、登録制等の新たな規制の枠組み（＝少額短期保険業者）を創設。
- 既存の事業者には、2 年間の移行期間を設ける等所要の経過措置。
- 法施行後 5 年以内に、少額短期保険業制度等について検討を行い、必要な措置を講ずる。



		少額短期保険業者	保険会社
参入要件	免許・登録	登録制	免許制
	最低資本金	1,000 万円	10 億円
	事業規模等	年間収受保険料 50 億円以下	制限なし
	取扱商品	少額（1,000 万円以下）、 短期（2 年以内）、掛捨てに限定	制限なし
行為規制等	資産運用	安全資産に限定	制限なし
	その他	情報開示、募集規制、責任準備金、検査・監督 等	

## 少額短期保険業者一覧

(平成21年6月30日現在:65社)

所管財務局	登録日 (登録番号)	商号	本店所在地
関東財務局	H18.10.27 (関東財務局長第1号)	日本震災パートナーズ(株)	東京都新宿区新小川町6-36
	H18.11.29 (関東財務局長第2号)	ペット&ファミリー少額短期保険(株)	東京都文京区本郷3-34-3
	H19.6.21 (関東財務局長第3号)	エクセルエイド少額短期保険(株)	東京都中央区銀座1-19-14
	H19.10.25 (関東財務局長第5号)	ジャパン少額短期保険(株)	東京都千代田区大手町2-6-2
	H19.11.14 (関東財務局長第6号)	MC少額短期保険(株)	東京都港区赤坂5-5-12
	H19.11.20 (関東財務局長第7号)	エテルナ少額短期保険(株)	東京都中央区新川2-1-5
	H19.11.22 (関東財務局長第8号)	いきいき世代(株)	東京都新宿区神楽坂4-1-1
	H19.12.10 (関東財務局長第10号)	ミレア日本厚生少額短期保険(株)	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1-1
	H19.12.28 (関東財務局長第11号)	(株)アソシア	東京都千代田区九段北3-2-2
	H20.2.4 (関東財務局長第12号)	(株)宅建ファミリー共済	東京都千代田区富士見2-11-11
	H20.2.5 (関東財務局長第14号)	ぜんち共済(株)	東京都千代田区岩本町3-5-8
	H20.3.17 (関東財務局長第15号)	ブロードマインド少額短期保険(株)	東京都品川区東五反田1-14-10
	H20.3.17 (関東財務局長第16号)	(株)全管協共済会	東京都中央区八重洲2-1-5
	H20.3.19 (関東財務局長第17号)	リロ少額短期保険(株)	東京都新宿区新宿4-3-23
	H20.3.19 (関東財務局長第18号)	(株)メモリード・ライフ	東京都文京区小石川1-2-4
	H20.3.19 (関東財務局長第19号)	NP少額短期保険(株)	東京都千代田区神田富山町25
	H20.3.21 (関東財務局長第20号)	(株)アイペット	東京都千代田区霞ヶ関3-7-4
	H20.3.21 (関東財務局長第21号)	富士少額短期保険(株)	山梨県甲府市丸の内1-17-10
	H20.3.21 (関東財務局長第22号)	Aライフ(株)	東京都豊島区東池袋1-15-12
	H20.3.25 (関東財務局長第23号)	エース賃貸少額短期保険(株)	東京都渋谷区東1-26-20
	H20.3.26 (関東財務局長第24号)	ペットメディカルサポート(株)	東京都渋谷区東1-4-23
	H20.3.31 (関東財務局長第25号)	もつとぎゅっと少額短期保険(株)	東京都港区新橋6-1-11
	H20.3.31 (関東財務局長第26号)	レオパレス少額短期保険(株)	東京都中野区本町2-29-12
	H20.3.31 (関東財務局長第27号)	エヌシーシー少額短期保険(株)	東京都板橋区成増2-16-9
	H20.5.20 (関東財務局長第28号)	ABC少額短期保険(株)	東京都千代田区丸の内3-1-1
	H20.5.29 (関東財務局長第29号)	特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい	東京都新宿区歌舞伎町2-19-13
	H20.5.30 (関東財務局長第30号)	ジック少額短期保険(株)	千葉県東金市川場1064-1
	H20.5.30 (関東財務局長第31号)	(株)クローバー少額短期保険	東京都港区浜松町1-29-9
	H20.6.18 (関東財務局長第32号)	ライズ少額短期保険(株)	東京都中央区京橋1-1-9
	H20.6.30 (関東財務局長第33号)	ユニバーサル少額短期保険(株)	東京都文京区湯島2-32-3
	H20.7.10 (関東財務局長第34号)	(株)住宅保障共済会	東京都港区芝大門1-14-10
	H20.8.29 (関東財務局長第35号)	ヒューマンライフ少額短期保険(株)	東京都中央区日本橋蛸殻町1-27-5

所管財務局	登録日 (登録番号)	商号	本店所在地
関東財務局	H20.8.29 (関東財務局長第36号)	㈱プレミア	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6
	H20.9.1 (関東財務局長第37号)	旭化成ホームズ少額短期保険㈱	東京都新宿区西新宿1-24-1
	H20.9.24 (関東財務局長第38号)	㈱ニンシュラー	東京都中央区八丁堀4-8-2
	H20.9.24 (関東財務局長第39号)	フォーリーフ少額短期保険㈱	東京都渋谷区渋谷2-12-15
	H20.10.22 (関東財務局長第40号)	日本共済㈱	東京都千代田区神田神保町2-23
	H20.10.31 (関東財務局長第41号)	共生ネット少額短期保険㈱	東京都渋谷区代々木3-24-4
	H20.12.10 (関東財務局長第43号)	㈱賃貸住宅共済会	東京都新宿区西新宿7-10-19
	H20.12.12 (関東財務局長第44号)	JMM少額短期保険㈱	神奈川県横浜市南区吉野町3-7
	H20.12.24 (関東財務局長第45号)	㈱OUGAN	東京都港区南青山6-11-1
	H21.1.20 (関東財務局長第46号)	e-Net少額短期保険(株)	長野県佐久市岩村田北1-12-7
	H21.1.23 (関東財務局長第47号)	学総㈱	東京都中央区日本橋堀留町1-10-16
	H21.2.16 (関東財務局長第48号)	エスエスアイ富士菱(株)	山梨県甲府市南口町1-4
	H21.2.16 (関東財務局長第49号)	ペッツベスト少額短期保険(株)	東京都千代田区九段南 4-6-10
	H21.3.16 (関東財務局長第50号)	(株)サン・ライフ・ファミリー	神奈川県平塚市馬入本町13-2
	H21.3.24 (関東財務局長第51号)	(株)ビバビーダメディカルライフ	神奈川県大和市上草柳482-2-201
	H21.3.24 (関東財務局長第52号)	あんしんネット少額短期(株)	埼玉県さいたま市見沼区大字上山口新田53-1
H21.4.20 (関東財務局長第53号)	日本費用補償少額短期保険㈱	長野県松本市中央2-5-15	
近畿財務局	H19.7.25 (近畿財務局長第1号)	アクア少額短期保険(株)	大阪市淀川区東三国2-37-3
	H19.12.12 (近畿財務局長第2号)	エイ・ワン少額短期保険(株)	大阪市中央区久太郎町1-9-26
	H20.2.25 (近畿財務局長第3号)	日本住宅少額短期保険(株)	大阪府大阪市北区芝田1-14-8
	H20.11.13 (近畿財務局長第5号)	(株)SANKO少額短期保険	奈良県北葛城郡王寺町王寺2-7-13
	H20.11.28 (近畿財務局長第6号)	セーフティージャパン・リスクマネジメント(株)	大阪市西区江戸堀2-1-1
北海道財務局	H20.5.30 (北海道財務局長第1号)	常口セーフティ少額短期保険(株)	北海道札幌市中央区南1条西6-20-1
東北財務局	H20.1.31 (東北財務局長第1号)	日本アニマル倶楽部(株)	宮城県仙台市青葉区一番町4-1-1
	H20.3.31 (東北財務局長第2号)	フローラル共済(株)	宮城県仙台市青葉区水の森3-41-15
	H20.6.5 (東北財務局長第3号)	東日本少額短期保険(株)	宮城県仙台市青葉区上杉3-3-9
東海財務局	H20.6.16 (東海財務局長第1号)	(株)学校安全共済会	静岡県沼津市大塚141
	H20.6.16 (東海財務局長第2号)	(株)エージー・メンバーズ	愛知県名古屋市中区栄3-13-6
中国財務局	H20.3.27 (中国財務局長第1号)	エス・シー少額短期保険(株)	広島県呉市西中央2-2-12
	H20.7.14 (中国財務局長第2号)	(株)FPC	広島県福山市三吉町南1-15-18
福岡財務支局	H20.3.31 (福岡財務支局長第1号)	ベル少額短期保険(株)	福岡県福岡市博多区博多駅前 3-2-1
	H20.5.30 (福岡財務支局長第2号)	フェニックス少額短期保険㈱	福岡県久留米市西町105-15
沖縄総合事務局	H20.5.30 (沖縄総合事務局局長第1号)	レキオス少額短期保険(株)	沖縄県那覇市おもろまち4-19-16

### 特定保険業者の状況(平成21年6月末)

移行形態	21年6月末		
	21年6月末	移行済	延長承認済 (注1)
a. 保険会社へ移行	4 (0.9%)	4	0
b. 少額短期保険業者へ移行	52 (12.1%)	52	0
c. 保険業法の適用除外となって共済事業を 継続(注2)	198 (45.9%)	190	8
d. 他の保険会社等との団体契約を締結し、 契約者への保障を継続	105 (24.4%)	105	0
e. 他の保険会社等へ共済契約を移転等する	26 (6.0%)	26	0
<b>以上、契約者への保障が継続される移行形態[A] (a+b+c+d+e)</b>	<b>385 (89.3%)</b>	<b>377</b>	<b>8</b>
<b>単純に廃業[B]</b>	<b>46 (10.7%)</b>	<b>45</b>	<b>1</b>
<b>合 計 [A] + [B]</b>	<b>431 (100.0%)</b>	<b>422</b>	<b>9</b>

(注1) 本年3月末までに改正保険業法への対応が完了しないことについてやむを得ない事由(特殊な商品を取扱っており、引受先がなかったもの等)があると認められた場合、特定保険業の延長が可能(改正保険業法(平成17年法律第38号)附則第2条第4項)。

(注2) 保険業法の適用除外の例

- ・慶弔見舞金として、社会通念上妥当な金額の範囲内の給付とする。
- ・契約者を1千人以下とする。
- ・一の職場内共済に運営を変更するなど、保険業法の適用除外規定に沿った形で運営する。

## ソルベンシー・マージン比率の見直しの骨子(案)

### 1. 健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等

#### (1) 繰延税金資産(規則第86条第1項第1号の一部)

- 繰延税金資産のうち、価格変動準備金、危険準備金、異常危険準備金、評価・換算差額に係るもの以外については、純資産及び各種準備金等(注1)の20%を限度として算入できるものとする。

(注1) 正確には、次の(ア)~(オ)の合計額とする。

(ア) 純資産(剰余金の処分として支出する額、評価・換算差額等及び繰延資産等を除く。)

(イ) 価格変動準備金

(ウ) 危険準備金及び異常危険準備金

(エ) 責任準備金のうち解約返戻金相当額を超える額及び契約者配当準備金の未割当額

(オ) 持込資本金等

#### (2) 将来利益(告示第1条第4号)

- 将来利益については、全額不算入とする。

#### (3) 税効果相当額(告示第1条第5号)

- 税効果相当額については、中核的支払余力(注2)を限度に算入できるものとする。

(注2) 中核的支払余力とは、(注1)の(ア)~(オ)の合計額から、(1)により算入できない繰延税金資産の額を控除した額をいう。

### 2. 通常の予測を超える危険に対応する額

#### (1) 一般保険リスク相当額(告示第2条第1項第1号、別表第3)

- 95%VaRの損害率と平均損害率の差を保険料基準のリスク係数とし、また、保険金基準のリスク係数は、保険料基準のリスク係数を平均損害率で除した率として、それぞれ直近10年間の実績データを基にリスク係数を改定する。
- 基礎データは、1997~2006 年度における損害保険会社の損害率の実績をもとにした統計資料を使用する。

#### (2) 予定利率リスク相当額(告示第2条第2項、別表第6)

- 保険会社の一般的な資産ポートフォリオによる収益率が予定利率を下回り、逆ざやとなる金額の期待値をリスク量とするとの考え方で、直近10年間の実績データを基にリスク係数を改定する。
- 基礎データは、1997年4月~2007年3月における各種インデックスに基づく収益率の平均及び標準偏差と、2007年3月末における資産構成の実績を使用する。

#### (3) 最低保証リスク相当額(告示第2条第3項、別表第6の2)

- 価格変動等リスクで想定している資産価値の下落が生じた場合に、追加的に積立が必要となる最低保証に係る保険料積立金の額を各社で算出し、リスク量とする。

#### (4) 価格変動等リスク相当額(告示第2条第4項、別表第7)

- ・ 95%VaRの資産価格の年間最大下落幅をリスク量とするとの考え方で、最近までのできる限り長期間の実績データを基にリスク係数を改定する。
- ・ 外貨建保険負債との対応関係が明確な外貨建資産に関しては、為替リスクを除いたリスク係数を設定する。
- ・ 分散投資効果は、現行では一律に生命保険会社30%、損害保険会社20%としているのを改め、各社がそれぞれのポートフォリオに基づいて算出する。
- ・ デリバティブ取引によりリスクヘッジを行っている場合には、価格変動等リスクの算出にあたり、当該デリバティブの取引高をリスク対象資産の額から控除する。
- ・ 基礎データは、1975年4月～2007年3月のうち、できる限り長期における各種インデックスに基づく収益率の平均、標準偏差及び相関係数を使用する。

(5) 子会社等リスク相当額(告示第2条第6項、別表第10)

- ・ 国内外の会社の株式や債券等のリスク係数については、価格変動等リスクの見直しに合わせて改定を行う。

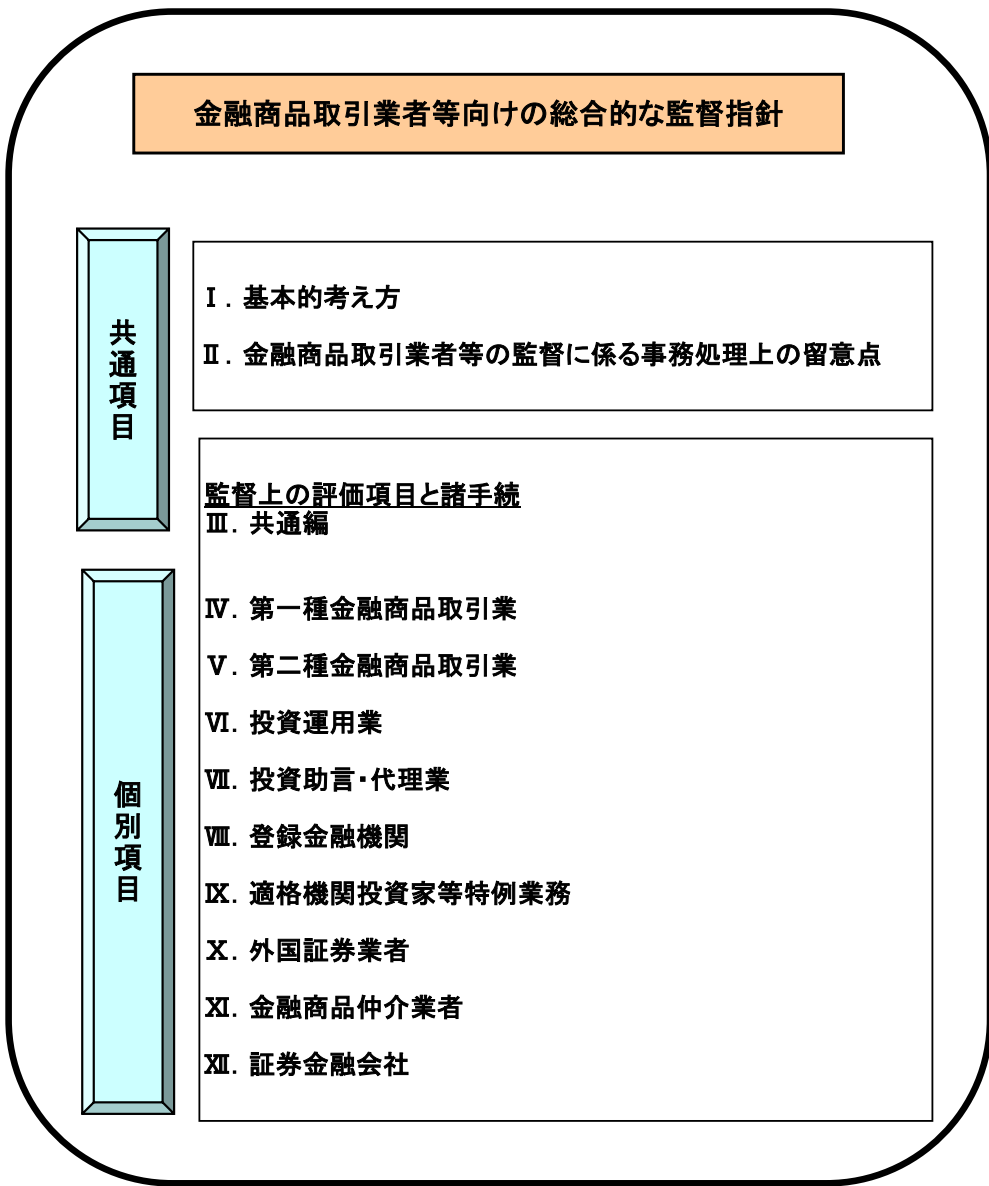
(6) デリバティブ取引リスク相当額(告示第2条第7項、別表第11、別表第12)

- ・ 先物取引リスク及びオプション取引リスクについて、価格変動等リスクの見直しに合わせて改定を行う。

---

※ 骨子(案)中、「規則」とあるのは、保険業法施行規則(平成8年大蔵省令第5号)を、「告示」とあるのは、「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件」(平成8年大蔵省告示第50号)を指す。

# 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の概要



## 基本的考え方

### 目的

- 金融商品取引業の健全・適切な業務運営確保
- 公正な金融商品等の取引や有価証券の円滑な流通等の確保
- 市場仲介機能等の適切な発揮を通じ、資本市場機能の十全な発揮・公正な価格形成等を確保
- 国民経済の健全な発展・投資者の保護

### 趣旨

金融商品取引法制の下で、多様化している金商業者等に対し、監督上の対応を的確に行うことで「貯蓄から投資へ」の動きを加速し、以下の四つの効果を通じ、我が国金融システムの安定と、内外の市場参加者にとって魅力ある市場の実現、企業の成長、及び経済発展に資する。

1. 強靱で高度なリスクシェアリング能力を有する金融システムの実現（間接金融中心の金融システムの脆弱性回避）
2. リスクマネーの円滑な供給とイノベーションの促進
3. 厚みのある市場の実現による資本の効率性・企業の収益性の向上
4. 多様な運用手段の提供による多彩で豊かな社会の実現

## 金融商品取引業者等に係る事務処理上の留意点

1. 一般的な監督事務
2. 監督部局間・検査部局との連携
3. 自主規制機関との連携
4. 法令解釈等外部からの照会への対応
5. 行政処分を行う際の留意点  
⇒ 業務改善命令、停止命令等の処分を検討する際には、行為の重大性・悪質性、行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性を勘案すること



# 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の概要

## 監督上の評価項目と諸手続

### 共通項目

1. 法令遵守態勢
2. 勧誘・説明態勢
  - 広告等の規制
    - ・ 重要事項(手数料情報、リスク情報等)の明示
    - ・ 「リスクがある旨」などについて大きな字で明瞭・正確な表示
    - ・ 誇大広告(断定的判断や利回り・損失保証と誤解させる表示等)をしていないか
    - ・ 広告審査体制
  - 顧客に対する説明態勢(セミナー等での説明を含む)
    - ・ 適合性原則を踏まえた説明態勢の整備
3. 顧客情報の管理
4. 本人確認、疑わしい取引の届出義務
  - ・ 本人確認や「疑わしい取引の届出」を的確に実施するための態勢整備
5. 事務リスク管理態勢
6. システムリスク管理態勢
7. 危機管理態勢
8. 金融商品仲介業者の法令違反の防止措置
9. 反社会的勢力による被害の防止
10. 企業の社会的責任(CSR)についての情報開示等

### 第一種金融商品取引業

1. 経営管理
  - 役員の適格性、業務を適確に遂行する人的構成
    - ・ 役員についての欠格事由等
    - ・ 役職員に関する知識・経験、暴力団との関係、禁錮以上の刑(詐欺罪等)を踏まえて、人的構成の適格性を検討
  - 【Fit & Proper原則】
    - ・ 利益相反管理体制の整備
2. 財務の健全性等
  - 自己資本規制比率の正確性等
  - 早期警戒制度
3. 業務の適切性
  - 有価証券関連業及び店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性
4. 市場仲介機能等の適切な発揮
  - 市場仲介者のオペレーションの信頼性向上
  - 発行体・投資家へのチェック機能の発揮
  - 市場プレイヤーとしての自己規律の維持
5. 登録
  - 登録時の人的構成についての検証
6. 承認及び届出等

### 第二種金融商品取引業

1. 経営管理
  - 【Fit & Proper原則】
2. 業務の適切性
  - ファンドに関する説明義務に係る留意事項
    - ・ ファンドに関するスキーム、事業の概要についての説明がなされているか(マルチ商法やねずみ講まがいに注意)
  - 市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性
3. 登録
  - 登録時の人的構成についての検証

### 投資運用業

1. 経営管理
  - 【Fit & Proper原則】
2. 業務の適切性
  - 投資一任業に係る業務の適切性
    - ・ 業務執行態勢
    - ・ 誇大広告の禁止等
  - 投信委託業等に係る業務の適切性
  - ファンド運用業に係る業務の適切性
  - 不動産ファンド運用業の特に留意すべき事項
    - ・ 不動産のデューデリジエンス態勢の適切性
    - ・ 利益相反防止態勢
  - 投資法人の業務の適切性
    - ・ 役員会が形骸化していないか等
3. 登録
  - 登録時の人的構成についての検証

### 投資助言・代理業

1. 経営管理
2. 業務の適切性
  - 誇大広告の禁止
  - ケーリングオフ
  - 兼業業務に係る優越的地位の濫用防止
3. 登録

### 適格機関投資家等特例業務

- 業務の適切性
- 勧誘説明態勢
    - ・ 虚偽の表示・説明の禁止
  - ファンド運用業者へのモニタリング調査



## 平成20事務年度 金融商品取引業者等向け監督方針のポイント

### 1. 投資者の安心・利便の向上

- 金融商品取引法の趣旨に沿い、投資者保護のため適切な態勢が整備されているかを確認。投資者利便を損なう過度に保守的な対応が行われていないかを確認。
- 不正な手段による登録等の事案には厳正に対応。無登録業者には、警察等と連携し厳正に対応。
- 投資者財産の分別管理・区分管理を徹底。(特に外国為替証拠金業者への対応。)

### 2. 信頼できる市場インフラの構築

- 株券電子化に向けた対応状況を確認。株券の預託受入れの実務対応状況も確認。
- 「市場の担い手」としての公共的役割にふさわしい内部管理態勢が構築されているか等を確認。反社会的勢力の排除への対応、疑わしい取引の届出状況も注視。
- 自主規制機関の機能発揮に期待。隙間のない自主規制のあり方も検討。苦情・あつせん機能の強化への横断的な取組み。認定投資者保護団体制度の幅広い活用への取組み。

### 3. 業務の多角化・高度化・国際化と適切な内部管理態勢の構築等

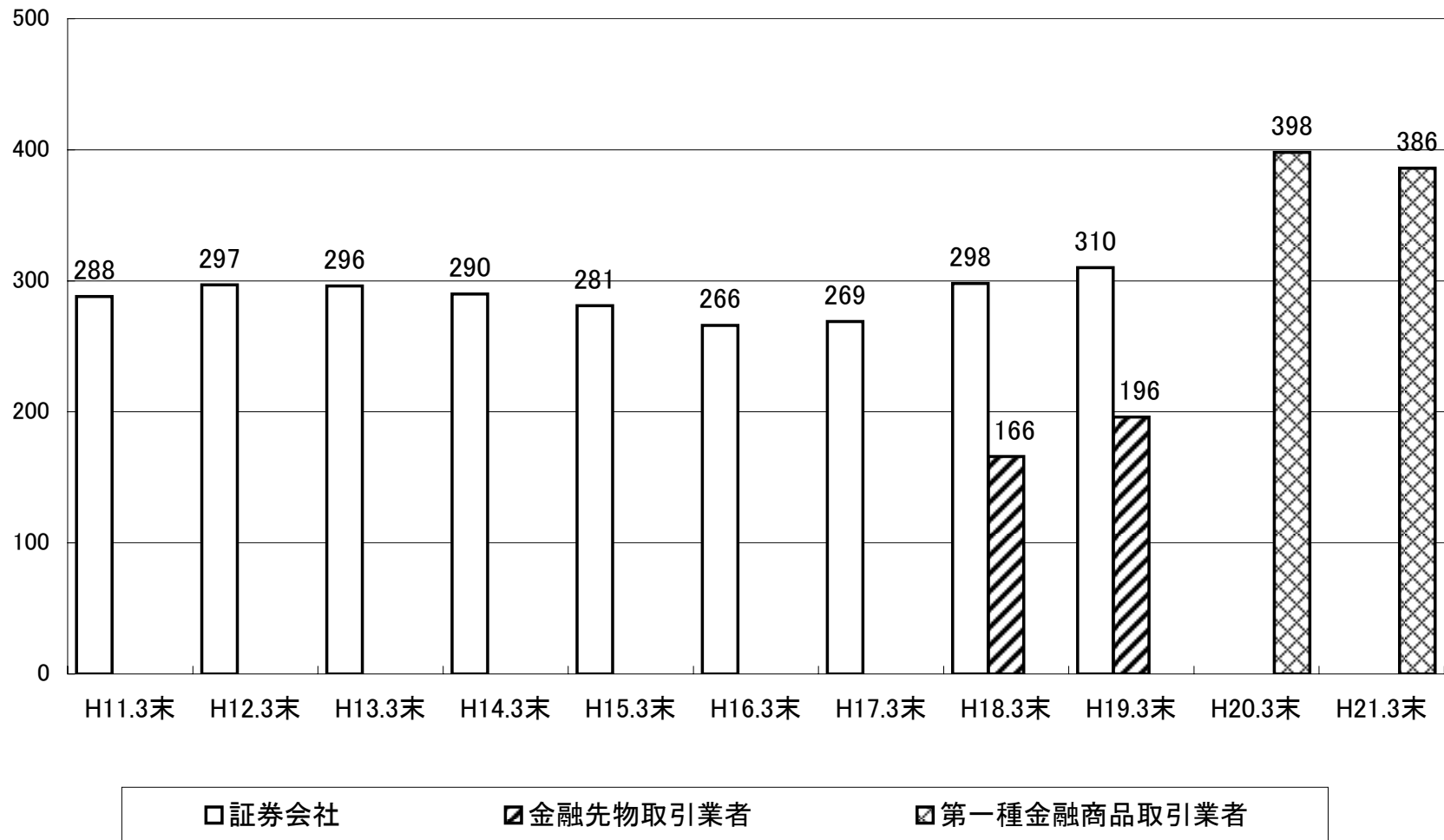
- ファイアーウォール規制見直しの適切・円滑な実施に向けた取組み。
- 業務を積極的に展開する業者における、変化に即応できる一段高い内部管理態勢の構築状況を確認。(一方、制度運用にあたり、業者の創意工夫を損なわないよう配意。)
- 業者等の財務の健全性を確認(商品・不動産も含めた市場動向に留意)。4月に導入した「早期警戒制度」を的確に運用。業容変化や業務多角化に対応したリスク管理(グループ全体を含む)、流動性リスク管理の状況を確認。
- 証券化商品の原資産リスクの追跡可能性(トレーサビリティ)の改善に向けた取組み。
- エコファンドの事例を収集。集団投資スキーム(ファンド)の実態を可能な限り把握。

### 4. 金融規制の質的向上(ペター・レギュレーション)の浸透と具体化

- 「金融サービス業におけるプリンシプル」を制度趣旨に即したルールの解釈・運用に活用。
- 市場動向やリスク関連の情報を収集・分析し、監督に速やかに反映。証券取引等監視委員会との一層の連携、海外当局との連携。
- 双方向の議論・対話により、金商業者等との間で問題点や改善の方向性について認識を共有。
- 対話・情報発信を通じ、透明性・予測可能性を向上。

### 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業)数の推移

(業者数)



注:平成19年3月末までの数値は証券会社と改正金融先物取引法における金融先物取引業者の数。

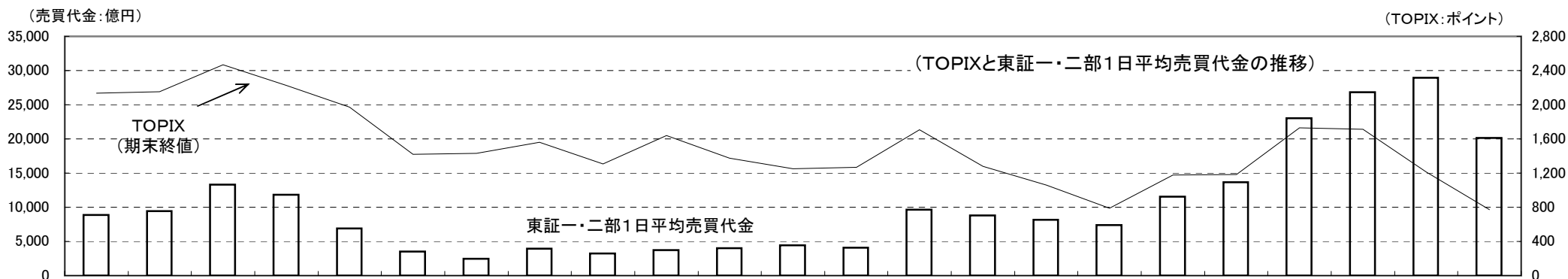
## 国内証券会社の平成21年3月期決算概況

(単位:億円)

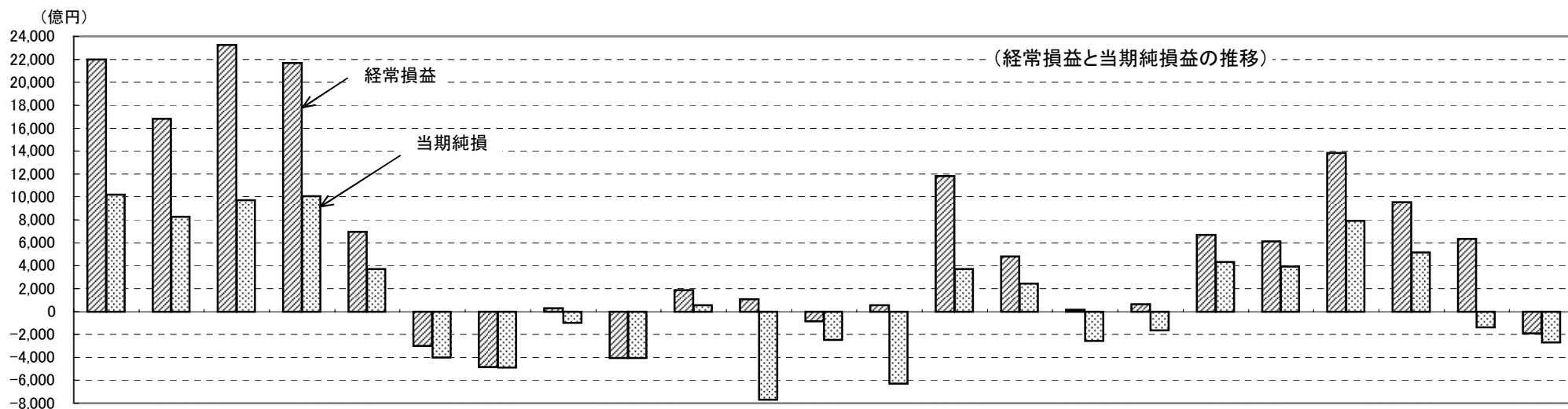
	21.3期(A)	20.3期(B)	(A)/(B)
会 社 数	289社	279社	—
営 業 収 益	28,470	40,882	70%
受 入 手 数 料	16,633	25,646	65%
委 託 手 数 料	5,538	8,366	66%
トレーディング損益	4,736	6,349	75%
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	25,879	28,654	90%
経 常 損 益	▲ 1,890	6,322	—
当 期 純 損 益	▲ 2,676	▲ 1,374	—

(注)日本証券業協会調べ。

株式市況と証券会社の損益の推移



	62.9期	63.9期	元.3期	2.3期	3.3期	4.3期	5.3期	6.3期	7.3期	8.3期	9.3期	10.3期	11.3期	12.3期	13.3期	14.3期	15.3期	16.3期	17.3期	18.3期	19.3期	20.3期	21.3期
売買代金	8,847	9,413	13,311	11,810	6,904	3,542	2,495	3,964	3,216	3,741	3,992	4,437	4,096	9,656	8,807	8,199	7,368	11,555	13,680	23,047	26,833	28,911	20,132



	62.9期	63.9期	元.3期	2.3期	3.3期	4.3期	5.3期	6.3期	7.3期	8.3期	9.3期	10.3期	11.3期	12.3期	13.3期	14.3期	15.3期	16.3期	17.3期	18.3期	19.3期	20.3期	21.3期
経常損益	21,970	16,811	23,276	21,674	6,928	-3,006	-4,827	279	-4,045	1,849	1,061	-861	561	11,792	4,816	151	642	6,689	6,127	13,844	9,553	6,322	-1,890
当期純損益	10,172	8,248	9,712	10,039	3,708	-3,995	-4,888	-994	-4,040	552	-7,686	-2,466	-6,312	3,723	2,414	-2,557	-1,622	4,329	3,918	7,921	5,165	-1,374	-2,676

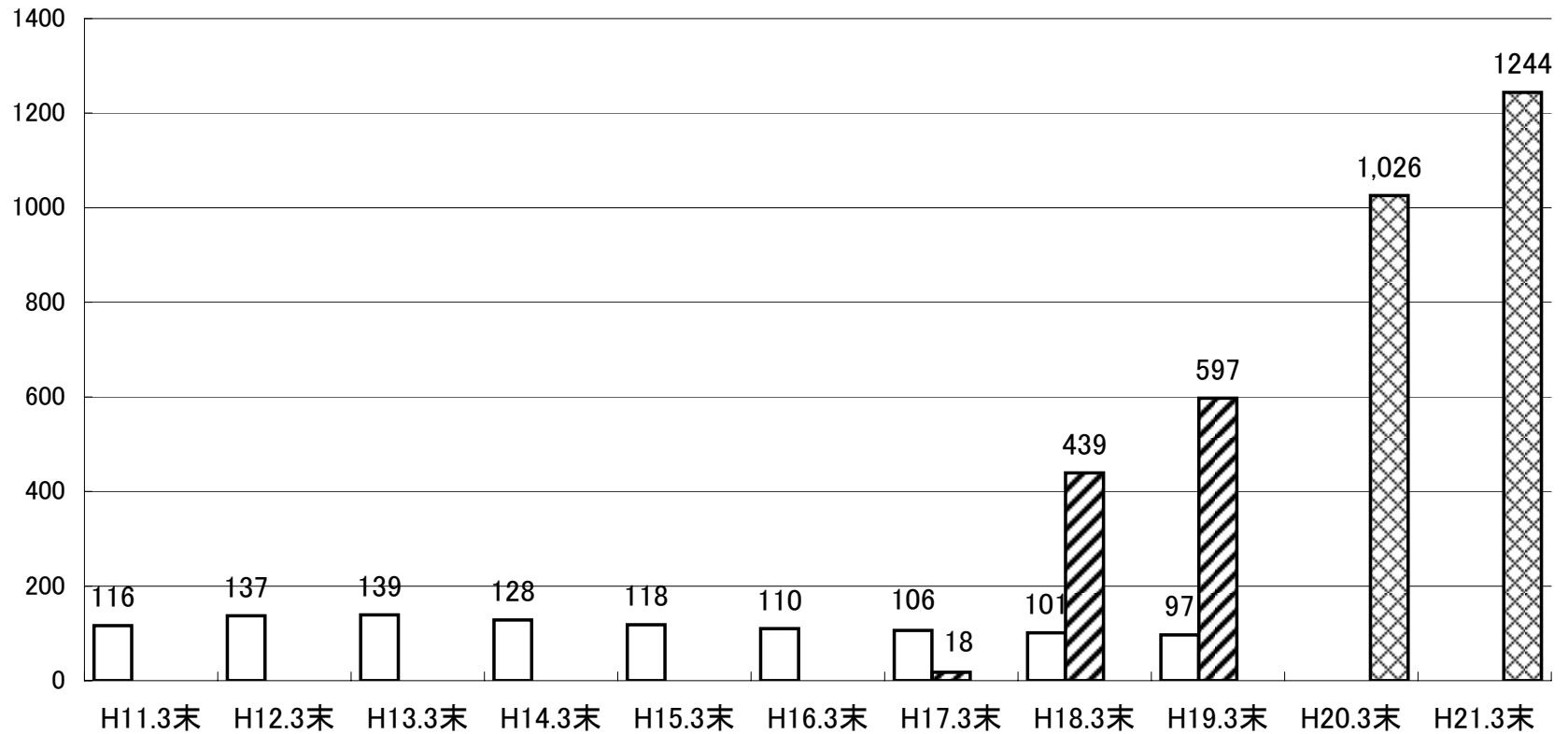
(注) 1. 日本証券業協会調べ。国内証券会社の合計。  
 2. 元年3月期は、決算期の変更に伴う半期決算のため、グラフでは実績を2倍した。

## 投資者保護基金の概要

名称	日本投資者保護基金
会員数	<p>会員証券会社数（平成21年6月30日現在）</p> <p>国内証券会社 285社  <u>外国証券会社 26社</u>  計 311社</p>
役員	理事長 高橋厚男
基金規模	平成21年6月30日現在 約510億円
補償実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南証券の破産に伴うもの（H12.3）－ 補償額 約59億円（うち破産管財人からの返還額 約24億円）</li> <li>・ ミナミ・ハイイールドボンド補償金請求訴訟敗訴に伴うもの  (H19.6)－ 補償額 約2億円  (H19.10)－ 補償額 約0.6億円</li> </ul>
参考	投資者保護基金は、国内系の日本投資者保護基金と外資系の証券投資者保護基金が平成14年7月1日に統合し一本化している。

### 金融商品取引業者(第二種金融商品取引業)数の推移

(業者数)

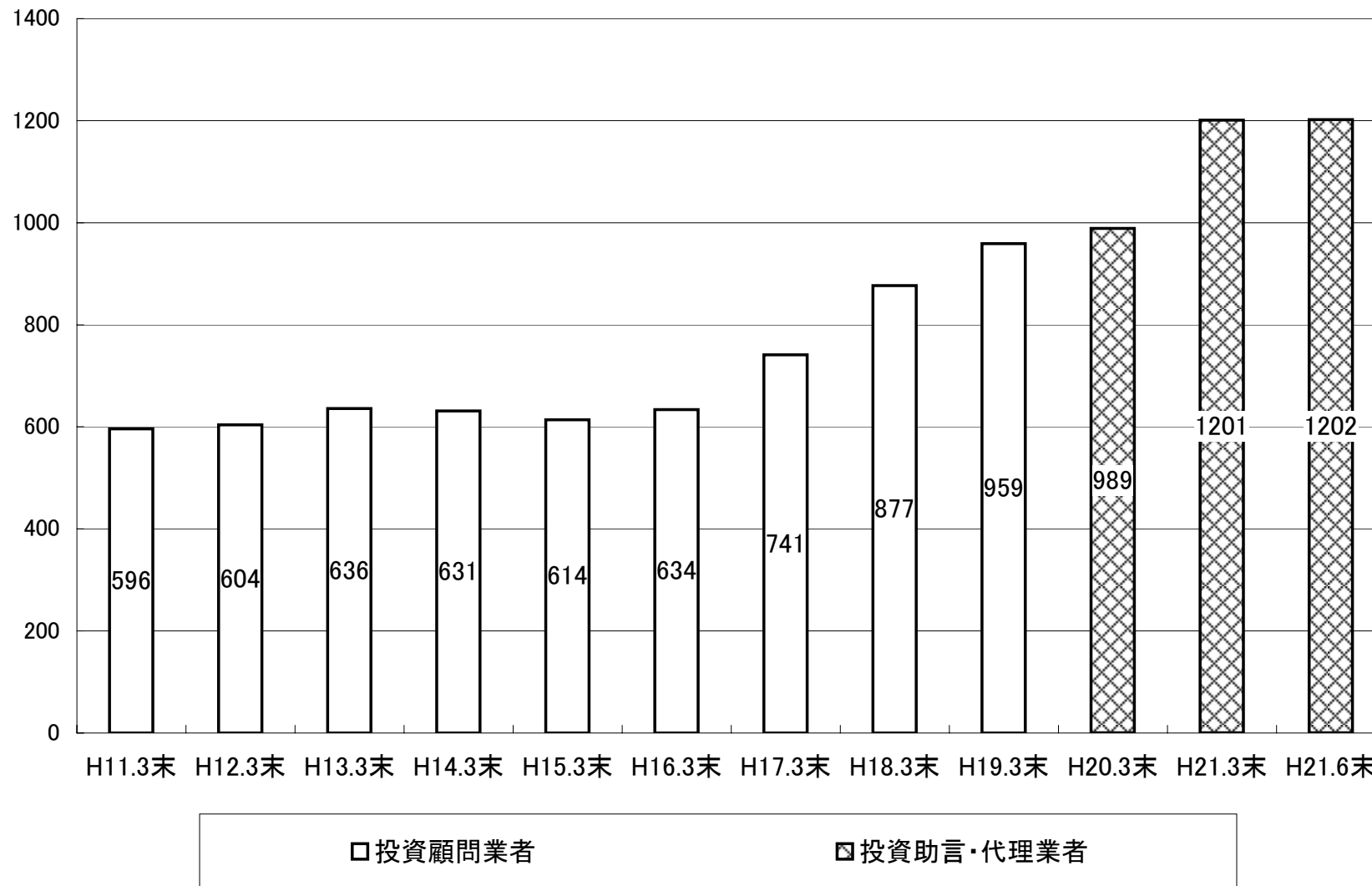


□ 商品投資販売業者      ▨ 信託受益権販売業者      ▩ 第二種金融商品取引業者

注:平成19年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。

### 金融商品取引業者(投資助言・代理業)数の推移

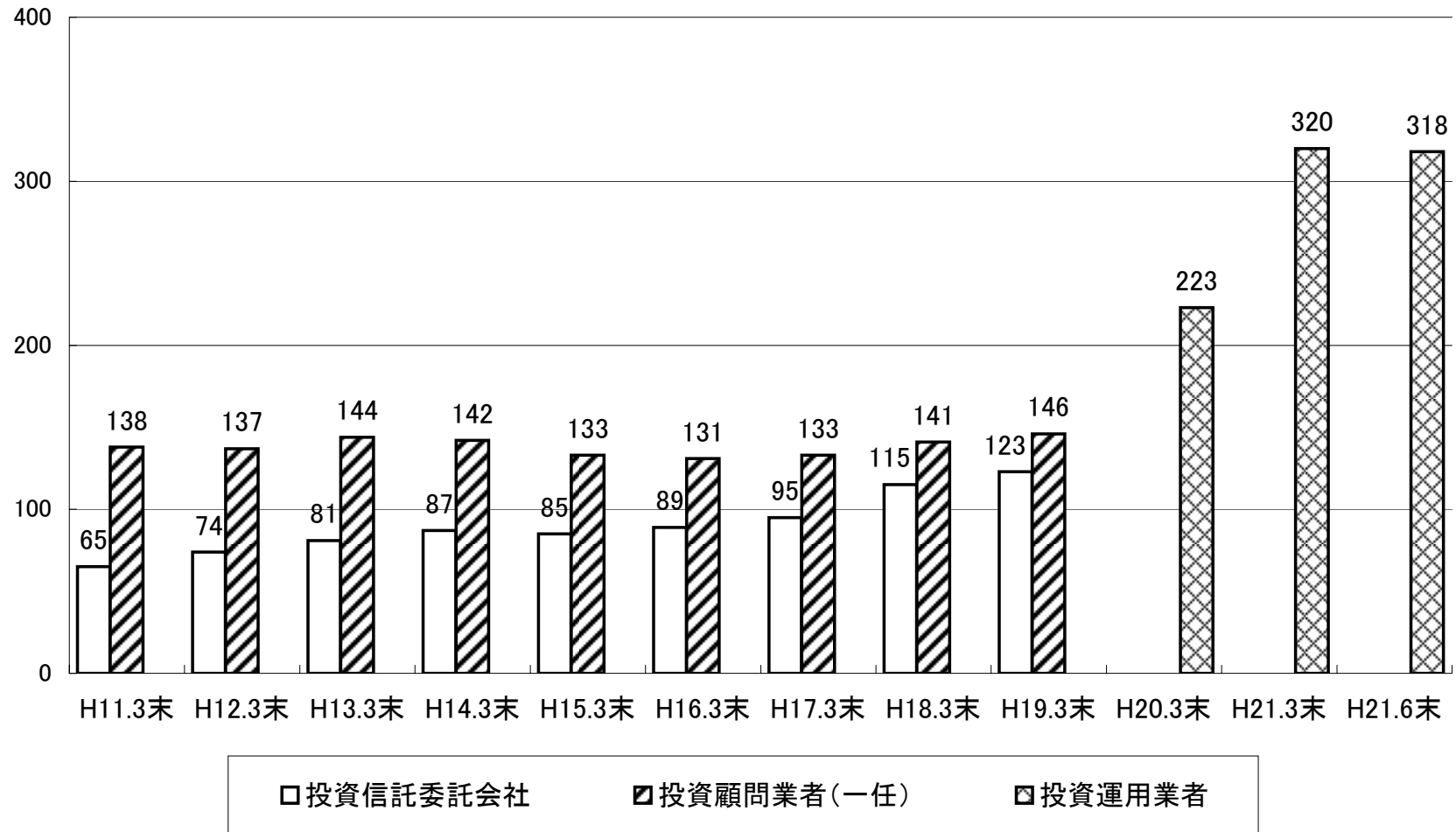
(業者数)



注:平成19年3月末までの数値は助言業のみを行う投資顧問業者の数。

### 金融商品取引業者(投資運用業)数の推移

(業者数)



注:平成19年3月末までの数値は投資信託委託会社と認可投資顧問業者の数。



## 投資信託の純資産総額の推移

(単位:億円)

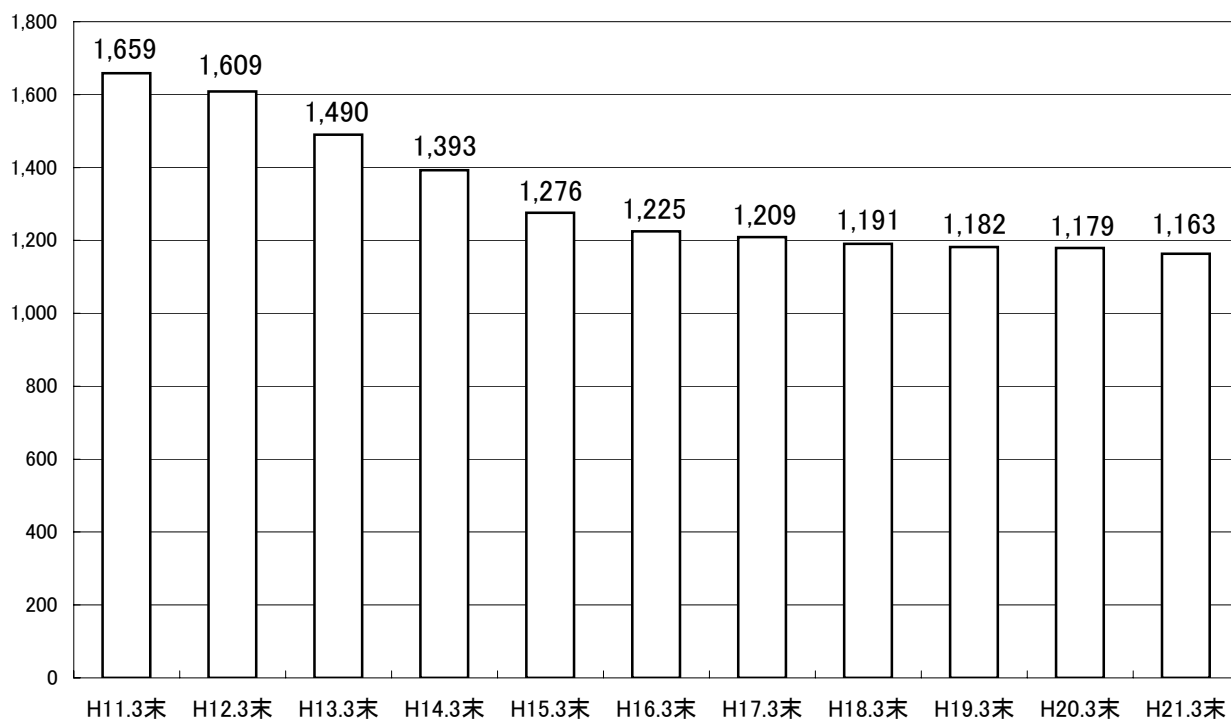
年(月)末	株式投信		公社債投信			合計	
		うち私募投信		うち私募投信	うちMMF		うち私募投信
昭和40年	9,082	—	2,275	—	—	11,357	—
45年	6,551	—	6,033	—	—	12,584	—
50年	19,345	—	14,280	—	—	33,625	—
55年	40,293	—	20,226	—	—	60,519	—
56年	40,063	—	32,231	—	—	72,294	—
57年	47,818	—	45,458	—	—	93,276	—
58年	61,513	—	79,372	—	—	140,885	—
59年	80,127	—	102,851	—	—	182,978	—
60年	103,787	—	95,936	—	—	199,722	—
61年	191,183	—	129,570	—	—	320,753	—
62年	306,143	—	123,001	—	—	429,144	—
63年	392,525	—	136,448	—	—	528,973	—
平成 元年	455,494	—	130,999	—	—	586,493	—
2年	350,722	—	109,218	—	—	459,940	—
3年	285,624	—	135,001	—	—	414,738	—
4年	211,031	—	221,975	—	54,137	433,006	—
5年	195,475	—	311,900	—	110,781	507,375	—
6年	174,515	—	259,568	—	91,731	434,083	—
7年	146,817	—	332,755	—	120,018	479,572	—
8年	127,798	—	358,883	—	142,191	486,681	—
9年	99,866	—	306,630	—	115,631	406,495	—
10年	114,961	—	312,432	—	142,799	427,393	—
11年	169,372	12,408	359,604	3,032	167,908	528,978	15,440
12年	177,962	31,856	352,960	5,073	109,710	530,922	36,929
13年	199,458	50,403	314,417	10,664	77,228	513,875	61,067
14年	228,422	64,693	205,551	9,119	55,215	433,973	73,812
15年	307,282	93,889	170,918	9,955	43,502	478,200	103,844
16年	420,817	146,464	145,113	9,498	36,062	565,930	155,962
17年	655,529	247,239	154,378	9,190	30,202	809,907	256,429
18年	878,447	321,869	140,700	8,002	26,931	1,019,147	329,871
19年	1,021,912	354,068	136,001	6,239	29,171	1,157,913	360,307
20年	658,101	249,679	118,922	5,879	26,128	777,023	255,558
21年1月	621,845	238,566	118,305	5,773	26,371	740,150	244,339
2月	628,380	239,065	118,229	6,147	26,333	746,610	245,212
3月	645,551	242,034	117,096	5,827	25,955	762,647	247,861
4月	677,807	254,884	118,983	5,930	26,038	796,790	260,915
5月	711,738	264,733	121,166	6,018	25,891	832,904	270,752

出典:「投資信託」(投資信託協会発行)

# 資料11-7-1

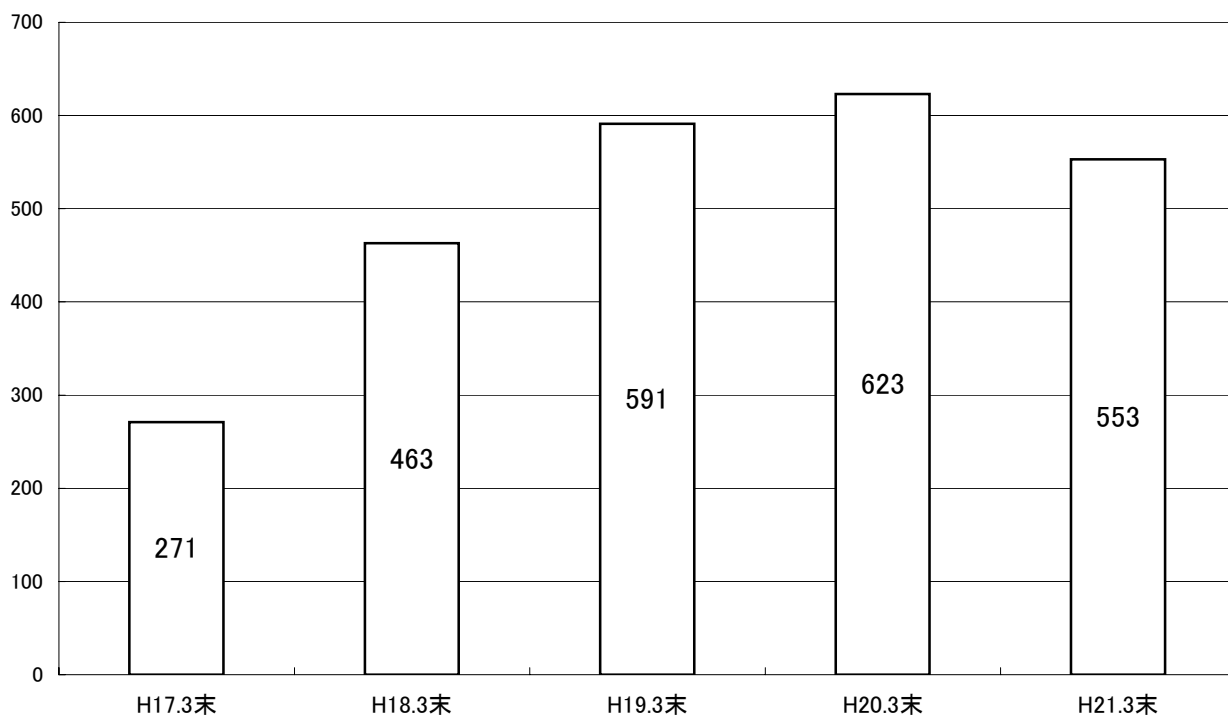
(業者数)

## 登録金融機関数の推移



(業者数)

## 金融商品仲介業者数の推移



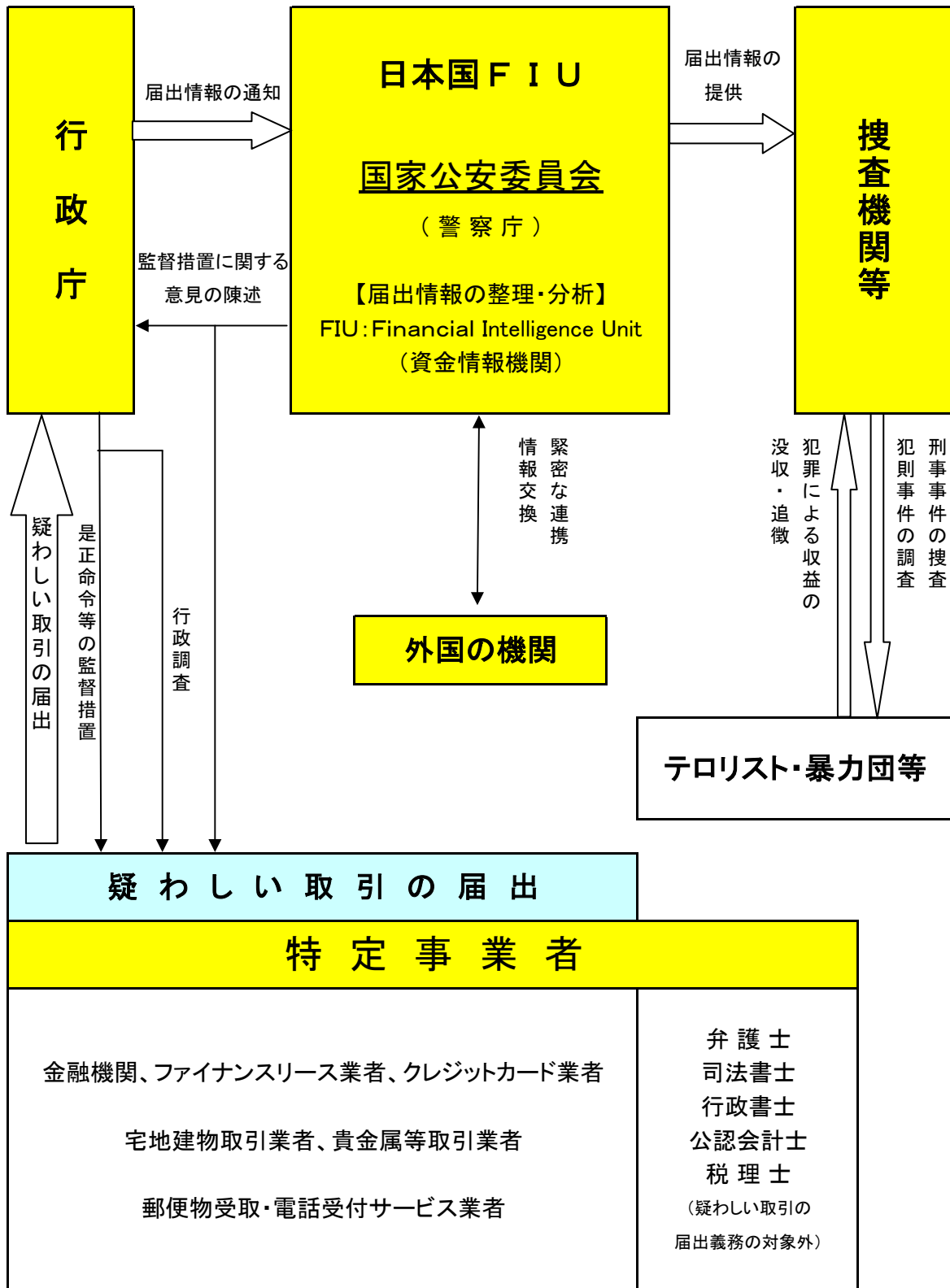
注:平成19年3月末までは証券仲介業者の数。

## 確定拠出年金運営管理機関登録数の推移

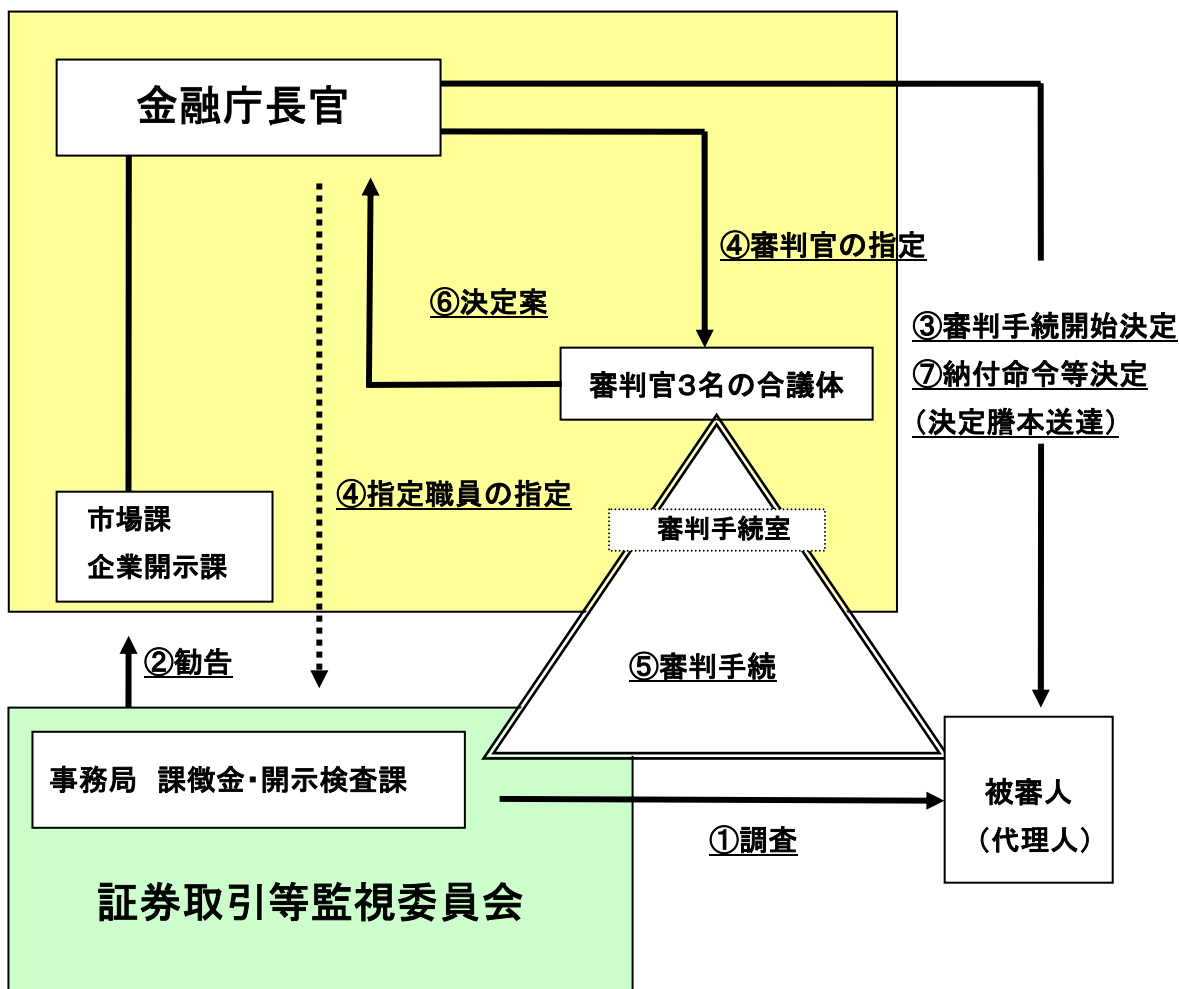
	会社数	うち協同組織 金融機関 (※)				
		うち銀行	うち保険会社	うち証券会社	その他	
2005年6月末	688	70	580	11	5	22
2006年6月末	683	72	573	12	5	21
2007年6月末	670	72	561	12	5	20
2008年6月末	258	75	147	12	5	19
2009年6月末	200	75	89	12	5	19

※信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等

## 疑わしい取引の届出制度の概念図



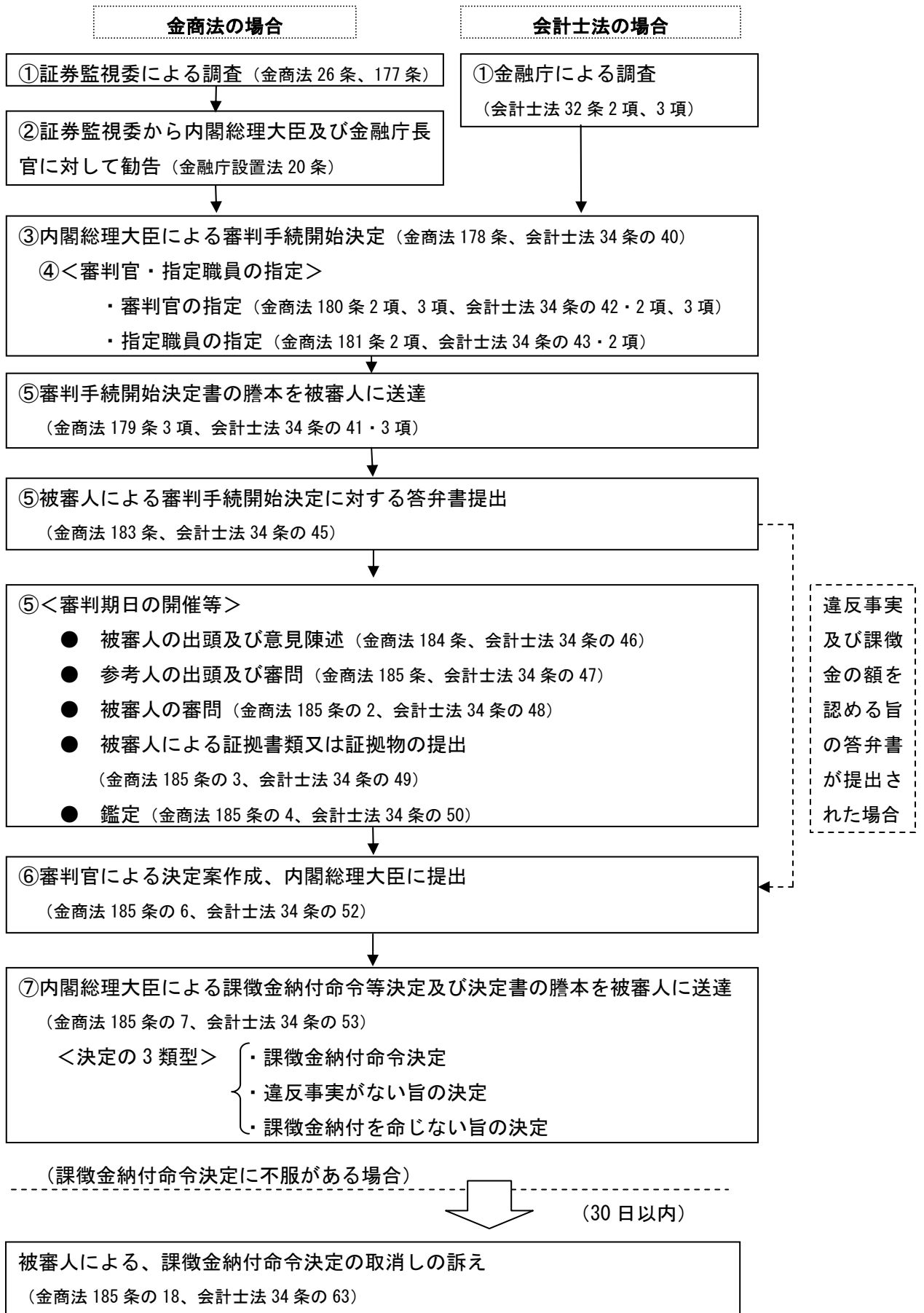
課徴金納付命令までの流れ(金融商品取引法の場合)



(注) 指定職員は、審判手続で違反事実等の存在を主張・立証する者として金融庁長官により職員の中から指定され、準備書面の提出や証拠の申出等を行います。

- ※ 公認会計士法の場合も、基本的には、金融商品取引法の場合と同様。  
ただし、企業開示課が必要な調査を行い、証券取引等監視委員会による調査・勧告は行われない。(この場合の指定職員は、金融庁職員から指定される。)
- ※ 番号は、次の「課徴金制度に係る手続等の流れ」の番号に対応。

## 課徴金制度に係る手続等の流れ



※内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任されている（金商法 194 条の 7、会計士法 49 条の 4）

※金商法は金融商品取引法、会計士法は公認会計士法の略

## 課徴金納付命令の実績

(平成17事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	㈱ガーラの株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第1号)	重要事実(第三者割当増資及び業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱ガーラ社員 (営業等従事)	平成18年1月13日	平成18年2月8日	32万円
2	㈱ガーラの株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第2号)	重要事実(第三者割当増資及び業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱ガーラ社員 (経理等従事)	平成18年1月13日	平成18年2月8日	31万円
3	㈱ガーラの株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第3号)	重要事実(業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱ガーラ社員 (業務管理等従事)	平成18年1月13日	平成18年2月8日	31万円
4	利根地下技術㈱の株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第4号)	重要事実(再生手続開始の申立て)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	利根地下技術㈱社員 (業務執行統括等従事)	平成18年2月1日	平成18年2月15日	72万円
5	フジプレアム㈱の株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第5号)	重要事実(株式分割)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	フジプレアム㈱役員	平成18年4月17日	平成18年5月9日	213万円
6	フジプレアム㈱の株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第6号)	同社の役員が、重要事実(株式分割)を、その職務に関して知り、会社の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	フジプレアム㈱	平成18年4月17日	平成18年5月9日	42万円
7	㈱アイネスの株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第7号)	重要事実(純利益及び配当予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	㈱アイネス社員 (会社法務等従事)	平成18年5月11日	平成18年5月26日	5万円
8	日本プラスト㈱の株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第8号)	重要事実(株式の発行)を、日本プラスト㈱との間の契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	日本プラスト㈱の 契約締結先社員	平成18年5月24日	平成18年6月9日	82万円
9	日本プラスト㈱の株券に係る内部者取引 (平成17事務年度第9号)	重要事実(株式の発行)を、日本プラスト㈱の契約締結先社員からの伝達によって知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	日本プラスト㈱の 契約締結先社員からの 第一次情報受領者	平成18年5月24日	平成18年6月9日	46万円

(平成18事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	㈱パオの株券に係る内部者取引 (平成18事務年度第1号)	重要事実(株式の発行)を、㈱パオとの間の契約の履行に関して知った契約締結先の役員が、会社の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱ジー・コミュニケーション	平成18年9月14日	平成18年10月2日	39万円
2	東日本ハウス㈱に係る 有価証券報告書の虚偽記載 (平成18事務年度第2号)	退職給与引当金を過少計上することにより、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した	東日本ハウス㈱	平成18年11月22日	平成18年12月6日	200万円
3	アロカ㈱の株券に係る内部者取引 (平成18事務年度第4号)	重要事実(純利益の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	アロカ㈱社員 (技術開発統括管理等従事)	平成18年12月8日	平成18年12月25日	17万円
4	アロカ㈱の株券に係る内部者取引 (平成18事務年度第5号)	重要事実(純利益の下方修正)を、アロカ㈱の役員からの伝達によって知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	アロカ㈱役員からの 第一次情報受領者	平成18年12月8日	平成18年12月25日	16万円
5	アロカ㈱の株券に係る内部者取引 (平成18事務年度第6号)	重要事実(純利益の下方修正)を、アロカ㈱の役員からの伝達によって知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	アロカ㈱役員からの 第一次情報受領者	平成18年12月8日	平成18年12月25日	73万円
6	㈱T T Gホールディングス (旧商号㈱T T G)に係る 有価証券届出書等の虚偽記載 (平成18事務年度第3号)	売上原価の付替え等により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させ、重要な事項につき虚偽の記載がある半期報告書を提出した	㈱T T G ホールディングス	平成18年12月6日	平成18年12月27日	1億 3133万円
7	㈱日興コーディアルグループ に係る発行登録追補書類 の虚偽記載 (平成18事務年度第7号)	子会社が実質的に支配しており、本来連結対象とすべき会社を非連結にする等により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた	㈱日興コーディアル グループ	平成18年12月18日	平成19年1月5日	5億円
8	ジャパン建材㈱の株券に係る内部者取引 (平成18事務年度第8号)	重要事実(純利益の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	ジャパン建材㈱社員 (経理等従事)	平成19年2月6日	平成19年2月26日	4万円
9	㈱小松製作所の株券に係る内部者取引 (平成18事務年度第9号)	重要事実(子会社の解散)を、その職務に関して知った同社の執行役員が、会社の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱小松製作所	平成19年3月9日	平成19年3月30日	4378万円
10	イー・アンド・アイシステム㈱ に係る半期報告書等の虚偽記載 (平成18事務年度第10号)	損失の繰延べにより、重要な事項につき虚偽の記載がある半期報告書を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた	イー・アンド・ アイシステム㈱	平成19年4月17日	平成19年5月10日	2259万円
11	㈱大塚家具の株券に係る内部者取引 (平成18事務年度第11号)	重要事実(配当予想値の上方修正)を、その職務に関して知った同社の役員が、会社の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱大塚家具	平成19年5月8日	平成19年5月29日	3044万円
12	ダイヤモンドリース㈱の株券に係る内部者取引 (平成18事務年度第12号)	重要事実(合併)を、ダイヤモンドリース㈱との間の契約の締結及び交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	ダイヤモンド リース㈱の 契約締結先社員	平成19年6月15日	平成19年6月29日	20万円

13	ユーエフジェイ セントラルリース㈱の株券 に係る内部者取引 (平成18事務年度第13号)	重要事実(合併)を、ユーエフジェイセントラルリース㈱との間の契約の締結及び交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	ユーエフジェイセントラルリース㈱の契約締結先社員	平成19年6月15日	平成19年6月29日	42万円
----	---	--	--------------------------	------------	------------	------

(平成19事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧 告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	ネクストウェア㈱に係る 有価証券報告書等の虚偽記載 (平成18事務年度第14号)	架空売上の計上により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び半期報告書を提出し、当該半期報告書を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた	ネクストウェア㈱	平成19年6月26日	平成19年7月13日	222万 9999円
2	㈱倉元製作所の株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第7号)	重要事実(業務提携)を、㈱倉元製作所との間の契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱倉元製作所の契約締結先社員	平成19年7月3日	平成19年7月13日	15万円
3	㈱東日カーライフグループに係る 有価証券報告書等の虚偽記載 (平成19事務年度第2号)	売上原価の過少計上、販売費及び一般管理費の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した	㈱東日カーライフグループ	平成19年7月18日	平成19年8月7日	600万円
4	泉州電業㈱の株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第3号)	重要事実(転換社債型新株予約権付社債を引き受ける者の募集)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	泉州電業㈱社員 (業務管理等従事)	平成19年10月19日	平成19年11月8日	4万円
5	泉州電業㈱の株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第4号)	重要事実(転換社債型新株予約権付社債を引き受ける者の募集)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	泉州電業㈱社員 (経理等従事)	平成19年10月19日	平成19年11月8日	58万円
6	カッパ・クリエイト㈱の株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第5号)	重要事実(資本業務提携)を、カッパ・クリエイト㈱の契約締結交渉先の役員からの伝達によって知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	発行体の契約締結交渉先の役員からの第一次情報受領者	平成19年11月2日	平成19年11月15日	44万円
7	日特建設㈱に係る 有価証券報告書等の虚偽記載 (平成19事務年度第6号)	有形固定資産等の過大計上により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した	日特建設㈱	平成19年11月20日	平成19年12月5日	349万 9999円
8	㈱ベルックスの株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第7号)	KYプランニング㈱が㈱ベルックスの株券を公開買付けすることについて、KYプランニング㈱の業務に従事していた者より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	KYプランニング㈱の業務に従事していた者からの第一次情報受領者	平成19年12月14日	平成20年1月11日	245万円
9	㈱WD Iの株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第8号)	重要事実(当期純利益、連結経常利益及び連結当期純利益の予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	㈱WD I社員 (経理等従事)	平成19年12月14日	平成20年1月11日	9万円
10	㈱ネットマークスに係る 有価証券報告書等の虚偽記載 (平成19事務年度第9号)	架空売上及び架空仕入の計上により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した	㈱ネットマークス	平成19年12月21日	平成20年1月18日	300万円
11	三洋電機㈱に係る 半期報告書の虚偽記載 (平成19事務年度第10号)	関係会社株式の過大計上及び関係会社損失引当金の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある半期報告書を提出した	三洋電機㈱	平成19年12月25日	平成20年1月18日	830万円
12	㈱サンシティの株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第11号)	重要事実(転換社債型新株予約権付社債を引き受ける者の募集)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	㈱サンシティ役員	平成20年1月22日	平成20年2月6日	53万円
13	テクノイト㈱ ほか9社の株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第12号)	オーツキ・ストラテジック・インベストメント㈱ほか9社がそれぞれテクノイト㈱ほか9社の株券を公開買付けすることについて、オーツキ・ストラテジック・インベストメント㈱ほか9社の契約締結先である宝印刷㈱社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	公開買付け者の契約締結先である宝印刷㈱社員からの第一次情報受領者	平成20年1月25日	平成20年2月14日	167万円
14	㈱天辻鋼球製作所 ほか2社の株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第13号)	日本精工㈱ほか2社がそれぞれ㈱天辻鋼球製作所ほか2社の株券を公開買付けすることについて、日本精工㈱ほか2社の契約締結先である宝印刷㈱社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	公開買付け者の契約締結先である宝印刷㈱社員からの第一次情報受領者	平成20年1月25日	平成20年2月14日	76万円
15	㈱アスキーソリューションズ に係る有価証券報告書等 の虚偽記載 (平成19事務年度第14号)	売上の過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、当該有価証券報告書を組込情報とする等の有価証券届出書に基づく募集により有価証券を取得させた	㈱アスキーソリューションズ	平成20年2月1日	平成20年2月21日	1957万円
16	カッパ・クリエイト㈱ほか1社 の株券に係る内部者取引 (平成19事務年度第15号)	重要事実(資本業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	日本放送協会職員 (第一次情報受領者)	平成20年2月29日	平成20年3月19日	26万円
17	カッパ・クリエイト㈱の株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第16号)	重要事実(資本業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	日本放送協会職員 (第一次情報受領者)	平成20年2月29日	平成20年3月19日	17万円
18	カッパ・クリエイト㈱の株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第17号)	重要事実(資本業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	日本放送協会職員 (第一次情報受領者)	平成20年2月29日	平成20年3月19日	6万円
19	丸善㈱に係る 有価証券報告書等の虚偽記載 (平成19事務年度第18号事件)	売上の前倒し計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した	丸善㈱	平成20年4月14日	平成20年4月3日	165万 9999円



20	㈱マーベラス エンターテインメントの株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第19号事件)	重要事実(経常利益、当期純利益、連結経常利益及び連結当期純利益の予想値の下方修正)を、㈱マーベラスエンターテインメントとの間の契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	新日本監査法人元職員 (㈱マーベラス エンターテインメントの 契約締結先職員・ 公認会計士)	平成20年3月18日	平成20年4月9日	134万円
21	ミサワホーム九州㈱に係る 有価証券報告書の虚偽記載 (平成19事務年度第20号事件)	売上の前倒し計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した	ミサワホーム九州㈱	平成20年4月15日	平成20年5月9日	199万 9999円
22	㈱セタの株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第21号事件)	重要事実(業務提携)を、㈱セタとの間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱セタの 契約締結先役員	平成20年4月22日	平成20年5月16日	104万円
23	㈱セタの株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第22号事件)	重要事実(業務提携)を、㈱セタとの間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱セタの 契約締結交渉先役員	平成20年4月22日	平成20年5月16日	27万円
24	㈱セタの株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第23号事件)	重要事実(業務提携)を、㈱セタとの間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱セタの 契約締結交渉先役員	平成20年4月22日	平成20年5月16日	22万円
25	㈱セタの株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第24号事件)	重要事実(業務提携)を、㈱セタとの間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱セタの 契約締結先役員	平成20年4月22日	平成20年5月16日	23万円
26	㈱セタの株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第25号事件)	重要事実(業務提携)を、㈱セタとの間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱セタの 契約締結交渉先役員	平成20年4月22日	平成20年5月16日	16万円
27	㈱セタの株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第26号事件)	重要事実(業務提携)を、㈱セタとの間の契約の締結の交渉に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱セタの 契約締結交渉先役員	平成20年4月22日	平成20年5月16日	41万円
28	㈱セタの株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第27号事件)	重要事実(業務提携)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱セタの契約締結 交渉先の役員からの 第一次情報受領者	平成20年4月22日	平成20年5月16日	25万円
29	㈱セタに係る 有価証券報告書の虚偽記載 (平成19事務年度第28号事件)	売上の前倒し計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した	㈱セタ	平成20年4月22日	平成20年5月16日	300万円
30	日本電子材料㈱の株券 に係る内部者取引 (平成19事務年度第29号事件)	重要事実(売上高予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	日本電子材料㈱社員 (営業企画等従事)	平成20年4月25日	平成20年5月21日	94万円
31	㈱クリムゾンに係る 有価証券報告書の虚偽記載 (平成19事務年度第30号事件)	売上原価の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した	㈱クリムゾン	平成20年6月3日	平成20年6月19日	500万円

(平成20事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勸 告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	㈱IHIに係る 有価証券報告書の虚偽記載 (平成19事務年度第31号事件)	売上の過大計上及び売上原価の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出し、当該有価証券報告書等を参照書類とする有価証券届出書等に基づく募集により有価証券を取得させた	㈱IHI	平成20年6月19日	平成20年7月9日	15億 9457万 9999円
2	真柄建設㈱に係る 有価証券報告書の虚偽記載 (平成20事務年度第1号)	売上の過大計上及び売上原価の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書等に基づく募集により有価証券を取得させた	真柄建設㈱	平成20年7月3日	平成20年8月1日	2499万 9999円
3	㈱サンエー・インター ナショナルの株券 に係る内部者取引 (平成20事務年度第2号)	重要事実(株式発行)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	㈱サンエー・インター ナショナル役員	平成20年7月24日	平成20年8月22日	1246万円
4	平和奥田㈱に係る 有価証券報告書の虚偽記載 (平成20事務年度第3号)	売上の過大計上、減損損失の不計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出し、当該有価証券報告書等を組込情報とする有価証券届出書等に基づく募集により有価証券を取得させた	平和奥田㈱	平成20年9月12日	平成20年10月1日	1266万円
5	㈱アーバンコーポレイションに 係る臨時報告書の虚偽記載 (平成20事務年度第4号)	第三者割当の方法による転換社債型新株予約権付社債の発行による手取金の使途につき、虚偽の記載がある臨時報告書を提出した	㈱アーバン コーポレイション	平成20年10月10日	平成20年11月7日	150万円
6	㈱ヴァリックほか1社の 株券に係る内部者取引 (平成20事務年度第5号)	重要事実(株式交換)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱ヴァリック役員	平成20年10月17日	平成20年11月7日	34万円
		重要事実(株式交換)を、㈱ラヴィスとの間の契約の履行に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱ラヴィスの 契約締結先役員			
7	㈱ヴァリックの 株券に係る内部者取引 (平成20事務年度第6号)	重要事実(株式交換)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱ヴァリック元社員 (予算・財務管理等 従事)	平成20年10月17日	平成20年11月7日	5万円
8	㈱メディセオ・ パルタックホールディングス 元社員による内部者取引 (平成20事務年度第7号)	重要事実(合併)を、㈱クオールとの間の契約の履行に関して知った他の社員を通じて、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買い付けた	㈱クオールの契約締結 先である㈱メディセ オ・パルタックホール ディングス元社員	平成20年10月24日	平成20年11月18日	118万円

9	株式会社 しい生活社員 による内部者取引 (平成20事務年度第10号)	重要事実(売上高予想値の下方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	株式会社 しい生活社員 (企画営業等従事)	平成20年11月4日	平成20年11月18日	2079万円
10	株式会社サイバーファームに係る 有価証券報告書の虚偽記載 (平成20事務年度第9号)	売上の前倒し計上により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した	株式会社サイバーファーム	平成20年10月31日	平成20年11月21日	300万円
11	株式会社アーバンコーポレイションに係る 有価証券報告書の虚偽記載 (平成20事務年度第8号)	第三者割当の方法による転換社債型新株予約権付社債の発行による調達資金の使途につき、虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した	株式会社アーバン コーポレイション	平成20年10月24日	平成20年11月28日	1081万円
12	中道機械株式会社に係る 有価証券報告書の虚偽記載 (平成20事務年度第11号)	売上原価の過少計上及び棚卸資産の過大計上により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した	中道機械株式会社	平成20年11月11日	平成20年12月3日	750万円
13	トラステックス ホールディングス株式会社に係る 有価証券報告書の虚偽記載 (平成20事務年度第12号)	売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、長期未収入金等及び劣後信託受益権の過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出し、当該有価証券報告書を参照書類とする等の有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた	トラステックス ホールディングス株式会社	平成20年11月21日	平成20年12月19日	2億 2424万円
14	ゴールドマン・サックス証券株式会社による内部者取引 (平成20事務年度第13号)	株式会社A P 8が株式会社レックス・ホールディングスの株券を公開買付けすることについて、株式会社A P 8と契約締結交渉をしていた者から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付けた	ゴールドマン・ サックス証券株式会社 (第一次情報受領者)	平成20年12月12日	平成21年1月20日	23万円
15	個人投資家によるトリニティ 工業株式会社に係る相場操縦 (平成20事務年度第14号)	トリニティ工業株式の株価の高値形成を図り、売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、同株券の相場を変動させるべき一連の売買をした	個人投資家	平成20年12月19日	平成21年1月20日	745万円
16	株式会社ブラコーに係る 有価証券報告書の虚偽記載 (平成20事務年度第15号)	売上の前倒し計上、売上債権の過大計上、前受金の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した	株式会社ブラコー	平成21年1月21日	平成21年2月17日	300万円
17	アルテック株式会社社員 による内部者取引 (平成20事務年度第16号)	重要事実(連結経常利益予想値の上方修正)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付けた	アルテック株式 会社社員 (商品販売等従事)	平成21年2月10日	平成21年3月10日	55万円
18	バイオニア株式会社監査役 による内部者取引 (平成20事務年度第17号)	バイオニア株式が東北バイオニア株式の株券を公開買付けすることについて、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付けた	バイオニア株式会社監査役	平成21年3月12日	平成21年3月31日	144万円
19	株式会社アイ・ビー・イー ホールディングス株式会社に係る 有価証券報告書の虚偽記載 (平成20事務年度第18号)	無形固定資産の過大計上、未払金の過少計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出し、当該有価証券報告書を組込情報とする有価証券届出書に基づく募集により、有価証券を取得させた	株式会社アイ・ビー・イー ホールディングス	平成21年3月24日	平成21年4月10日	3393万円
20	株式会社キャビン役員からの 情報受領者による内部者取引 (平成20事務年度第19号)	重要事実(業務提携の解消)を、株式会社キャビン役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付けた	株式会社キャビン役員からの 第一次情報受領者	平成21年3月26日	平成21年4月21日	1860万円
	株式会社ファーストリテイリングが株式会社キャビンの株券を公開買付けすることについて、株式会社ファーストリテイリングとの契約の履行に関して知った株式会社キャビンの役員から伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付けた	公開買付者の契約締結 先である株式会社キャビン 役員からの 第一次情報受領者				
21	株式会社ジー・エフ役員 による内部者取引 (平成21年度第1号)	重要事実(株式発行)を、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付けた	株式会社ジー・エフ役員	平成21年4月17日	平成21年5月14日	170万円
22	株式会社ゼンテック・テクノロロジー・ ジャパン株式会社に係る 有価証券報告書の虚偽記載 (平成21年度第2号)	売上の過大計上、貸倒損失の過少計上、売上債権及びのれんの過大計上等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した	株式会社ゼンテック・テクノ ロジー・ジャパン	平成21年4月21日	平成21年5月21日	600万円
23	株式会社栗本鐵工所取引先社員 による内部者取引 (平成21年度第3号)	重要事実(強度試験の検査数値等の改ざん)を、株式会社栗本鐵工所との間の契約の履行に関して知った他の社員を通じて、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に売り付けた	株式会社栗本鐵工所の 契約締結先社員	平成21年4月22日	平成21年5月21日	121万円
24	株式会社アルゴ21ほか4社の株券 に係る内部者取引 (平成21年度第4号)	キヤノンマーケティングジャパン株式会社ほか4社が公開買付けすることについて、同5社との契約の履行若しくは締結の交渉又はその職務に関して知った証券会社社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付けた	公開買付者の 契約締結先社員からの 第一次情報受領者 (公認会計士)	平成21年5月22日	平成21年6月23日	258万円
25	カブドットコム証券株式会社社員 による内部者取引 (平成21年度第5号)	三菱東京UFJ銀行がカブドットコム証券株式の株券を公開買付けすることについて、三菱東京UFJ銀行との間の契約の履行に関して知った役員を通じて、その職務に関して知り、自己の計算において、当該事実の公表前に買付けた	公開買付者の 契約締結先である カブドットコム証券 社員	平成21年6月5日	平成21年6月26日	44万円
26	カブドットコム証券株式会社社員 からの情報受領者による 内部者取引 (平成21年度第6号)	三菱東京UFJ銀行がカブドットコム証券株式の株券を公開買付けすることについて、三菱東京UFJ銀行との間の契約締結先であるカブドットコム証券の社員より伝達を受け、自己の計算において、当該事実の公表前に買付けた	公開買付者の 契約締結先である カブドットコム証券 社員からの 第一次情報受領者	平成21年6月5日	平成21年6月26日	38万円